規　程　集

(2023 年 12 月 22 日承認)

一般社団法人　日本老年歯科医学会

		規則名称	発議	承認	報告
1		定款	理事長	社員総会	
2		定款細則	理事長	理事会	社員総会
3		役員選任規程	総務理事	理事会・社員総会	
4		代議員規程	総務理事	理事会・社員総会	
5		学術委員会規程	担当委員会	理事会	
6		編集委員会規程	担当委員会	理事会	
7		財務委員会規程	担当委員会	理事会	
	1）	会計規則	担当委員会	理事会	
	2）	会費規則	担当委員会	理事会	
	3）	業務に係わる旅費等支給規則	担当委員会	理事会	
	4）	講演謝礼等に関する規則	担当委員会	理事会	
	5）	特別積立金等に関する規則	担当委員会	理事会	
	6）	渡邉郁馬記念基金(積立金)に関する規則	担当委員会	理事会	
	7）	研究助成事業対象経費および支出内訳基準規則	担当委員会	理事会	
8		教育委員会規程	担当委員会	理事会	
9		社会保険委員会規程	担当委員会	理事会	
10		ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ委員会規程	担当委員会	理事会	
11		在宅歯科医療委員会規程	担当委員会	理事会	
12		摂食嚥下リハビリテーション委員会規程	担当委員会	理事会	
	1）	摂食機能療法専門歯科医師制度規則	担当委員会	理事会	
	2）	摂食機能療法専門歯科医師制度施行細則	担当委員会	常任理事会	理事会
13		渉外委員会規程	担当委員会	理事会	
	1）	渉外委員会事業に係わる謝礼および接遇に関する細則	担当委員会	常任理事会	理事会
14		広報委員会規程	担当委員会	理事会	
15		研修委員会規程	担当委員会	理事会	
16		学術用語委員会規程	担当委員会	理事会	
17		歯科衛生士関連委員会規程	担当委員会	理事会	
	1）	認定歯科衛生士専門審査制度規則	担当委員会	理事会	
	2）	認定歯科衛生士専門審査制度規則施行細則	担当委員会	常任理事会	理事会
18		認定制度委員会規程	担当委員会	理事会	
19		専門医試験問題委員会規程	担当委員会	理事会	
(18)	1）	認定医制度規則	担当委員会	理事会	
	2）	認定医制度規則施行細則	担当委員会	常任理事会	理事会
	3）	老年歯科専門医制度規則	担当委員会	理事会	
	4）	老年歯科専門医制度施行細則	担当委員会	常任理事会	理事会
	5）	指導医制度規則	担当委員会	理事会	
	6）	指導医制度規則施行細則	担当委員会	常任理事会	理事会
	7）	研修機関制度規則	担当委員会	理事会	
	8）	研修機関制度規則施行細則	担当委員会	常任理事会	理事会
20		地域包括ケア委員会規程	担当委員会	理事会	
21		支部運営委員会規程	担当委員会	理事会	
	1）	支部規程	担当委員会	理事会	
	2）	支部長会規則	担当委員会	理事会	
22		病院歯科委員会規程	担当委員会	理事会	
23		表彰委員会規程	担当委員会	理事会	
	1）	表彰制度規則	担当委員会	理事会	
	2）	優秀課題口演賞選考細則	担当委員会	常任理事会	理事会
	3）	優秀ポスター賞選考細則	担当委員会	常任理事会	理事会
24		規程委員会規程	担当委員会	理事会	
25		倫理委員会規程	担当委員会	理事会	
26		倫理審査委員会規程	担当委員会	理事会	
	1）	倫理綱領	担当委員会	理事会	
	2）	臨床・疫学研究に係る業務に関する細則	担当委員会	理事会	
	3）	被験者の個人情報の取り扱いについて	担当委員会	理事会	
	4）	会員行動規範	担当委員会	理事会	
27		利益相反委員会規程	担当委員会	理事会	
	1）	老年歯科医学研究の利益相反(COI)に関する指針	担当委員会	理事会	
	2）	「老年歯科医学研究の利益相反(COI)に関する指針」の細則	担当委員会	理事会	
28		選挙管理委員会規程	担当委員会	理事会	
29		名誉会員推薦規則	担当委員会	理事会	
30		学術大会実施に関する規則	総務理事	理事会	社員総会
	1）	学術大会実施に関する細則	担当委員会	常任理事会	理事会
31		慶弔に関する規則	担当委員会	理事会	
32		個人情報保護指針	担当委員会	理事会	

1

一般社団法人日本老年歯科医学会　定款

第 1 章　総則

(名称)

第 1 条　本法人は、一般社団法人日本老年歯科医学会(英文では、Japanese Society of Gerodontology と表示する)と称する。

(主たる事務所)

第 2 条　本法人は、主たる事務所を東京都豊島区駒込一丁目 43 番 9 号駒込 TS ビル財団法人口腔保健協会内に置く。

(目的及び事業)

第 3 条　本法人は、会員相互及び内外の関連学会との連携協力を行うことにより、会員の老年歯科医学に関わる研究ならびに会員の知識の普及に貢献するとともに、それにより高齢者の保健・医療の進歩・発展を図り、もってわが国の学術の発展と国民の福祉に寄与することを会員共通の目的として、次の事業を行う。

1)学術大会、その他各種学術集会の開催
2)学会機関誌及びその他の出版物の刊行
3)高齢者の歯科医療及び健康に関する認定医等の養成ならびに認定
4)研究の奨励及び研究業績の表彰
5)国内外における関連団体との交流
6)高齢者の保健・医療の向上の推進
7)その他、本法人の目的達成のために必要と認められる事業

(公告の方法)

第 4 条　本法人の公告は、官報に掲載して行う。

(機関)

第 5 条　本法人は、本法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第 2 章　社員及び会員

(社員たる資格の得喪に関する規定)

第 6 条　別途定める選出方法により、正会員の中から選出された代議員をもって本法人の社員たる資格を有する者とする。

2　前項の選出方法に関して、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利(選挙権)を持ち、代議員に立候補する権利(被選挙権)を持つ。

(種別)

第 7 条　本法人の会員は、次のとおりとする。なお、前条記載のとおり、代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、法人法という)上の「社員」とする。

1)正会員　本法人の目的に賛同して入会した歯科医師、医師、その他の保健医療関係者
2)名誉会員　本法人及び老年歯科医学の発展に関して顕著な功労があった者で、理事会の議を経て社員総会の承認を得た者
3)賛助会員　本法人の目的達成のための事業に対し支援する団体又は個人で、理事会の承認を得た者

2　正会員は法人法に規定された次に掲げる社員たる代議員の権利を、代議員と同様に本法人に対して、行使することができる。

1)法第 14 条第 2 項の権利(定款の閲覧等)
2)法第 32 条第 2 項の権利(社員名簿の閲覧等)
3)法第 57 条第 4 項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)
4)法第 50 条第 6 項の権利(社員の代理権証明書面等の閲覧等)
5)法第 52 条第 5 項の権利(電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等)
6)法第 129 条第 3 項の権利(計算書類等の閲覧等)
7)法第 229 条第 2 項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)

8)法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利(合併契約等の閲覧)

(入会)
第 8 条　本法人の会員になろうとする者は、所定の入会申込書に入会金及び会費を添えて、理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
(入会金及び会費)
第 9 条　会員は社員総会の決議により、別に定める会費を納入しなければならない。
2　名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。
3　既納の入会金、会費は、いかなる事由があっても返還しない。
(退会及び退社)
第 10 条　本法人を退会・退社しようとする者は、その旨理事長に届け出なければならない。未納会費があるときは、それを全納しなければならない。
2　会員が次の各号の一に該当するときは、退会したものとみなす。
1)成年被後見人、又は被保佐人となったとき
2)死亡・解散したとき、又は失踪宣告を受けたとき
3)除名処分を受けたとき
4)会費を 2 ヵ年以上滞納したとき
3　社員(代議員)は第 1 項の他、次に掲げる事由により退社する。
1)本条 1 項及び 2 項により本会の正会員たる地位を喪失した場合及び喪失したものとみなされた場合
2)各種規定により代議員たる地位を喪失した場合
3)総社員(総代議員)の同意
4)死亡・解散
5)除名
(除名)
第 11 条　会員(社員たる代議員を含む)が次の各号の一に該当するときは、総社員(総代議員)の半数以上であって、かつ総社員(総代議員)の議決権の 4 分の 3 以上の議決権を有する者の賛成による社員総会の決議により、当該会員(社員たる代議員を含む)を除名することができる。
1)この定款又は会員行動規範及び各種規則等に違反したとき
2)本法人の名誉を傷つけ、又本法人の目的に反する行為をしたとき
2　前項の規定により会員(社員たる代議員を含む)を除名しようとする場合は、社員総会開催の 1 週間前までに通知し、社員総会において当該会員(社員たる代議員を含む)に弁明の機会を与えなければならない。
(会員の権利)
第 12 条　会員は、毎年開催される学術大会及び各種の集会で研究発表を行うことができる。
2　会員は、学会機関誌に投稿することができる。
(設立時の社員)
第 13 条　本法人の設立時の社員(代議員)の氏名又は名称及び住所は別表 1 記載の通りとする。

第 3 章　役員及び代議員

(役員)
第 14 条　本法人に次の役員を置く。
1)理事 20 名以上 30 名以内
2)監事 1 名以上 2 名以内
2　理事のうち 1 名を理事長(法人法上の代表理事)、2 名を副理事長とし、常任理事を若干名置くことができる。
(代議員)
第 15 条　本法人に 170 名以上 260 名以内の代議員を置く。
(役員の選任)
第 16 条　理事は、別途定められた選出方法により選出された者の中から、社員総会において選任する。なお、理事は代議員(法人法上の社員)の中から選任するものとする。
2　監事は、社員総会において選任する。
3　理事会は理事長を選定及び解職する。
4　副理事長、常任理事は理事長が指名し、理事会の承認を得るものとする。
5　理事長と副理事長は相互に兼ねることができない。

6 理事と監事は相互に兼ねることができない。

(理事の親族制限)

第17条 理事のうちには、それぞれの理事について、当該理事、その配偶者及び三親等以内の親族、ならびに当該理事と特別の関係がある者が理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 前項の特別の関係がある者とは、次に掲げる者とする。

1)当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

2)当該理事の使用人

3)前2号に掲げる者以外の者であって、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

4)前2号に掲げる者の配偶者

5)第1号から第3号までに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(役員の職務)

第18条 理事長は、本法人を代表し、会務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、予め理事長が指名した副理事長がその職務を代行する。

3 常任理事は、本法人の運営に関する職務を分掌する。

4 理事は、理事会を組織し、本法人の目的達成のために必要な事項を審議及び運営する。

5 監事は、本法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

1)本法人の業務を監査すること

2)本法人の業務及び財産の状況を調査すること

3)本法人の業務又は財産に関し不正の事実、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを理事会に報告すること

4)前号の報告をするために必要があるときは、理事会の招集を請求すること

(役員の任期)

第19条 理事、理事長、副理事長、常任理事の任期は、選任後2年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は選任後4年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠又は増員によって選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間と同一とする。

4 補欠又は増員によって選任された監事の任期は、前任者又は現任者の残任期間と同一とする。ただし、増員により選任された監事の任期については、他の監事の残任期間が2年に足らないときは、第2項によるものとする。

(役員の解任)

第20条 役員が次の各号の一に該当するときは、社員総会の議決により、これを解任することができる。

1)心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

2)職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(役員の報酬)

第21条 役員は無報酬とする。但し、会務のために要した費用は、支弁することができる。

(代議員の選任)

第22条 代議員は、正会員の中から別に定める選出方法により選出し、社員総会の承認を得るものとする。

2 理事又は理事会は代議員を選出することはできない。

(代議員の職務)

第23条 代議員は、正会員を代表して社員総会に出席し、審議事項を議決する。

(代議員の任期)

第24条 代議員の任期は、選任後2年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員によって選任された代議員の任期は、前任者又は現任者の残任期間と同一とする。

3 代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え(法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提起している場合(法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない(当該代議員は、役員の選任及び解任(同法第63条及び第70条)ならびに定款変更(同法第146条)についての議決権を有しないこととする。)。

(代議員の解任)

第25条 代議員が次の各号の一に該当するときは、総社員の半数以上であって、かつ総社員の議決権の3分の2以上の議決権を有する者の賛成による社員総会の決議により解任することができる。

ただし、議決の前に当該代議員に弁明の機会を与えなければならない。
1)心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
2)職務上の義務違反、その他代議員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

第4章 会議

(会議)
第26条 本法人の会議は、理事会、社員総会とする。また、常任理事会を置くことができる。
(理事会の構成)
第27条 理事会は、理事をもって構成する。
(理事会の権能)
第28条 理事会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。
1)社員総会により議決した事項の執行に関する事項
2)社員総会に付議すべき事項の決定に関する事項
3)その他の会務の執行に関する事項
4)理事長が必要と認めた事項
(理事会の開催)
第29条 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。
1)理事長が必要と認めたとき
2)理事長以外の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の招集の請求があったとき
3)第18条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき
(職務執行状況の報告)
第30条 理事長及び理事会によって業務を執行する理事として選任された理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告するものとする。
(理事会の招集)
第31条 理事会は、理事長が招集する。
2 理事長は、第29条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。
3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。
(理事会の議長)
第32条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。
2 理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、出席理事の互選により議長を選出する。
(理事会の定足数等)
第33条 理事会は、理事現在数の2分の1以上の出席がなければ、開会し議事を議決することはできない。
2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決する。
(理事会決議の省略)
第34条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
(理事会の議事録)
第35条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事(代表理事に事故若しくは支障があるときは出席理事全員)及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。但し、登記手続において必要となる場合においては、出席した理事及び監事の全員が署名又は記名押印しなければならない。
(社員総会の構成)
第36条 社員総会は、法人法上の社員たる代議員をもって構成する。
(社員総会の種別)
第37条 社員総会は定時社員総会、臨時社員総会の2種とする。
(社員総会の権能)
第38条 社員総会は、この定款及び法人法に定める事項のほか、次の事項を議決する。
1)定款の変更に関する事項
2)解散及び合併に関する事項
3)事業計画及び収支予算に関する事項

4)事業報告及び収支決算に関する事項
5)役員の選任及び解任に関する事項
6)入会金及び年会費の額に関する事項
7)借入金(その事業年度内の収支をもって償還する短期借入金を除く。)、その他新たな義務の負担及び権利の放棄に関する事項
8)その他運営に関する重要事項

(社員総会の開催)

第 39 条　定時社員総会は、毎事業年度終了後 3 ヵ月以内に開催する。

2　臨時社員総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

1)理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
2)社員(代議員)現在数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面によって招集の請求があったとき

(社員総会の招集)

第 40 条　社員総会は、理事長が招集する。

2　理事長は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その請求があった日から 6 週間以内の日を社員総会の日とする社員総会の招集の通知を発しなければならない。

3　社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(社員総会の議長)

第 41 条　社員総会の議長は、社員総会において出席社員(代議員)の中から選出する。

(社員総会の定足数等)

第 42 条　社員総会は、社員(代議員)現在数の過半数以上の出席がなければ、開会することができない。なお、あらかじめ他の社員(代議員)を代理人として表決を委任した社員(代議員)は出席したものとみなす。

2　理事又は社員(代議員)が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員(代議員)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

3　前項の規定により定時社員総会の目的である事項のすべてについての提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該定時社員総会が終結したものとみなす。

4　書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法務省令で定める時までに当該記載をした議決権行使書面を提出して行う。但し、書面による議決権の行使は理事会での社員総会の招集決議において決議された場合にのみ認められる。

5　電磁的方法による議決権の行使は、政令で定めるところにより、本法人の承諾を得て、法務省令で定める時までに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により提供して行う。但し、電磁的方法による議決権の行使は理事会での社員総会の招集決議において決議された場合にのみ認められる。

6　書面ならびに電磁的方法によって議決権を行使した社員(代議員)は出席したものとみなす。

7　社員総会の議事は、出席した社員(代議員)の過半数をもって決する。

(社員総会の議決権の個数)

第 43 条　社員は、総会において 1 人 1 個の議決権を有する。

(社員総会の議事録)

第 44 条　社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び社員総会において選出された議事録署名人 2 名以上が署名又は記名押印して 10 年間本法人の主たる事務所に備え置くものとする。但し、登記手続において必要となる場合においては、議長及び出席した理事が署名又は記名押印しなければならない。

第 5 章　学術大会

(学術大会)

第 45 条　本法人は学術大会を毎年 1 回開催するものとする。

(大会長)

第 46 条　学術大会を主宰するため、大会長を置く。大会長の任期、選任方法等については、別に定める。

第 6 章　基金

(基金)

第 47 条　本法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。
（基金の拠出者の権利に関する規定）
第 48 条　本法人の基金は、本法人が解散するときまでは返還しない。
（基金の返還手続）
第 49 条　基金の返還は、定時社員総会において返還すべき基金の総額についてのみ決議し、その後の具体的な基金の返還に関する事項については、理事会が決定する。

第 7 章　財産及び会計

（財産の構成）
第 50 条　本法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。
1）基金
2）会費
3）事業に伴う収入
4）財産から生じる収入
5）寄附金品
6）その他の収入
（財産の管理）
第 51 条　本法人の財産は、理事長が管理し、その管理方法は理事会の議決による。
（経費の支弁）
第 52 条　本法人の経費は、財産をもって支弁する。

（事業計画及び収支予算）
第 53 条　本法人の事業計画書及びこれに伴う収支予算書は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会及び社員総会の承認を受けなければならない。
（暫定予算）
第 54 条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。
2　前項の収入支出は、あらたに成立した予算の収入支出とみなす。
（事業報告及び収支決算）
第 55 条　本法人は、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。
2　本法人は、毎事業年度、次に掲げる書類及びこれらの書類の記載を補足する重要な事実を記載した書類（以下「附属明細書」という。）を作成しなければならない。
1）貸借対照表
2）損益計算書
3）事業報告書
4）剰余金の処分又は損失の処理に関する議案
3　理事は、監事の監査を受け、理事会で承認された前項各号に掲げる書類を定時社員総会に提出し、同項第 3 号に掲げる書類についてはその内容を報告し、同項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる書類については承認を求めなければならない。
（計算書類の監査）
第 56 条　理事は、定時社員総会前に、前条第 2 項の書類について監事の監査を受けなければならない。
2　理事は、定時社員総会の日から 5 週間前までに前条第 2 項各号に掲げる書類を、3 週間前までに附属明細書を監事に提出しなければならない。
3　監事は、前項の書類（附属明細書を除く。）を受領した日から 4 週間以内に、監査報告書を理事に提出しなければならない。
（長期借入金）
第 57 条　本法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び社員総会の議決、承認を得なければならない。

（新たな義務の負担等）
第 58 条　前条の規定に該当する場合ならびに収支予算で定めるものを除くほか、本法人が新たな義務を負担又は権利の放棄をしようとするときは、理事会及び社員総会の議決を経なければならない。
（事業年度）
第 59 条　本法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(剰余金分配の禁止)
第 60 条　本法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 8 章　定款の変更及び解散

(定款の変更)
第 61 条　本法人が定款を変更しようとするときは、総社員(総代議員)の半数以上であって、かつ総社員(総代議員)の議決権の 3 分の 2 以上の議決権を有する者の賛成による社員総会の決議を経なければならない。
(解散)
第 62 条　本法人は、次に掲げる事由により解散する。
1)社員総会の決議
2)法人の合併(合併により当該一般社団法人が消滅する場合の当該合併に限る。)
3)法人の破産手続開始の決定
4)解散を命ずる裁判
5)社員(代議員)が欠けたこと
2　前項第 1 号の事由により本法人が解散するときは、総社員(総代議員)の半数以上であって、かつ総社員(総代議員)の議決権の 4 分の 3 以上の議決権を有する者の賛成による社員総会の決議を経なければならない。
(残余財産の処分)
第 63 条　本法人の解散に伴う残余財産は、社員総会の議決を経て、公益社団法人、公益財団法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させる。
(合併)
第 64 条　本法人が合併しようとするときは、総社員(総代議員)の半数以上であって、かつ総社員(総代議員)の議決権の 4 分の 3 以上の議決権を有する者の賛成による社員総会の決議を経なければならない。

第 9 章　事務局

(事務局の設置)
第 65 条　本法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2　事務局には職員を置くことができる。
(職員の任免)
第 66 条　職員の任免は理事長が行う。
(組織及び運営)
第 67 条　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

第 10 章　雑則

(施行細則)
第 68 条　この定款の施行についての必要な事項は、理事長が理事会の議を経て、別に定める。

附　則

1　本法人の設立により、従来日本老年歯科医学会に属した一切の財産及び権利義務は、この法人が継承する。
2　従来の日本老年歯科医学会の正会員、賛助会員、名誉会員であって、第 7 条に規定する正会員、名誉会員、賛助会員の資格を有する者は、第 8 条の規定にかかわらず、設立の日からそれぞれ当該会員とする。また、従来の日本老年歯科医学会の機関会員は、第 8 条の規定にかかわらず、設立の日から第 7 条に規定する正会員とする。
3　この定款は、2019 年 6 月 6 日に一部改正施行する。
この定款は、2023 年 6 月 17 日に一部改正施行する。
別紙 1　設立時の社員の氏名及び住所(定款第 13 条)
社員　(住所略)　　植松　宏

社員	（住所略）	櫻井　薫
社員	（住所略）	佐藤　裕二
社員	（住所略）	下山　和弘
社員	（住所略）	那須　郁夫
社員	（住所略）	森戸　光彦
社員	（住所略）	山根　源之
社員	（住所略）	渡邉　郁馬

2

一般社団法人日本老年歯科医学会　定款細則

（2015 年 12 月 10 日改正）

（目的）

第 1 条　本則は、一般社団法人日本老年歯科医学会（以下「本会」という。）定款第 68 条に基づき、本会定款の施行について、必要な事項を定めるものである。

（会員の権利）

第 2 条　定款第 12 条に基づく会員の権利について、以下のように補足するものとする。

1)団体である正会員及び賛助会員の構成員は、個人名において、学術大会及び各種の集会で研究発表を行うことができない。

2)団体である正会員及び賛助会員の構成員は、個人名において、学会機関誌に投稿することができない。

（常任理事会）

第 3 条　常任理事会は、この法人の運営に関する会務を行う。

2　常任理事会は、理事長、副理事長、常任理事より構成する。

3　理事長は、副理事長の他に以下の理事を常任理事に指名し、理事会の承認を得、社員総会に報告するものとする。

1）総務担当理事
2）財務担当理事
3）学術担当理事
4）編集担当理事
5）理事長が指名する理事若干名

第 4 条　理事長は常任理事会を招集し議長となる。

2　常任理事会は、構成員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開会し議事を議決することはできない。

3　常任理事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決する。

4　監事、理事長が認めた者は、常任理事会に陪席し、意見を述べることができる。

5　常任理事会で承認された事項は、理事会に報告または承認を得るものとする。

（委員会）

第 5 条　理事長は、定款第 3 条に掲げる事業の円滑な運営を図るため、理事会の承認を経て、必要により各種の委員会を置くことができる。

1)委員会の委員長は、理事長が指名する。

2)委員会の委員及び幹事は、委員長が推薦し、理事長が委嘱する。

3)委員会の構成については、別に定める。

4)委員会に幹事を置くことができる。

（支部の設置）

第 6 条　本会は、定款第 3 条に掲げる事業の円滑な運営を図るため、理事会の承認を経て、必要な地に支部を置くことができる。

2　支部の活動等についての規程は、別に定める。

（日本老年学会関連学術団体）

第 7 条　本会は、日本老年医学会、日本老年社会科学会、日本基礎老化学会、日本老年精神医学会、日本ケアマネジメント学会、日本老年看護学会とともに日本老年学会を構成する。

2　本会の正会員は、日本老年医学会、日本老年社会科学会、日本基礎老化学会、日本老年精神医学会、日本ケアマネジメント学会、日本老年看護学会とともに日本老年学会の正会員とともに日本老年学会の正会員を構成する。

（改廃）

第 8 条　この定款細則を改廃する場合は、理事長の発議により、規程委員会での協議のうえ、理事会の承認を得て、社員総会に報告しなければならない。

附　則

1 この細則は、2011 年 6 月 14 日から施行する。
2 この細則は、2014 年 10 月 2 日から施行する。
3 この細則は、2015 年 12 月 10 日に改正され、2016 年 6 月 18 日から施行する。

3

一般社団法人日本老年歯科医学会　役員選任規程

（2023 年 6 月 17 日改正）

（目的）

第 1 条　この規程は、一般社団法人日本老年歯科医学会（以下「本会」という。）定款第 16 条に基づき、役員の選任に関し、必要な事項を定めるものである。

（理事の選出）

第 2 条　理事は、次の各号の選出方法によって選出され、社員総会の承認を得るものとする。

1)理事は代議員の中から理事に立候補した者を理事候補者とする。

2)理事候補者は、本人以外の代議員 2 名の推薦を受け、所定の届出を行った者とする。

3)一人の代議員は 5 名まで理事候補者を推薦できる。

4)理事候補推薦者は、自身の立候補に関して制限を受けない。

5)理事候補者が 22 名以上の場合は、理事候補者全員を被選挙人として、選挙管理委員会が定める方法（電磁的方法によるものを含む）により代議員の投票（10 名以内連記）によって、得票の上位より 21 名選出とする。同数得票者がある時は抽選とする。

6)立候補者数が 21 名以下の場合は、代議員による信任投票を行い、有効投票数の過半数をもって決する。

7)第 6 号で選出された理事が 21 名に満たない場合は、第 6 号で選出された理事を除く代議員を被選挙人として、得票の上位より不足分の理事数を第 5 号の選挙方法により選出する。

第 3 条　理事長は、第 2 条の理事とは別に、代議員の中から 9 名以内の理事を指名することができる。

（理事長の選出）

第 4 条　理事長は、理事会において、次の各号の選出方法によって選定され、社員総会に報告するものとする。

1)第 2 条で選出された理事は理事長に立候補できる。

2)理事長候補者は、本人以外の第2条で選出された理事5名の推薦書および本人の所信を添えて、所定の届出を行った者とする。

3)理事長候補者が 1 名の場合は、第 2 条で選出された理事による信任投票を行い、有効投票数の過半数をもって決する。

4)第 3 号の信任投票にて、信任が得られなかった場合、2 名以上が立候補した場合および立候補者がいなかった場合は、選挙管理委員会が定める方法（電磁的方法によるものを含む）により第 2 条で選出された理事の投票（単記）によって、その過半数を得た者とする。
過半数以上の得票者がなかった場合には、得票数上位 2 名を被推薦者として再度選挙管理委員会が定める方法（電磁的方法によるものを含む）で投票を行い、上位の票数を得た者とする。得票が同数の場合には抽選とする。

（選挙管理委員会の設置）

第 5 条　理事および理事長の選出のため、選挙管理委員会を置く。選挙管理委員会規程については、別に定める。

（改廃）

第 6 条　この規程を改廃する場合は、総務担当理事の発議により、規程委員会での協議の上、常任理事会の議を経て、理事会及び社員総会の承認を得なければならない。

附則

1　この規程は、2009 年 6 月 20 日から施行する。

2　この規程は、2014 年 1 月 9 日から施行する。

3　この規程は、2016 年 6 月 18 日から施行する。

4　この規程は、2021 年 5 月 29 日から施行する。

5　この規程は、2023 年 6 月 17 日から施行する。

4

一般社団法人日本老年歯科医学会　代議員規程

（2021 年 5 月 29 日改正）

（目的）

第 1 条　この規程は、一般社団法人日本老年歯科医学会（以下「本会」という。）定款に基づき、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員としての代議員の職務および選任等に関し、必要な事項を定めるものである。

（選出）

第 2 条　代議員は、定款第 15 条の定める定数に基づき、本規定により選出する。

2　代議員は、選挙によって選出され、社員総会で承認された者とする。

3　代議員の選出のために選挙管理委員会を置く。選挙管理委員会規定は、別に定める。

（代議員の職務）

第 3 条　代議員は、定款第 23 条による職務を遂行するため、次の各号に努めなければならない。

1）　社員総会の開催および成立に協力すること

2）社員総会に出席すること

3）社員総会の審議事項を審議し、議決すること

4）本会からの公告、書面ならびに電磁的方法による通知等に期日までに返答すること

5）その他、本会の運営に協力すること

（報酬）

第 4 条　代議員は、無報酬とする。

（選挙権）

第 5 条　代議員の選挙権は、代議員選出のための選挙を選挙管理委員会が公告した日（以下、「公告日」という。）において本会正会員である者が有するものとする。

（被選挙権）

第 6 条　代議員の被選挙権は、次の各号を満たすものが有するものとする。

1）公告日において本会正会員である者

2）会費を完納している者

2　公告日において代議員である者で、正当な理由なくして連続 2 回にわたり社員総会に出席しなかった者は、同選挙における被選挙権を喪失する。

（選挙）

第 7 条　代議員候補者は、第 6 条の要件を満たすもので、本会正会員 2 名の推薦を受け、選挙管理委員会が定める方法（電磁的方法によるものを含む）による届出を行った者とする。

2 選挙は、代議員候補者について、選挙管理委員会が定める方法（電磁的方法によるものを含む）による信任投票をもって決する。信任を受けた者が定数を超えた場合には、本会会員歴の長い者から選出するものとする。

3 代議員候補者が定数に満たない場合は前項によらず、信任投票を行わずに代議員候補者全てを代議員に選出する。

（信任投票）

第 8 条　信任投票を行うために、選挙管理委員会は、次の各号について選挙管理委員会の定める様式及び方法（電磁的方法によるものを含む）をもって、選挙人に通知する。

1）代議員候補者および推薦者の名簿

2）公告日において代議員である者は、定款第 23 条および本規定第 3 条に定める代議員としての職務の遂行状況

3）その他、選挙管理委員会が必要と認める事項

2　選挙人は、届出者のうち定款第 23 条および本規定第 3 条に定める代議員としての職務遂行を期待できない者を不信任とすることができる。
3　不信任の投票数が有効投票数の半数を超えなかった者を、本規程 7 条 2 号の定める信任を受けた者とする。

（改廃）
第 9 条　この規程を改廃する場合は、総務担当理事の発議により、規程委員会での協議のうえ、常任理事会の議を経て、理事会及び社員総会の承認を得なければならない。

附則
1　この規程は、2009 年 6 月 20 日から施行する。
2　この規程は、2014 年 6 月 6 日から施行する。
3　この規程は、2016 年 6 月 18 日から施行する。
4　この規程は、2019 年 6 月 6 日から施行する。
5　この規程は、2021 年 5 月 29 日に改正し、同年 5 月 30 日より施行する。第 6 条 2 に規定する社員総会の出席回数は、施行日以降の改選時に就任する代議員を対象とする。

5

一般社団法人日本老年歯科医学会　学術委員会規程

（2016 年 6 月 17 日改正）

（設置）

第 1 条　本会に、定款第 3 条の規定に基づき、一般社団法人日本老年歯科医学会学術委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

（目的）

第 2 条　本委員会は、定款第 3 条各号に規定する学術に関わる業務を行う。

（組織）

第 3 条　本委員会は、委員長 1 名、委員 10 名以内及び幹事 1 名をもって組織する。

2　委員長は、必要に応じて委員の中から副委員長を置くことができる。

第 4 条　委員長は、会務を総括する。

2　副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。

3　委員は、本規程第 7 条に掲げる事項を審議し、第 8 条に掲げる業務を担当する。

（委員長、委員の任期）

第 5 条　委員長、委員及び幹事の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

（会議）

第 6 条　本委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

2　本委員会には、構成員のほか次期学術大会長、委員長が必要と認め出席を要請した者及び委嘱を受けた者が出席することができる。

第 7 条　本委員会は、次の事項を審議する。

1）老年歯科医学における学術研究の推進

2）本会における学術活動

3）本会が主催する学術大会等の在り方

第 8 条　本委員会は、次の業務を行う。

1）本会における学術活動ならびに研究の企画

2）本会学術大会の構成

3）研究の奨励及び研究業績の顕彰

4）その他目的を達成するために必要な業務

（細則）

第 9 条　この規程の施行についての細則は、常任理事会の承認を経て、理事会に報告し、別に定める。

（改廃）

第 10 条　この規程を改廃する場合は、本委員会の発議により、規程委員会での協議のうえ、常任理事会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附　則

1　この規程は、2009 年 6 月 20 日から施行する。

2　この規程は、2014 年　10 月 2 日から施行する。

3　この規程は、2016 年 6 月 17 日から施行する。

6

一般社団法人日本老年歯科医学会　編集委員会規程

（2016 年 6 月 17 日改正）

（設置）

第 1 条　本会に、定款第 3 条の規定に基づき、一般社団法人日本老年歯科医学会編集委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

（目的）

第 2 条　本委員会は、定款第 3 条 2 号に規定する本会機関誌「老年歯科医学」の編集に関わる業務を行う。

（組織）

第 3 条　本委員会は、委員長 1 名、委員 25 名以内及び幹事 1 名をもって組織する。

2　委員長は、必要に応じて委員の中から副委員長を置くことができる。

3　委員長は、査読委員を委嘱することができる。

第 4 条　委員長は、会務を総括する。

2　副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。

3　委員は、本規程第 7 条に掲げる事項を審議し、第 8 条に掲げる業務を担当する。

4　委員及び査読委員は、論文原稿の査読を担当し、適切な助言を行う。

（委員長、委員の任期）

第 5 条　委員長、委員及び幹事の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

（会議）

第 6 条　本委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

2　本委員会には、構成員のほか委員長が必要と認め出席を要請した者及び委嘱を受けた編集業務担当者が出席することができる。

第 7 条　本委員会は、次の事項を審議する。

1）編集の基本方針
2）投稿規程の制定・改廃
3）査読委員の推薦
4）その他「老年歯科医学」に関する事項

第 8 条　本委員会は、次の業務を行う。

1）投稿原稿の受付・受理と査読担当者の決定
2）査読の結果の報告を受けた原稿の取扱いの決定
3）依頼原稿の項目、執筆者、原稿枚数、執筆期限等の決定
4）毎号の掲載記事等の決定
5）その他毎号の編集に関し必要な事項の検討

（細則）

第 9 条　この規程の施行についての細則は、常任理事会の承認を経て、理事会に報告し、別に定める。

（改廃）

第 10 条　この規程を改廃する場合は、本委員会の発議により、規程委員会での協議のうえ、常任理事会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附　則

1　この規程は、2009 年 6 月 20 日から施行する。
2　この規程は、2014 年 10 月 2 日から施行する。
3　この規程は、2016 年 6 月 17 日から施行する。

7

一般社団法人日本老年歯科医学会　財務委員会規程

（2016 年 6 月 17 日改正）

（設置）
第 1 条　本会に、定款第 3 条の規定に基づき、一般社団法人日本老年歯科医学会財務委員会（以下「本委員会」という。）を置く。
（目的）
第 2 条　本委員会は定款第 3 条の各号に規定する事業の財務にかかわる業務を行う。
（組織）
第 3 条　本委員会は、委員長 1 名、委員 2 名以内及び幹事 1 名をもって組織する。
2　委員長は、必要に応じて委員の中から副委員長を置くことができる。
第 4 条　委員長は会務を総括する。
2　副委員長は委員長を補佐し、会務を遂行する。
3　委員は、財務に関する本規程 7 条に掲げる事項を審議し、第 8 条に掲げる業務を担当する。
（任期）
第 5 条　委員長、委員及び幹事の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
（会議）
第 6 条　本委員会は、必要の都度、委員長が招集する。
2　本委員会には、構成員のほか委員長が必要と認めた者が出席することができる。
第 7 条　本委員会は、次の事項を審議する。
1）財務に関する事項
2）理事会から諮問された事項
第 8 条　本委員会は、次の業務を行う。
1）予算案
2）決算に関する事項
3）会計監査に関する事項
4）その他の財務に関する事項
（細則）
第 9 条　この規程の施行についての細則は、常任理事会の承認を経て、理事会に報告し、別に定める。
（改廃）
第 10 条　この規程を改廃する場合は、本委員会の発議により、規程委員会での協議のうえ、常任理事会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附　則
1　この規程は、2010 年 12 月 20 日から施行する。
2　この規程は、2014 年 10 月 2 日から施行する。
3　この規程は、2016 年 6 月 17 日から施行する。

7-1)

一般社団法人日本老年歯科医学会　会計規則

（2016 年 6 月 17 日改正）

（総則）

第 1 条　この規則は、一般社団法人日本老年歯科医学会（以下「本会」という。）の会計処理に関し、法令、定款、法人会計基準に定めのない事項を規定する。

2　この規則に明文のない事項の運用及び解釈は、一般の会計の慣行による。

3　学術大会の会計は別に定める。

第 2 条　本会の会計は単一の会計とする。

2　特別会計は、社員総会の承認により設けることができる。

（理事長及び財務担当理事の職務）

第 3 条　財務担当理事は、理事長の指示を受けて、適切な日時計画のもとで関係者に予算編成に必要な資料を提出させ、又調整を行い、収支予算の原案を作成する。

第 4 条　理事長は、社員総会提出の予算原案を理事会に提案する。

第 5 条　財務担当理事は、年度開始後予算案が社員総会で承認されるまでは、経常的な支出のみを事務局に行わせる。

第 6 条　財務担当理事は、毎月の収入及び支出状況を事務局から報告を受ける。

2　財務担当理事は、本会の経理業務を適切に遂行するため、事務局を指揮する。

3　財務担当理事は、理事長に対し、経理について、適時、報告する。

4　財務担当理事は、本会の財産に関わる通帳の印鑑を保管、管理する。

5　財産の運用に関しては、理事会の承認を必要とする。

第 7 条　財務担当理事は、本会の各委員会等から新たな支出要因の要求及び本会が新たな債務を負う場合は、理事会に提案するものとする。

第 8 条　理事長は、社員総会提出の収支決算の原案を理事会に提案する。

第 9 条　財務担当理事は、本会の会計事務を円滑かつ正確に執行するための仕組みを考案し、維持する。

（事務局の職務）

第 10 条　事務局は、本会の財産に関わる書類ならびに通帳を、財務担当理事の指示を受けて、保管、管理する。

2　事務局は、通常業務に支障を来たさない範囲の現金あるいは通常業務用通帳ならびにその印鑑を、財務担当理事の指示を受けて、保有し、管理する。

第 11 条　事務局は、一定額を超える用品あるいは備品の購入に関しては、事前に財務担当理事に申請し、承認を受けなければならない。

第 12 条　事務局は、毎月の収支状況等について、詳細な収支内容を財務担当理事に報告する。

第 13 条　事務局は、関係者に対し適時に納入告知、債権督促を行う。

第 14 条　事務局は、会計年度終了後、財務担当理事の指示を受けて、速やかに財務諸表を作成する。

（改廃）

第 15 条　この規則を改廃する場合は、財務委員会の発議により、規程委員会での協議のうえ、常任理事会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附　則

1　この規則は、2009 年 6 月 20 日から施行する。

2　この規則は、2012 年 12 月 19 日から施行する。

3　この規則は、2016 年 6 月 17 日から施行する。

7-2)

一般社団法人日本老年歯科医学会　会費規則

（2016 年 6 月 17 日改正）

（総則）

第 1 条　この規則は、定款第 8 条に定める一般社団法人日本老年歯科医学会（以下「本会」という。）の入会金及び会費等に関し、必要な事項を定めるものである。

（入会金、会費の額）

第 2 条　入会金の額は、定款第 7 条第 1 項に定める会員の種別に応じて次の通りとする。

1）正会員　　2,000 円

2）賛助会員　　0 円

第 3 条　会費の額は、定款第 7 条第 1 項に定める会員の種別に応じて次の通りとする。新規入会においても、入会時期にかかわらず、同じく次の通りとする。

1）正会員　　10,000 円

2）賛助会員　　20,000 円

（入会）

第 4 条　本会の正会員になろうとする者あるいは団体は、規則第 2 条及び第 3 条に定める入会金ならびに当該年度の会費を添えて、必要事項のすべてを記入した入会申込書を、本会事務局まで送付するものとする。なお、定款第 8 条に基づく理事会の承認を得られなかったときは、入会申込書に添えて提出された入会金及び当該年度の会費は、これを返還する。

2　本会の賛助会員になろうとする者あるいは団体は、前条に定める当該年度の会費を添えて、必要事項のすべてを記入した入会申込書及び必要な資料を、本会事務局まで送付するものとする。なお、定款第 7 条(3)に基づく理事会の承認を得られなかったときは、入会申込書等に添えて提出された当該年度の会費は、これを返還する。

（会費の納入）

第 5 条　会費は毎年度分（4 月から 3 月まで）を当該年度中に納入しなければならない。

第 6 条　会費滞納が 1 年以上におよぶときは、会員の権利を一時停止する場合がある。その後、会費を納入した場合でも、滞納期間中の会誌は配付を受けられない。

（在外の会員）

第 7 条　在外の会員は、郵送料等の必要経費を会費と別に納入しなければならない。納入金額は本委員会が別に定める。

（改廃）

第 8 条　この規則を改廃する場合は、財務委員会の発議により、規程委員会での協議のうえ、常任理事会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附　則

1　この規則は、2009 年 6 月 20 日から施行する。

2　この規則は、2010 年 12 月 20 日から施行する。

3　この規則は、2012 年 12 月 19 日から施行する。

4　この規則は、2016 年 6 月 17 日から施行する。

7-3)

一般社団法人日本老年歯科医学会　業務に係わる旅費等支給規則

（2023 年 6 月 15 日改正）

（目的）

第 1 条　この規則は、一般社団法人日本老年歯科医学会（以下「本会」という。）定款に基づき、本会の業務のため、旅行する役員等の旅費等に関する基準を定め、業務の円滑な運営に資するとともに適正な支出を図ることを目的とする。

（旅費の支給）

第 2 条　役員等が出張した場合には、この規則に定める旅費を支給する。

（旅費の種類）

第 3 条　旅費の種類は、交通費及び宿泊費とする。

（旅費等の計算）

第 4 条　旅費は、通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。但し、業務上の必要又は天災その他のやむを得ない事情により、通常の経路及び方法によって旅行し難い場合には、この限りでない。通常の経路による計算は、次の通りとする。

1）交通費：勤務地が会議等の開催地に近く、往復運賃が 2,000 円を超えない場合は、近郊交通費として一律 2,000 円とする。往復運賃が 2,000 円を超える場合の交通費は、勤務地主要最寄駅（空港）と出張先の主要最寄駅（空港）との往復運賃に近郊交通費を加算したものとする。

(1)飛行機：繁忙期、閑散期に関係なく通常の往復割引運賃（該当地区：北海道、四国、九州、沖縄）＋近郊交通費

(2)新幹線等 JR 私鉄各線：繁忙期、閑散期に関係なく通常の往復特急運賃＋往復指定席料金＋近郊交通費（東海道新幹線はのぞみの料金を適用、往復割引運賃適用区間については往復割引運賃による計算とする。）

2）宿泊費：原則、午後 6 時以降に終了する会議で、帰宅不可能あるいは帰宅が深夜に及ぶと思われる場合、財務担当理事の許可を得て支出。原則 20,000 円を上限に支給する。

3）昼　食：正午にかかる会議の場合準備。原則として 1,500 円まで。

4）夕　食：午後 6 時以降に終了する場合準備。原則として 2,000 円まで。

5）お茶・菓子代：1 名につき 1,000 円まで。

（海外公務の旅費等）

第 5 条　公務により海外へ出張した場合には、以下の現に支払った適正な費用を支給する。

1）交通費

2）宿泊費

3）参加費

（非会員の旅費等）

第 6 条　非会員が本会からの業務のために出張した場合は、本規則第 3 条、第 4 条および第 5 条に準じて旅費を支給する。

第 7 条　この規則について疑義が生じた場合又は実情に添わない場合は、理事長と関連理事の決定によるものとする。

（改廃）

第 8 条　この規則を改廃する場合は、財務委員会の発議により、規程委員会での協議のうえ、常任理事会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附　則

1　この規則は、2009 年 6 月 20 日から施行する。
2　この規則は、2010 年 12 月 20 日から施行する。
3　この規則は、2016 年 6 月 17 日から施行する。
4　この規則は、2017 年 3 月 13 日から施行する。
5　この規則は、2023 年 6 月 15 日から施行する。

7-4)

一般社団法人日本老年歯科医学会　講演謝礼等に関する規則

（2020 年 6 月 20 日改正）

（目　的）

第 1 条　この規則は、一般社団法人日本老年歯科医学会（以下「本会」という。）定款第 3 条に基づき、本会が行う事業に関わる諸費用に関する基準を定め、円滑な運営に資するとともに諸費用の適正な支出を図ることを目的とする。

第 2 条　学術大会の各種講演等への諸費用の支出は原則として以下の如く定める。

1）特別講演、教育講演、認定研修および市民フォーラムの演者

(1)謝　礼　　会　員：なし
　　非会員：上限 100,000 円＋源泉徴収税分

(2)資料代　　会　員：3,000 円＋源泉徴収税分
　　非会員：なし

(3)感謝状　　会員、非会員とも贈呈

2)シンポジウムの演者及びシンポジウムの座長

座長はシンポジウムを企画から運営までコーディネートした者を対象とする。

(1)謝　礼　　会　員：なし
　　非会員：上限 50,000 円＋源泉徴収税分

(2)資料代　　会　員：3,000 円＋源泉徴収税分
　　非会員：なし

(3)感謝状　　会員、非会員とも贈呈

3）会員への宿泊費、旅費、懇親会に関わる支弁はない。

4)非会員の演者に係る諸費用

(1)宿　泊　　2 泊を限度とし、業務に係わる旅費等支給規則に準ずる。

(2)旅　費　　業務に係わる旅費等支給規則に準ずる。

(3)懇親会　　招待とする。

5)外国人演者の諸費用

(1)謝　礼　　上限 100,000 円＋源泉徴収税分

(2)感謝状　　贈呈

(3)宿　泊　　2 泊を限度とし、業務に係わる旅費等支給規則に準ずる。

(4)旅　費　　主都市間の往復航空運賃（日本におけるビジネスクラス料金）

第 3 条　前条に定める学術大会以外の本会主催研修会等および本会支部セミナーへの諸費用の支出は原則として以下の如く定める。

1）講演の演者

(1)謝　礼　　会　員：なし
　　非会員：上限 50,000 円＋源泉徴収税分

(2)資料代　　支部セミナー：主催支部会員　3,000 円＋源泉徴収税分
　　主催支部以外の会員　上限 20,000 円＋源泉徴収税分
　　学会主催（委員会企画含む）セミナー：上限 20,000 円＋源泉徴収税分
　　非会員：なし

(3)旅　費　　業務に係わる旅費等支給規則に準ずる。

(4)宿　泊　　1 泊を限度とし、業務に係わる旅費等支給規則に準ずる。

(5)感謝状　　会員、非会員とも贈呈（担当役員より希望がある場合）

2)シンポジウムの演者及びシンポジウムの座長

座長はシンポジウムを企画から運営までコーディネートした者を対象とする。

(1)謝　礼　　会　員：なし
　　非会員：上限 50,000 円＋源泉徴収税分

(2)資料代　　会　員：3,000 円＋源泉徴収税分
　　非会員：なし

(3)旅　費　　業務に係わる旅費等支給規則に準ずる。
(4)宿　泊　　1 泊を限度とし、業務に係わる旅費等支給規則に準ずる。
(5)感謝状　　会員、非会員とも贈呈（担当役員より希望がある場合）

3）外国人演者の諸費用については、前条 5）に準ずる。

第 4 条　学会機関誌発行に関わる諸費用の支出は以下の如く定める。

1）依頼原稿の執筆者

(1)謝　礼　　会　員：なし（資料代も支給しない）
非会員：上限 50,000 円＋源泉徴収税分

2）投稿論文の査読謝礼

(1)謝　礼　会　員：なし
非会員：１編につき 3,000 円相当＋源泉徴収税分

第 5 条　この規則について疑義が生じた場合又は実情に添わない場合は、理事長と関連理事の決定によるものとする。

（改 廃）

第 6 条　この規則を改廃する場合は、財務委員会の発議により、規程委員会での協議のうえ、常任理事会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附　則

1　この規則は、2009 年 6 月 21 日から施行する。
2　この規則は、2010 年 12 月 20 日から施行する。
3　この規則は、2012 年 6 月 21 日から施行する。
4　この規則は、2012 年 12 月 19 日から施行する。
5　この規則は、2013 年 1 月 1 日から施行する。
6　この規則は、2016 年 6 月 17 日から施行する。
7　この規則は、2017 年 3 月 13 日から施行する。
8　この規則は、2020 年 6 月 20 日から施行する。

7-5)

一般社団法人日本老年歯科医学会　特別積立金等に関する規則

（2021 年 3 月 11 日改正）

（目的）

第 1 条　この規則は、一般社団法人日本老年歯科医学会（以下「本会」という。）定款 3 条に規定する事業を行うための特別積立金に関して必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。

（種類）

第 2 条　特別積立金は以下の 5 種類とする。

1）会員活動支援積立金
2）専門医制度整備積立金
3）用語辞典積立金
4）研究事業積立金
5）学術大会支援積立金

（使途）

第 3 条　特別積立金の使途は、下記の事業に限定する。

1）会員活動支援積立金は、高齢者歯科医療に関する研修、支部運営、広報等の会員活動のツール整備に関する事業
2）専門医制度整備積立金は専門医制度の整備に関する事業
3）用語辞典積立金は用語辞典の編集および発行に関する事業
4）研究事業積立金は本会の認めた研究に関する事業
5）学術大会支援積立金は、学術大会開催（周年事業、国際事業含む）を支援する事業

（構成）

第 4 条　特別積立金は、次に掲げるものをもって構成する。

1）積立金とすることを指定して寄附された財産
2）理事会において積立金に繰り入れることを議決した財産

（管理運用）

第 5 条　本積立金は、本会名義の本積立金専用の普通預金口座にて管理する。

（取り崩し）

第 6 条　本積立金の取り崩しは、定款第 3 条に定める事業への計上を目的とし、年度事業計画に基づいた予算により実施され、年度末決算にて報告する。

2　予算および決算は、理事会および社員総会の承認を必要とする。
3　本積立金の年度末繰越金は、本規則第 5 条により管理される。

（処分）

第 7 条　事業の実施上やむを得ない事由による本積立金の運用中止は、理事会の承認を得なければならない。

2　積立金残高は、本会名義の普通預金口座に繰り入れるものとする。

（改廃）

第 8 条　この規則を改廃する場合は、財務委員会の発議により、規程委員会での協議のうえ、常任理事会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附　則

1　この規則は、2012 年 6 月 21 日から施行する。
2　この規則は、2012 年 12 月 19 日から施行する。
3　この規則は、2016 年 6 月 17 日から施行する。
4　この規則は、2018 年 6 月 22 日から施行する。
5　この規則は、2021 年 3 月 11 日に改正し、2021 年度定時社員総会より施行する。

7-6）

一般社団法人日本老年歯科医学会　渡邉郁馬記念基金(積立金)に関する規則

(2016 年 6 月 17 日改正)

(目的)

第1条　本規則は、一般社団法人日本老年歯科医学会(以下「本会」という。)定款3条に規定する事業を行うための積立金を渡邉郁馬記念基金(以下「本積立金」という。)とし、これに関して必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。

2 本積立金は、本会初代理事長 渡邊郁馬氏からの原資をもとに、学会設立時の志を将来に継承し、老年歯科医学の発展のために活用される。

(使途)

第 2 条　本積立金の使途は、下記の事業に限定する。

1)老年歯科医学賞(渡邉郁馬賞)に関する事業

2)その他、本規則第 1 条に掲げる目的に該当すると認められた事業

(構成)

第 3 条　本積立金は、次に掲げるものをもって構成する。

1)本規則第 1 条 2 項の原資

2)本積立金とすることを指定して寄附された財産

3)理事会において本積立金に繰り入れることを議決した財産

(管理運用)

第 4 条　本積立金は、本会名義の本積立金専用の普通預金口座にて管理する。

(取り崩し)

第 5 条　本積立金の取り崩しは、定款第 3 条に定める事業への計上を目的とし、年度事業計画に基づいた予算により実施され、年度末決算にて報告される。

2 予算および決算は、理事会および社員総会の承認を必要とする。

3 本積立金の年度末繰越金は、本規則第 4 条により管理される。

(処分)

第 6 条　事業の実施上やむを得ない事由による本積立金の運用中止は、理事会の承認を得なければならない。

2 積立残高は、本会名義の普通預金口座に繰り入れるものとする。

(改廃)

第 7 条　この規則を改廃する場合は、財務委員会の発議により、規程委員会での協議のうえ、常任理事会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規則は、2015 年 12 月 10 日から施行する。

2 この規則は、2016 年 6 月 17 日から施行する。

7-7)

一般社団法人 日本老年歯科医学会
研究助成事業対象経費および支出内訳基準規則

（2018年3月31日施行）

（目的）
第 1 条　この規則は、一般社団法人日本老年歯科医学会（以下「本会」という。）定款第 3 条に基づき、本会研究助成事業の対象経費および支出内訳に関する基準を定め、円滑な運営に資するとともに諸費用の適正な支出を図ることを目的とする。
（対象経費）
第 2 条　本事業を実施するために必要な下記経費を対象とする。
1）備品購入費
2）消耗品
3）印刷製本費
4）会議費
5）旅費
6）通信費
7）報酬
8）その他財務委員会が認めた経費
（会議費）
第 3 条　第 2 条第 1 項 4）の会議費は、会場費および本会業務に係わる旅費等支給規則の範囲内で飲食費を含むことができる。
（旅費）
第 4 条　第 2 条第 1 項 5）の旅費は、本会業務に係わる旅費等支給規則の範囲内で実費精算を原則とする。
（報酬）
第 5 条　前条第 1 項 7）の報酬は次項のとおり運用する。
2　本会会員は、原則支給しない。
3　本会非会員に研究協力を求めた場合、下記を上限額に支給することができる。
その場合、税務申告に必要なマイナンバーの提出を受給者に求める
1）医師および歯科医師（これに相当する専門職または職階にある者）
上限　15,500 円（+源泉徴収税分）／日
2）1）以外の者　上限 8,800 円（+源泉徴収税分）／日
（その他財務委員会が認めた経費）
第 6 条　第 2 条第 1 項 8）のその他財務委員会が認めた経費について、見積書を財務委員会に提出し、あらかじめ了承を得る。
（経費管理）
第 7 条　研究助成事業の経費管理は、研究代表者の責任のもとに執行するものとする。
2　対象経費の支払いに関する領収証はすべて学会へ提示する。領収証または支払記録がない経費の精算は認めない。
3　財務委員会から照会があった際は、研究代表者は速やかに対応するものとする。
4　収支報告書は、財務委員会の承認を要する。
第 8 条　対象経費および支出内訳に関する基準について疑義が生じた場合または実情に添わない場合は、理事長と関連理事の決定によるものとする。
（改廃）
第 9 条　この規則を改廃する場合は、財務委員会の発議により、規程委員会で協議のうえ、理事会の承認を得なければならない。

附　則
1　この規則は、2018 年 3 月 31 日から施行する。

8

一般社団法人日本老年歯科医学会　教育委員会規程

（2018 年 12 月 7 日改正）

（設置）
第 1 条　本会に、定款第 3 条の規定に基づき、一般社団法人日本老年歯科医学会教育委員会（以下「本委員会」という。）を置く。
（目的）
第 2 条　本委員会は、定款第 3 条第 6 号に規定する老年歯科医学の教育及び教育基準に関する課題について検討する業務を行う。
（組織）
第 3 条　本委員会は、委員長 1 名、委員 6 名以内及び幹事 1 名をもって組織する。
　2　委員長は、必要に応じて委員の中から副委員長を置くことができる。
第 4 条　委員長は、会務を総括する。
　2　副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。
　3　委員は、本規程第 7 条に掲げる事項を審議し、第 8 条に掲げる業務を担当する。
（任期）
第 5 条　委員長、委員及び幹事の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
（会議）
第 6 条　本委員会は、必要の都度、委員長が招集する。
　2　本委員会には、構成員のほか委員長が必要と認めた者が出席することができる。
第 7 条　本委員会は、次の事項を審議する。
　1）老年歯科医学の教育に関する事項
　2）老年歯科医学の教育基準に関する事項
　3）その他、理事会から諮問された事項
第 8 条　本委員会は、次の業務を行う。
　1）老年歯科医学の教育に関する調査
　2）老年歯科医学の教育に関する改善案の策定
　3）老年歯科医学の教育基準の策定・見直し
　4）その他教育基準に関する事項の検討
（細則）
第 9 条　この規程の施行についての細則は、常任理事会の承認を経て、理事会に報告し、別に定める。
（改廃）
第 10 条　この規程を改廃する場合は、本委員会の発議により、規程委員会での協議のうえ、常任理事会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附　則
1　この規程は、2009 年 6 月 20 日から施行する。
2　この規程は、2012 年 12 月 19 日から施行する。
3　この規程は、2014 年 10 月 2 日から施行する。
4　この規程は、2016 年 6 月 17 日から施行する。
5　この規程は、2019 年 12 月 7 日から施行する。

9

一般社団法人日本老年歯科医学会　社会保険委員会規程

（2020年6月16日改正）

（設置）
第 1 条　本会に、定款第 3 条の規定に基づき、一般社団法人日本老年歯科医学会社会保険委員会（以下「本委員会」という。）を置く。
（目的）
第 2 条　本委員会は、定款第 3 条第 6 号に規定する歯科医療問題に関わる業務を推進するための業務を行う。
（組織）
第 3 条　本委員会は、委員長 1 名、委員 10 名以内及び幹事 1 名をもって組織する。
2　委員長は、必要に応じて委員の中から副委員長を置くことができる。
第 4 条　委員長は、会務を総括する
2　副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。
3　委員は、本規程第 7 条に掲げる事項を審議し、第 8 条に掲げる業務を担当する。
（委員長、委員の任期）
第 5 条　委員長、委員及び幹事の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
（会議）
第 6 条　本委員会は、必要の都度、委員長が招集する。
2　本委員会には、構成員のほか委員長が必要と認めた者が出席することができる。
第 7 条　本委員会は、次の事項を審議する。
1）歯科医療制度の問題点
2）老年歯科診療のあり方
3）社会保険制度に関する事項
4）社会保険診療報酬請求に関する事項
5）介護保険制度に関する事項
6）理事会から諮問された事項
7）その他歯科医療及び社会保険に関する事項
第 8 条　本委員会は、次の業務を行う。
1）歯科医療の諸問題の提示
2）歯科医療の諸問題に対する学会としての意見集約
3）医療制度、医療問題に関して関係諸機関との連絡調整
4）日本歯科医師会疑義解釈委員会からの諮問事項の検討
5）厚生労働省への診療報酬改定、介護報酬改定に対する要望書の作成
6）社会保険制度及び診療報酬に関する問題の検討と関係諸機関との連絡調整
7）その他医療問題及び社会保険に関する事項の検討
8）科学的根拠の収集、蓄積
9）その他医療問題及び社会保険に関する事項の検討
（細則）
第 9 条　この規程の施行についての細則は、常任理事会の承認を経て、理事会に報告し、別に定める。
（改廃）
第 10 条　この規程を改廃する場合は、本委員会の発議により、規程委員会での協議のうえ、常任理事会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附　則
1　この規程は、2014 年 10 月 2 日から施行する。
2　この規程は、2016 年 6 月 17 日から施行する。
3　この規程は、2020 年 6 月 16 日から施行する。

10

一般社団法人日本老年歯科医学会　ガイドライン委員会規程

（2016年6月17日改正）

（設置）
第 1 条　本会に、定款第 3 条の規定に基づき、一般社団法人日本老年歯科医学会ガイドライン委員会（以下「本委員会」という。）を置く。
（目的）
第 2 条　本委員会は、定款第 3 条第 6 号に規定する高齢者の保健・医療の向上に関わる業務を推進するために、老年歯科臨床及び老年歯科医学の健康へ果たす役割に関する科学的根拠を収集、蓄積し、ガイドラインに関わる業務を行う。
（組織）
第 3 条　本委員会は、委員長 1 名、委員 10 名以内及び幹事 1 名をもって組織する。
　2　委員長は、必要に応じて委員の中から副委員長を置くことができる。
第 4 条　委員長は、会務を総括する
　2　副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。
　3　委員は、本規程第 7 条に掲げる事項を審議し、第 8 条に掲げる業務を担当する。
（委員長、委員の任期）
第 5 条　委員長、委員及び幹事の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
（会議）
第 6 条　本委員会は、必要の都度、委員長が招集する。
　2　本委員会には、構成員のほか委員長が必要と認めた者が出席することができる。
第 7 条　本委員会は、次の事項を審議する。
　1）老年歯科臨床及び老年歯科医学のガイドラインに関する事項
　2）ガイドラインの社会への公表
　3）理事会から諮問された事項
　4）その他ガイドラインに関する事項
第 8 条　本委員会は、次の業務を行う。
　1）老年歯科臨床及び老年歯科医学のガイドラインの策定・見直し
　2）ガイドラインに関する科学的根拠の収集、蓄積
　3）ガイドラインの公表、周知
　4）その他ガイドラインに関する事項の検討
（細則）
第 9 条　この規程の施行についての細則は、常任理事会の承認を経て、理事会に報告し、別に定める。
（改廃）
第 10 条　この規程を改廃する場合は、本委員会の発議により、規程委員会での協議のうえ、常任理事会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附　則
　1　この規程は、2014 年 10 月 2 日から施行する。
　2　この規程は、2016 年 6 月 17 日から施行する。

11

一般社団法人日本老年歯科医学会　在宅歯科医療委員会規程

（2018年12年7日改正）

（設置）

第 1 条　本会に、定款第 3 条の規定に基づき、一般社団法人日本老年歯科医学会在宅歯科医療委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

（目的）

第2条　本委員会は、定款第3条第6号に規定する在宅歯科医療等の問題に関わる業務を推進するために、在宅歯科医療等の健康へ果たす役割に関する科学的根拠を収集、蓄積し、これをわが国の歯科医療制度及び政策へ反映させるために提言を行う。

（組織）

第 3 条　本委員会は、委員長 1 名、委員 10 名以内及び幹事 1 名をもって組織する。

2　委員長は、必要に応じて委員の中から副委員長を置くことができる。

第 4 条　委員長は、会務を総括する。

2　副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。

3　委員は、本規程第 7 条に掲げる事項を審議し、第 8 条に掲げる業務を担当する。

（委員長、委員の任期）

第 5 条　委員長、委員及び幹事の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

（会議）

第 6 条　本委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

2　本委員会には、構成員のほか委員長が必要と認めた者が出席することができる。

第 7 条　本委員会は、次の事項を審議する。

1)在宅歯科医療制度の問題点
2)在宅歯科医療のあり方
3)理事会から諮問された事項
4) その他の在宅歯科医療に関する事項

第 8 条　本委員会は、次の業務を行う。

1)在宅歯科医療の諸問題の提示
2)在宅歯科医療の諸問題に対する学会としての意見集約
3)在宅歯科医療制度、医療問題に関して関係諸機関との連絡調整
4)その他の在宅歯科医療問題に関する事項の検討

（細則）

第 9 条　この規程の施行についての細則は、常任理事会の承認を経て、理事会に報告し、別に定める。

（改廃）

第 10 条　この規程を改廃する場合は、本委員会の発議により、規程委員会での協議のうえ、常任理事会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附　則

1　この規程は、2009 年 6 月 20 日から施行する。
2　この規程は、2010 年 12 月 20 日から施行する。
3　この規程は、2012 年 12 月 19 日から施行する。
4　この規程は、2014 年 10 月 2 日から施行する。
5　この規程は、2016 年 6 月 17 日から施行する。
6　この規程は、2018 年 12 月 7 日から施行する。

12

一般社団法人日本老年歯科医学会　摂食嚥下リハビリテーション委員会規程

（2016年6月17日改正）

（設置）

第１条　本会に、定款第３条の規定に基づき、一般社団法人日本老年歯科医学会摂食嚥下リハビリテーション委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

（目的）

第２条　本委員会は、定款第３条第６号に規定する摂食・嚥下関連問題に関わる業務を推進するために、国民の健康へ果たす役割に関する科学的根拠を収集、蓄積し、これをわが国の歯科医療制度及び政策へ反映させるために提言を行う。

（組織）

第３条　本委員会は、委員長１名、委員10名以内及び幹事１名をもって組織する。

２　委員長は、必要に応じて委員の中から副委員長を置くことができる。

第４条　委員長は、会務を総括する

２　副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。

３　委員は、本規程第７条に掲げる事項を審議し、第８条に掲げる業務を担当する。

（委員長、委員の任期）

第５条　委員長、委員及び幹事の任期は２年とし、再任を妨げない。

（会議）

第６条　本委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

２　本委員会には、構成員のほか委員長が必要と認めた者が出席することができる。

第７条　本委員会は、次の事項を審議する。

1)摂食嚥下リハビリテーションに関連する歯科医療の問題点
2)摂食機能療法専門歯科医制度に関する各種事項
3)理事会から諮問された事項
4)その他摂食嚥下リハビリテーションに関連する歯科医療に関する事項

第８条　本委員会は、次の業務を行う。

1)摂食嚥下リハビリテーションに関連する歯科医療の諸問題の提示
2)摂食嚥下リハビリテーションに関連する歯科医療の諸問題に対する学会としての意見集約
3)摂食嚥下リハビリテーションに関連する歯科医療問題に関して関係諸機関との連絡調整
4)摂食機能療法専門歯科医師制度の運営全般
5)摂食機能療法専門歯科医師の適格者の理事会への認定発議
6)その他摂食嚥下リハビリテーションに関連する歯科医療問題に関する事項の検討

（細則）

第９条　この規程の施行についての細則は、常任理事会の承認を経て、理事会に報告し、別に定める。

（改廃）

第10条　この規程を改廃する場合は、本委員会の発議により、規程委員会での協議のうえ、常任理事会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附　則

１　この規程は、2009年６月20日から施行する。
２　この規程は、2010年12月20日から施行する。
３　この規程は、2014年10月２日から施行する。
４　この規程は、2014年12月11日から施行する。
５　この規程は、2016年６月17日から施行する。

12-1)

一般社団法人日本老年歯科医学会
摂食機能療法専門歯科医師制度規則

（2022年12月9日改正）

第1章　総則

第1条　本制度は、高齢者に必要とされる歯科医療を提供するための摂食嚥下リハビリテーションに関する専門的な知識と技術を有する歯科医師を認定することにより、国民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

第2条　前条の目的を達成するために一般社団法人日本老年歯科医学会（以下「本会」という）は、摂食機能療法専門歯科医師制度を設け、本制度の実施に必要な事業を行う。

第2章　委員会

第3条　本会摂食嚥下リハビリテーション委員会（以下「委員会」という）が前条の事業を適正に行う。

2　委員会の構成、委員の任期及び選出方法等は、別に定める各委員会規程による。

3　委員会は次の各号を審議する。

1）摂食機能療法専門歯科医師に関する事項
2）指定研修に関する事項
3）実地研修に関する事項
4）認定試験に関する事項
5）その他、本事業の実施に必要な事項

第3章　摂食機能療法専門歯科医師の認定

第4条　次の各号のすべてを満たした者で、委員会の審査に合格し、理事会の承認を得た者を摂食機能療法専門歯科医師に認定する。

1）日本国歯科医師の免許を有する者
2）摂食機能療法専門歯科医師申請時において、本会認定医または専門医である者
3）本規則第5条に定める指定研修を修了した者
4）本規則第8条に定める確認テストに合格した者
5）本規則第7条に定める実地研修を修了した者
6）本規則第9条に定める認定試験に合格した者

2　前項3）～6）の規程にかかわらず、委員会が認めた者は、理事会の承認を得て摂食機能療法専門歯科医師に認定する。

第4章　指定研修

第5条　指定研修は、本会摂食機能療法専門歯科医師として、習得すべき摂食機能および摂食機能障害に関する知識を理解することを目的とする。

2　次の各号のすべての研修項目を満たさなければならない。

1）総論
2）摂食嚥下機能の解剖・生理学
3）摂食嚥下機能の診察
4）摂食嚥下障害の原因と病態
5）摂食嚥下障害の評価と診断
6）摂食嚥下障害への対応
7）その他、委員会が必要する研修項目

3　本会が認める指定研修については別に定める。

第5章　実習機関および実地研修

第6条　実地研修は実習機関に所属するか実習機関と連携して実施する。

2　実習機関については、別に定める。

第7条　実地研修は、本会摂食機能療法専門歯科医師として、必要とされる摂食機能および摂食機能障害に関する技術を修得することを目的とする。

2　実地研修の内容については、別に定める。

第6章　確認テスト

第8条　確認テストは、本会摂食機能療法専門歯科医師に必要な専門的知識の習得を評価することを目的としている。

2　確認テストの内容については別に定める

第7章　認定試験

第9条　認定試験は次の各号のすべての受験を必須とする。

1）症例報告

2）口頭試問

3）その他、委員会が必要とするもの

2　認定試験は、年１回以上実施する。

3　認定試験は、委員会が運営する。

4　認定試験の運営については別に定める。

第8章　申請・審査及び登録

第~~8~~10条　摂食機能療法専門歯科医師の認定を受けようとする者は、申請審査料を添えて、別に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

第~~9~~11条　摂食機能療法専門歯科医師の審査は、次の各号のすべてを行うものとする。

1）書類審査

2）指定研修の履修

3）確認テスト

4）実地研修の修了

5）認定試験

6）その他、委員会が必要とするもの

第12条　摂食機能療法専門歯科医師の適正な評価は委員会が行い、合否判定は委員の3分の2以上の賛成によるものとする。

第13条　摂食機能療法専門歯科医師の認定を受けた者は、登録料を添えて登録申請を行う。本会は、申請に基づき登録を行い、認定証を交付する。

2　本会は摂食機能療法専門歯科医師名簿を公表する。

第9章　資格の更新

第14条　摂食機能療法専門歯科医師は、登録後5年毎に更新認定を受けなければその資格を失う。

2　摂食機能療法専門歯科医師の更新審査を受けようとする者は、更新料を添えて、別に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

3　更新要件は別に定める。

4　摂食機能療法専門歯科医師の適正な評価は委員会が行い、合否判定は委員の3分の2以上の賛成によるものとする。

5　委員会は前項の結果を理事会に答申し、更新認定の承認を得るものとする。

6　更新認定を受けた者について、本会は申請に基づき継続して登録を行い、認定証を交付する。

第 10 章　資格の喪失

第 15 条　摂食機能療法専門歯科医師は、次の各号の一に該当するとき、その資格を喪失する。

1）本人が資格の辞退を申し出たとき
2）日本国歯科医師の免許を喪失したとき
3）本会認定医の資格を喪失したとき
4）摂食機能療法専門歯科医師の資格更新をしないとき
5）委員会または理事会が摂食機能療法専門歯科医師として不適当を認めたとき

2　委員会は、本条第 1 項第 5 号に基づく資格喪失については、当該摂食機能療法専門歯科医師に対し、判定する前に弁明の機会を与えるものとする。

第 16 条　前条より、資格を喪失した者であっても、喪失の事由が消滅したときは再び認定を申請することができる。

第 11 章　諸費用

第 17 条　本制度の施行に関わる諸費用を次のように定める。

1）申請審査料　　30,000 円
2）登録料　　10,000 円
3）更新料　　10,000 円

第 12 章　補　則

第 18 条 この規則の施行についての細則は、常任理事会の承認を経て、理事会に報告し、別に定める。

第 19 条 本制度施行時より 2016 年度末までを暫定期間とし、認定条件を別に定める。

第 20 条　この規則を改廃する場合は、委員会の発議により、規程委員会での協議のうえ、常任理事会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附　則

1　この規則は、2014 年 12 月 11 日から施行する。
2　この規則は、2015年2月11日から施行する。
3　この規則は、2016年6月17日から施行する。
4　この規則は、2017年12月14日から施行する。
5　この規則は、2022年12月9日から施行する。

12-2)

一般社団法人日本老年歯科医学会
摂食機能療法専門歯科医師制度施行細則

（2022年12月9日改正）

（趣旨）

第１条　一般社団法人日本老年歯科医学会（以下「本会」と いう）は、摂食機能療法専門歯科医師制度規則（以下「規則」という）の施行にあたって、規則に定められている事項以外は、次の各条に従うものとする。

（指定研修）

第２条　規則第５条に定める指定研修は、本会摂食嚥下リハビリテーション委員会（以下「委員会」という）が主催する。

2 委員会は、実施の約半年前までに指定研修の実施要項を公示する。

3 委員会は、申請者が履修した研修項目について受講証を交付する。

4 委員会は、規則第５条２項に定める研修項目について確認テストを実施する。

（実習機関）

第３条　規則第６条に定める実地研修の実習機関は次の各号のいずれかを満たし、委員会が承認した施設とする。但し、委員会が認めた場合はこの限りでない。

1)摂食機能療法専門歯科医師取得後１年以上経過した本会正会員が常勤する医育機関

2) 摂食機能療法専門歯科医師取得後１年以上経過した本会正会員が常勤する歯科のある病院

3) 摂食機能療法専門歯科医師取得後１年以上経過した本会正会員が管理者として常勤する歯科医院

2 実習機関は、学会が定める理念にもとづいた知識や技術の習得を、指導を担当した摂食機能療法専門歯科医師が認めた場合に実地研修修了者へ修了証を交付する。

3 実習機関は、次の各号のいずれかに該当するとき、その資格を喪失する。

1) 本条１項を満たさなくなったとき

2) 実習機関が資格を辞退したとき

3) 委員会または理事会が実習機関として不適当と認めたとき

第４条　実地研修期間は、指定研修実施日より開始し、下記のいずれかとし、指導を担当する摂食機能療法専門歯科医師(以下、「指導者」という)との連携を維持する。

1)実習機関に所属した１年間以上の実地研修

2)実習機関と連携した２年間以上の実地研修

2　前項 1）における研修は、実習機関への常勤または非常勤は問わない

3　1 項 2）について、嚥下造影検査(以下、「VF」という)と嚥下内視鏡検査(以下、「VE」という)の臨床経験が申請時において５年以上ある場合は、本条１項の指導者が認めた場合に研修期間は１項 1）と同等とする。

第 5 条　実習機関において指導者は、次の各号の指導責任がある。
1）申請者が認定試験を合格するまでを指導期間とする。
2）規則第 9 条 1 項に定める認定試験のための指導
3）その他、規則第 7 条の目的達成に必要な指導

（実地研修）
第 6 条　規則第 6 条に定める実地研修は次の各号のすべてを満たさなければならない。
1）VE ならびに VF の実習経験
2）診療実績 30 症例
3）摂食機能療法計画書の作成
4）症例報告書の作成
5）その他、委員会が必要とする研修項目

（確認テスト）
第 7 条　確認テストを受けようとする者は下記のすべてを期日までに提出しなければならない。
1）指定研修受講証　様式 2
2）診療実績報告書　様式 3
3）症例報告書 3 症例　様式 4
2　確認テストは筆記試験を行うものとする。

第 8 条 規則第 9 条 1 項 1）に定める症例報告は 3 症例を提出し、症例毎に次の各号のすべてを満たさなければならない。
1）実地研修期間中に自ら摂食機能療法を施した症例
2）指導者が実施研修の成果として認めた症例
3）VE もしくは VF により評価を行った症例
4）摂食機能療法計画書を作成した症例

（認定試験）
第 9 条　認定試験を受けようとする者は、第 7 条における提出書類の審査および筆記試験に合格しなければならない。

第 ~~6~~10 条　規則第 9 条に定める認定試験は委員会が実施する。
2 委員会は、実施前年度末までに認定試験の実施要項を公示する。
3　口頭試問は下記の各号を評価対象とする。
1）摂食機能療法専門歯科医師審査ポスターにおけるプレゼンテーション
2）上記 1）に必要な視聴覚資料
4　摂食機能療法専門歯科医師審査ポスターのプレゼンテーション症例は本細則第 7 条 4）で抄録を提出した症例とする。
5 委員会は認定試験の審査員を若干名置くことができる。
6 審査員は、摂食機能療法専門歯科医師から委員会委員長が指名する。

（申請書類）
第 11 条 摂食機能療法専門歯科医師の認定を受けようとする者は、申請審査料を添えて、摂食機能療法専門歯科医師申請書(様式 1)を委員会に提出する。

第 12 条 認定審査に合格し、摂食機能療法専門歯科医師に登録しようとする者は、登録料を添えて、下記を委員会に提出する。

1）登録申請書　様式 5

2）実地研修修了証　様式 6

2 いかなる場合でも、申請日より 5 年間のうちに登録がない場合はすべての審査結果は破棄され、再申請を認めることとする。但し、委員会が認めた場合はこの限りではない。

（更新）

第 13 条　更新審査を受けようとする者は、更新料を添えて、次の各号の書類を委員会に提出する。

1）更新申請書　様式 7

2）診療実績報告書　様式 3

2 更新審査は、摂食機能療法専門歯科医師として、各号のいずれかの活動報告とする。なお、１症例のみといった症例報告は不可とする。~~を~~

1）臨床指導（所属機関や地域における活動）

2）教育活動（歯科医師、歯科衛生士、他医療職、施設介護職員、学生等対象）

3）研究活動（摂食嚥下障害に関する論文、書籍等）

4）啓発活動（所属機関や地域における活動）

3　活動報告は学術大会時に摂食機能療法専門歯科医師更新ポスターで発表する。

4 更新申請は登録期限日の 1 年前より受付ける。更新受付期間は別に定める。

5 更新受付期間中に更新申請が出来ない者は、その理由を添えて委員会に申し出るものとする。

6 更新申請の延長は、委員会が認めた場合に限り、登録期限日より 1 年間を上限とする。

第 14 条　この細則を改廃する場合は、委員会の発議により、規程委員会で協議のうえ、常任理事会の承認を得て、理事会に報告しなければならない。

附　則

1 この細則は、2014 年 12 月 11 日から施行する。

2 この細則は、2015 年 6 月 12 日から施行する。

3 この細則は、2016 年 6 月 17 日から施行する。

4 この細則は、2017 年 12 月 14 日から施行する。

5 この細則は、2018 年 3 月 8 日から施行する。

6　この細則は、2022 年 12 月 9 日から施行する。但し、第 4 条は 2024 年 3 月末日申請受付期限による申請者より施行する。

13

一般社団法人日本老年歯科医学会　渉外委員会規程

（2022年5月12日改正）

（設置）

第 1 条　本会に、定款第 3 条の規定に基づき、一般社団法人日本老年歯科医学会渉外委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

（目的）

第 2 条　本委員会は、定款第 3 条第 5 号に規定する下記事項の推進に関わる業務を行う。

1）国内外における関連団体との交流

2）国際的な研究協力

（組織）

第 3 条　本委員会は、委員長 1 名、委員 8 名以内及び幹事 1 名をもって組織する。

2　委員長は、必要に応じて委員の中から副委員長を置くことができる。

第 4 条　委員長は、会務を総括する。

2　副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。

3　委員は、本規程第 7 条に掲げる事項を審議し、第 8 条に掲げる業務を担当する。

（委員長、委員の任期）

第 5 条　委員長、委員及び幹事の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

（会議）

第 6 条　本委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

2　本委員会には、構成員のほか委員長が必要と認め出席を要請した者及び委嘱を受けた者が出席することができる。

第 7 条　本委員会は、次の事項を審議する。

1）海外の関連学会との交流のあり方

2）海外の関連学会との共催学会の企画と運営

3）海外の関連学会への演者及び役員の推薦

4）学術大会への外国講師の招聘

5）国際フォーラムの企画と運営

6）理事会から諮問された事項

7）その他、国内外における渉外

第 8 条　本委員会は、次の業務を行う。

1）海外の関連学会に関する情報の収集、及びその広報・通知

2）海外の関連学会との共催学会開催の支援

3）学術大会への外国講師の招聘

4）国際フォーラムの企画と運営

5）その他、国内外における渉外に関する事項

（細則）

第 9 条　この規程の施行についての細則は、常任理事会の承認を経て、理事会に報告し、別に定める。

（改廃）

第 10 条　この規程を改廃する場合は、本委員会の発議により、規程委員会での協議のうえ、常任理事会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規程は、2009 年 6 月 20 日から施行する。

2 この規程は、2010 年 12 月 20 日から施行する。

3 この規程は、2014 年 10 月 2 日から施行する。

4 この規程は、2016 年 6 月 17 日から施行する。

5 この規程は、2022 年 5 月 12 日に改正し、同 6 月 11 日から施行する。

13-1)

一般社団法人日本老年歯科医学会
涉外委員会事業に係わる謝礼および接遇に関する細則

（2022 年 6 月 10 日制定）

（目　的）

第 1 条　この細則は、一般社団法人日本老年歯科医学会（以下「本会」という。）定款第 3 条に基づき、本会涉外委員会の事業に係わる謝礼および接遇に関する基準を定め、円滑な運営に資するとともに諸費用の適正な支出を図ることを目的とする。

（予　算）

第 2 条　本目的に関する経費は、本会事業予算「各種委員会活動事業費」より計上する。なお、特殊な事情のある場合には、理事長と関連理事で検討する。

（謝礼および接遇）

第 3 条　支出は原則として以下の如く定め、特殊な事情のある場合には、理事長と関連理事で検討する。

2　国外より講師または座長を招聘した場合の謝礼は下記とする。

1）謝　礼　演者は 100,000 円上限、座長は 50,000 円上限＋源泉徴収税分
涉外、大会長、理事長、財務による協議で決定し事前に提示。
学会時に事務局が支給。

2)交通費　事前に事務局でビジネスクラス料金まで調査した上で一定金額を提示し、講師または座長がその範囲内で購入する。学会時に事務局が定額支給。

3）宿泊費　学会期間中は実費負担（前泊を含むが、後泊については個別対応）。
委員会と大会主管校で宿泊予約をとり、事務局が清算。

4）感謝状

3　国外より本会学術大会へ招聘した場合の接遇は下記とする。

1）参加費無料　　講師および座長を依頼した招聘者とその配偶者。

2）懇親会無料　　講師および座長を依頼した招聘者とその配偶者。

4　詳細は別表のとおりとする。

（改　廃）

第 4 条　この細則を改廃する場合は、涉外委員会の発議により、規程委員会で協議のうえ、常任理事会の承認を得て、理事会に報告しなければならない。

附　則

1　この細則は、2016 年 6 月 17 日から施行する。

2　この細則は、2022 年 6 月 10 日から施行する。

（別表）

	一般の演者	国際交流に伴う演者・座長
謝礼（演者） 謝礼（座長）	100,000 円＋源泉徴収税分 規定無し	100,000 円上限＋源泉徴収税分 50,000 円上限＋源泉徴収税分
交通費	主都市間の往復航空運賃 （日本におけるビジネスクラス料金）	実費相当
同伴者交通費	なし	なし
宿泊費	2 泊を限度とする（学会指定）	学会期間中は実費負担 （学会指定、委員会と大会校で宿泊予約）
同伴者宿泊費	なし	なし（配偶者はツイン OK）
感謝状	あり	あり
参加費	無料	無料
同伴者参加費	有料	配偶者は無料
懇親会費	招待	招待
同伴者懇親会費	－	配偶者は無料（参加希望時）

14

一般社団法人日本老年歯科医学会　広報委員会規程

（2016 年 6 月 17 日改正）

（設置）

第 1 条　本会に、定款第 3 条の規定に基づき、一般社団法人日本老年歯科医学会広報委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

（目的）

第 2 条　本委員会は、定款第 3 条に規定する事業の広報活動及び社会との連携に関わる業務を行う。

（組織）

第 3 条　本委員会は、委員長 1 名、委員7名以内及び幹事 1 名をもって組織する。

2　委員長は、必要に応じて委員の中から副委員長を置くことができる。

第 4 条　委員長は、会務を総括する。

2　副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。

3　委員は、本規程第 7 条に掲げる事項を審議し、第 8 条に掲げる業務を担当する。

（委員長、委員の任期）

第 5 条　委員長、委員及び幹事の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

（会議）

第 6 条　本委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

2　本委員会には、構成員のほか委員長が必要と認め出席を要請した者及び委嘱を受けた者が出席することができる。

第 7 条　本委員会は、次の事項を審議する。

1）学会活動に関する正確な情報を社会・国民に提供するための方策
2）社会・国民に対する啓発活動を行うための、他の委員会との連携
3）ホームページの管理
4）ニュースレターの編集
5）その他広報活動に関する事項

第 8 条　本委員会は、次の業務を行う。

1）社会・国民との対話の推進
2）ホームページの内容更新
3）ニュースレターの発行業務
4）その他広報活動に関する事項

（細則）

第 9 条　この規程の施行についての細則は、常任理事会の承認を経て、理事会に報告し、別に定める。

（改廃）

第 10 条　この規程を改廃する場合は、本委員会の発議により、規程委員会での協議のうえ、常任理事会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附　則

1　この規程は、2009 年 6 月 20 日から施行する。
2　この規程は、2012 年 12 月 19 日から施行する。
3　この規程は、2014 年 10 月 2 日から施行する。
4　この規程は、2016 年 6 月 17 日から施行する。

15

一般社団法人日本老年歯科医学会　研修委員会規程

（2016 年 6 月 17 日制定）

（設置）

第 1 条　本会に、定款第 3 条、及び認定制度規則第 3 条第 3 号ならびに専門医制度規則第 3 条第 3 号の規定に基づき、一般社団法人日本老年歯科医学会研修委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

（目的）

第 2 条　本委員会は、定款第 3 条の各号及び専門医制度規則第 5 条第 2 号に規定する事業の老年歯科医学に関わる知識の普及と高齢者歯科医療の質の向上を目的とした研修に関わる業務を行う。

（組織）

第 3 条　本委員会は、委員長 1 名、委員7名以内及び幹事 1 名をもって組織する。

2　委員長は、必要に応じて委員の中から副委員長を置くことができる。

第 4 条　委員長は、会務を総括する。

2　副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。

3　委員は、本規程第 7 条に掲げる事項を審議し、第 8 条に掲げる業務を担当する。

（委員長、委員の任期）

第 5 条　委員長、委員及び幹事の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

（会議）

第 6 条　本委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

2　本委員会には、構成員のほか委員長が必要と認め出席を要請した者及び委嘱を受けた者が出席することができる。

第 7 条　本委員会は、次の事項を審議する。

1）社会・国民に対する啓発活動の実施を行うための事項
2）認定制度研修カリキュラムの作成及び改定の事項
3）本会主催研修事業の事項
4）本委員会の目的達成に必要な他の委員会および他団体との連携の事項
5）その他本会主催研修事業に関する事項

第 8 条　本委員会は、次の業務を行う。

1）会員への研修事業の推進
2）社会・国民との対話の推進
3）本会主催研修事業の企画および運営
4）認定制度研修カリキュラムの作成及び改定ならびに公示
5）その他本会主催研修事業に関する事項

（細則）

第 9 条　この規程の施行についての細則は、常任理事会の承認を経て、理事会に報告し、別に定める。

（改廃）

第 10 条　この規程を改廃する場合は、本委員会の発議により、規程委員会での協議のうえ、常任理事会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附　則

1　この規程は、2016 年 6 月 17 日から施行する。

16

一般社団法人日本老年歯科医学会　学術用語委員会規程

（2016 年 6 月 17 日改正）

（設置）

第 1 条　本会に、定款第 3 条の規定に基づき、一般社団法人日本老年歯科医学会学術用語委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

（目的）

第 2 条　本委員会は、定款第 3 条各号に規定する老年歯科医学用語の検討に関わる業務を行う。

（組織）

第 3 条　本委員会は、委員長 1 名、委員 10 名以内及び幹事 1 名をもって組織する。

2　委員長は、必要に応じて委員の中から副委員長を置くことができる。

第 4 条　委員長は、会務を総括する。

2　副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。

3　委員は、本規程第 7 条に掲げる事項を審議し、第 8 条に掲げる業務を担当する。

（委員長、委員の任期）

第 5 条　委員長、委員及び幹事の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

（会議）

第 6 条　本委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

2　本委員会には、構成員のほか委員長が必要と認め出席を要請した者が出席することができる。

第 7 条　本委員会は、次の事項を審議する。

1）老年歯科医学専門用語の検討

2）専門用語に関する他分野との調整

第 8 条　本委員会は、次の業務を行う。

1）老年歯科医学用語辞典の編纂・改訂・発行

2）その他目的を達成するために必要な業務

（細則）

第 9 条　この規程の施行についての細則は、常任理事会の承認を経て、理事会に報告し、別に定める。

（改廃）

第 10 条　この規程を改廃する場合は、本委員会の発議により、規程委員会での協議のうえ、常任理事会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附　則

1　この規程は、2009 年 6 月 20 日から施行する。

2　この規程は、2014 年 10 月 2 日から施行する。

3　この規程は、2016 年 6 月 17 日から施行する。

17

一般社団法人日本老年歯科医学会　歯科衛生士関連委員会規程

（2016 年 6 月 17 日改正）

（設置）

第 1 条　本会に、定款第 3 条の規定に基づき、一般社団法人日本老年歯科医学会歯科衛生士関連委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

（目的）

第 2 条　本委員会は、定款第 3 条第 6 号に規定する歯科医療の向上に不可欠な歯科衛生士の老年歯科医療における質的向上を図るための生涯学習に関わる業務を行う。さらに、本委員会は、歯科医療の向上の推進、すなわち認定歯科衛生士専門審査制度の適正な運用に関わる業務を行う。

（組織）

第 3 条　本委員会は、委員長 1 名、委員 10 名以内及び幹事 1 名をもって組織する。

2　委員長は、必要に応じて委員の中から副委員長を置くことができる。

第 4 条　委員長は、会務を総括する。

2　副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。

3　委員は、本規程第 7 条に掲げる事項を審議し、第 8 条に掲げる業務を担当する。

（委員長、委員の任期）

第 5 条　委員長、委員及び幹事の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

（会議）

第 6 条　本委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

2　本委員会には、構成員のほか委員長が必要と認め出席を要請した者が出席することができる。

第 7 条　本委員会は、次の事項を審議する。

1）認定歯科衛生士制度の各種事項

2）歯科衛生士のための研修会等の企画

第 8 条　本委員会は、次の業務を行う。

1）認定歯科衛生士制度の運営

2）歯科衛生士のための研修会等の運営

（細則）

第 9 条　この規程の施行についての細則は、常任理事会の承認を経て、理事会に報告し、別に定める。

（改廃）

第 10 条　この規程を改廃する場合は、本委員会の発議により、規程委員会での協議のうえ、常任理事会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附　則

1　この規程は、2009 年 6 月 20 日から施行する。

2　この規程は、2010 年 12 月 20 日から施行する。

3　この規程は、2014 年 10 月 2 日から施行する。

4　この規程は、2016 年 6 月 17 日から施行する。

17-1)

一般社団法人日本老年歯科医学会　認定歯科衛生士専門審査制度規則

（2016 年 6 月 18 日 改正）

第 1 章　総則

第 1 条　本制度は、高齢者に必要な歯科医療・保健を提供するための知識、臨床経験を有する歯科衛生士を養成することにより、歯科医療・保健の立場から高齢者の生活を支援し、高齢者の健康を増進することを目的とする。

第 2 条　前条の目的を達成するために一般社団法人日本老年歯科医学会（以下「本会」という）は、社団法人日本歯科衛生士会（以下「日本歯科衛生士会」という）認定歯科衛生士制度規則第 14 条二に基づく日本歯科衛生士会認定歯科衛生士（以下「認定歯科衛生士」という）（老年歯科）の専門審査のための制度を設け、本制度の実施に必要な事業を行う。

第 2 章　認定歯科衛生士審査委員会

第 3 条　本会は、認定歯科衛生士（老年歯科）の専門審査と本制度の運用を適正に行うために認定歯科衛生士審査委員会（以下「認定審査委員会」という）を置く。

第 4 条　認定審査委員会は、委員長 1 名を含む定員 8～10 名の委員をもって構成される。

2　委員長ならびに委員は、本会指導医あるいは認定歯科衛生士として認定された本会正会員とする。

3　委員の任期は 2 年、半数交替制とし、再任を妨げない。

4　委員長は理事長が指名し、委員は委員長が推薦する。

第 5 条　認定審査委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

2　認定審査委員会の議事は、委員長を除く出席者数の過半数をもって決し、賛否同数の場合は委員長の決するところによる。

第 3 章　申請者の資格

第 6 条　認定歯科衛生士（老年歯科）の専門審査を受ける者は、次の各号のすべてを満たさなければならない。

1）日本国歯科衛生士の免許を有する者

2）認定歯科衛生士（老年歯科）申請時において、本会の正会員歴が継続して 3 年以上であり、且つ日本歯科衛生士会の会員である者

3）第 4 章第 8 条に規定する高齢者に必要とされる歯科医療・保健に関わる研修内容を満たした者

第 4 章　認定研修

第 7 条　認定研修は、認定歯科衛生士（老年歯科）として、高齢者に必要とされる歯科医療保健に関わる高度な知識と技術を修得することを目的とする。

第 8 条　認定研修は、次の各号のすべてを満たさなければならない。なお、1）～3）についての細目は別に定める。

1）別に定める条件を満たす大学病院、病院歯科、歯科診療所、高齢者施設等において、3 年以上高齢者に必要とされる歯科医療・保健に従事すること又はこれと同等以上の経歴を有すると認められること

2）本会が主催する学術大会及び研修会に出席すること

3）高齢者に必要とされる歯科医療・保健に関する発表を行うこと

第 5 章　専門審査

第 9 条　認定歯科衛生士（老年歯科）の専門審査を受けようとする者は、審査料を添えて、別に定める申請書類を認定審査委員会に提出しなければならない。

第 10 条　認定歯科衛生士（老年歯科）の専門審査に際しては、書類審査を行い、合格者に対しては別に定める試験を行う。試験は、認定審査委員会がこれを行う。認定審査委員会は、その結果に基づき認定歯科衛生士（老年歯科）の専門資格の判定を行い、理事会に報告する。本会は試験合格者を日本歯科衛生士会に推薦する。

第 11 条　認定歯科衛生士（老年歯科）の資格更新に係る専門審査のために、本会より審査委員を日本歯科衛生士会認定歯科衛生士審査会に派遣する。

第 6 章　資格の喪失

第 12 条　認定歯科衛生士（老年歯科）は、次の 1）、2）の一に該当したとき、理事会の決定によりその資格を喪失するものとする。本会における資格の喪失については、日本歯科衛生士会に報告する。

1）本会正会員の資格を喪失したとき

2）認定審査委員会が認定歯科衛生士（老年歯科）として不適当と認めたとき

第 7 章　補　則

第 13 条　本会会員は、認定審査委員会の決定に関する異議を、理事会に申し立てることができる。

第 14 条　第 5 章第 9 条に定める審査料については別に定める。

第 15 条　認定歯科衛生士（老年歯科）の専門審査は原則として年 1 回とする。

第 16 条　認定歯科衛生士（老年歯科）の申請内容に変更が生じた場合は、速やかにその内容を認定審査委員会に届け出なくてはならない。

第 17 条　認定歯科衛生士（老年歯科）に認定された本会正会員については、本会総会で報告する。

第 18 条　提出された申請書類の内容については、その受領とともに本会に守秘義務が発生するものとする。

第 19 条　この規則の施行についての細則は、常任理事会の承認を経て、理事会に報告し、別に定める。

第 20 条　この規則を改廃する場合は、本委員会の発議により、規程委員会での協議のうえ、常任理事会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附　則

1　この規則は 2010 年 6 月 25 日から施行する

2　この規則は 2014 年 10 月 2 日から施行する。

3　この規則は 2016 年 6 月 18 日から施行する。

17-2)

一般社団法人日本老年歯科医学会　認定歯科衛生士専門審査制度規則施行細則

（2021 年 12 月 10 日改正）

第 1 条　一般社団法人日本老年歯科医学会（以下「本会」という）認定歯科衛生士専門審査制度規則（以下「規則」という）に定めた事項以外については、この細則に基づき運営する。

第 2 条　規則第 8 条 1）に定める認定歯科衛生士（老年歯科）の専門審査申請のための研修条件を満たす施設は、次の 1）あるいは 2）～5）のすべてを具備した施設とする。

1）本会認定医研修機関または専門医研修機関

2）日本老年歯科医学会の会員である歯科医師の指導を受けられること

3）高齢者に必要とされる歯科医療・保健指導等が継続的に行われ、1 週間に診療あるいは指導する高齢者の症例数が概ね 30 症例以上であること

4）本会に研究発表等の積極的な参加を行っていること

5）高齢者の歯科医療・保健指導等に適した環境であること

第 3 条　規則第 8 条に基づく認定歯科衛生士（老年歯科）の専門審査申請のための認定研修は、研修単位で表し、次に定める各号により算定するものとする。専門審査申請のために必要な研修単位は 46 単位とする。

1）細則第 2 条に該当する施設での高齢者に必要とされる歯科医療・保健に関する経歴
下記（2）を必ず含み 14 単位以上

（1）　臨床経験　　1 年につき　3 単位

（2）　症例・事例報告　　1 症例（事例）　5 単位

2）本会が主催する学術大会または研修会等への出席
14 単位以上を必要とする。なお、各研修単位は、日時、時間にかかわりなく 1 回あたりのものとする。

（1）本会学術大会　　5 単位

（2）本会主催および本会歯科衛生士関連委員会主催の各種研修会　　4 単位

3）高齢者に必要とされる歯科医療・保健に関する発表
筆頭著者（演者）、共著者（共同演者）にかかわらず、14 単位以上を必要とする。

（1）論文発表「老年歯科医学」	筆頭著者	15 単位
	共著者	5 単位
本会が認定した関連学会の学術雑誌	筆頭著者	6 単位
	共著者	2 単位
（2）学会発表（ポスター発表を含む）本会学術大会	筆頭演者	10 単位
	共同演者	3 単位
本会が認定した関連学会の学術大会	筆頭演者	5 単位
	共同演者	2 単位

第 4 条　規則第 6 条を満たし、専門審査の申請をする者は、申請審査料を添えて、次の各号に定める書類を、認定歯科衛生士審査委員会（以下「認定審査委員会」という）に提出しなければならない。

1）専門審査申請書（様式 1）

2）履歴書（様式 2）

3）社団法人日本歯科衛生士会会員歴証明書（様式 3）

4）研修証明書（様式 4）

5）高齢者に必要とされる歯科医療・保健に関連する症例・事例報告書（様式 5）

6)本会学術大会、研修会等出席記録(様式 6)
7)業績目録(様式 7)
8)日本国歯科衛生士免許証(写し)
9) その他、委員会が審査に必要とする書類

第 5 条 規則第 10 条に基づく試験は、高齢者に必要とされる歯科医療・保険に関する活動報告のプレゼンテーション及び口頭試問によるものとする。

第 6 条 規則第 11 条に係る資格更新に係る派遣審査委員の選出については、認定審査委員会が行うものとする。

第 7 条 規則第 9 条に定める審査料は 10,000 円とする。

第 8 条 この細則は、歯科衛生士関連委員会の発議により、規程委員会で協議のうえ、常任理事会の承認を得て、理事会に報告しなければならない。

附 則

1 この細則は、2010 年 6 月 25 日から施行する。
2 この細則は、2010 年 12 月 20 日から施行する。
3 この細則は、2014 年 12 月 11 日から施行する。
4 この細則は、2016 年 6 月 17 日から施行する。
5 この細則は、2019 年 3 月 13 日から施行する。
6 この細則は、2021 年 12 月 10 日から施行する。

認定歯科衛生士(老年歯科)申請 認定研修に関わる関連学会等 一覧

※論文および学会での発表内容は、「高齢者に必要とされる歯科医療・保健に関する」業績に限る。
※下記以外の学会で、「高齢者に必要とされる歯科医療・保健に関する」業績がある場合は個別審査を致します。

2016.6.17

歯科医師会関連	日本歯科医学会専門分科会	日本歯科医学会認定分科会	歯科衛生士関連学会(歯科衛生士会含む)	歯科系学会	看護・介護・保健福祉関連	医科系学会
日本歯科医学会	歯科基礎医学会	日本レーザー歯学会	日本歯科衛生学会	日本咀嚼学会	日本看護協会日本看護学会	日本糖尿病学会
日本歯科医師会	日本歯科保存学会	日本口腔感染症学会	日本歯科衛生教育学会	日本摂食嚥下リハビリテーション学会	日本介護福祉学会	日本動脈硬化学会
都道府県歯科医会	日本補綴歯科学会	日本有病者歯科医療学会	都道府県歯科衛生士会	日本歯科技工学会	日本保健医療行動科学会	日本高血圧学会
市区町村等歯科医師会	日本口腔外科学会	日本歯科心身医学会	市区町村等歯科衛生士会	日本歯科人間ﾄﾞｯｸ学会	日本健康教育学会	日本痛風・核酸代謝学会
	日本矯正歯科学会	日本臨床歯周病学会			日本公衆衛生学会	日本肥満学会
	日本口腔衛生学会	日本歯内療法学会			日本栄養・食糧学会	日本人間ﾄﾞｯｸ学会
	日本歯科理工学会	日本歯科審美学会			日本ケアマネジメント学会	日本老年医学会
	日本歯科放射線学会	日本顎口腔機能学会			日本産業衛生学会	日本基礎老化学会
	日本小児歯科学会	日本歯科東洋医学会			日本衛生学会	日本老年精神医学会
	日本歯周病学会	日本顎変形症学会			日本老年社会科学会	日本静脈経腸栄養学会
	日本歯科麻酔学会	日本スポーツ歯科医学会			日本老年看護学会	日本呼吸ｹｱ・ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ学会
	日本歯科医史学会	日本顎顔面補綴学会				日本緩和医療学会
	日本歯科医療管理学会	日本顎咬合学会				日本在宅医学会
	日本歯科薬物療法学会	日本磁気歯科学会	海外の学術団体・国際学会			
	日本障害者歯科学会	日本小児口腔外科学会				
	日本老年歯科医学会	日本顎顔面インプラント学会	International Federation of Dental Hygienists		World Congress of Gerontology and Geriatrics	
	日本歯科医学教育学会	日本外傷歯学会	International Association for Dental Research		Asia/Oceania Regional Congress of Gerontology and Geriatrics	
	日本口腔インプラント学会	日本口腔診断学会	American academy of Periodontology		International Association for Dental Research	
	日本顎関節学会	日本口腔腫瘍学会	International Association for Disability and Oral Health			
	日本臨床口腔病理学会	日本口腔リハビリテーション学会	Dysphagia Research Society			
	日本接着歯学会	日本口腔顔面痛学会	European Society for Swallowing Disorders			
		日本口腔検査学会				

18

一般社団法人日本老年歯科医学会　認定制度委員会規程

（2019 年 6 月 5 日改正）

（設置）

第 1 条　本会に、定款第 3 条の規定に基づき、一般社団法人日本老年歯科医学会認定制度委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

（目的）

第 2 条　本委員会は、定款第 3 条 3）規定により、認定医制度ならびに専門医制度の適正な運用、及びこれに関わる業務を行う。

（組織）

第 3 条　本委員会は、次の号に掲げる委員長 1 名、委員 15 名以内及び幹事 1 名をもって組織する。

1）委員長及び委員は、本会指導医でなければならない。

2）専門医試験問題委員会委員長を委員に含む。

3）研修委員会委員長を委員に含む。

2　委員長は、必要に応じて委員の中から副委員長を置くことができる。

第 4 条　委員長は、会務を総括する。

2　副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。

3　委員は、本規程第 7 条に掲げる事項を審議し、第 8 条に掲げる業務を担当する。

（委員長、委員の任期）

第 5 条　委員長、副委員長、委員及び幹事の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

（会議）

第 6 条　本委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

2　本委員会には、構成員のほか委員長が必要と認めた者が出席することができる。

第 7 条　本委員会は、次の事項を審議する。

1）認定医制度ならびに専門医制度、及びこれに関わる指導医制度ならびに研修機関制度の位置づけと運営に関わる事項

2）認定医、専門医及び指導医の資格認定に関する事項

3）研修機関の資格認定に関する事項

4）本会及び研修機関による研修カリキュラムに関する事項

5）認定に関わる試験及び審査の実施に関する事項

6）理事会から諮問された事項

第 8 条　本委員会は、次の業務を行う。

1）認定医制度ならびに専門医制度、及びこれに関わる指導医制度ならびに研修機関制度の運営全般

2）認定医、専門医及び指導医の資格認定の審査全般及び適格者の理事会への認定発議

3）研修機関の資格認定の審査全般及び適格機関の理事会への認定発議
4）本会及び研修機関による研修カリキュラムの作成
5）審査に関する要項の作成
6）その他、本会認定制度に関する業務

（細則）
第 9 条　この規程の施行についての細則は、常任理事会の承認を経て、理事会に報告し、別に定める。

（改廃）
第 10 条　この規程を改廃する場合は、本委員会の発議により、規程委員会での協議のうえ、常任理事会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附則
1　この規程は、2009 年 6 月 20 日から施行する。
2　この規程は、2010 年 12 月 20 日から施行する。
3　この規程は、2012 年 12 月 19 日から施行する。
4　この規程は、2014 年 10 月 9 日から施行する。
5　この規程は、2016 年 6 月 17 日から施行する。
6　この規程は、2019 年 6 月 5 日に制定し、2020 年 6 月 20 日より施行する。

19

一般社団法人日本老年歯科医学会　専門医試験問題委員会規程

（2019 年 6 月 5 日制定）

（設置）

第 1 条　本会に、定款第 3 条の規定に基づき、一般社団法人日本老年歯科医学会 専門医試験問題委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

（目的）

第 2 条　本委員会は、定款第 3 条第 3 号の規定により、本会認定制度における認定試験の試験問題作成に関する業務を行う。

（組織）

第 3 条　本委員会は、次の号に掲げる委員長 1 名、委員 10 名以内及び幹事 1 名をもって組織する。

1）委員長及び委員は、本会指導医でなければならない。

2）認定制度委員会委員長を委員に含む。

2　委員長は、必要に応じて委員の中から副委員長を置くことができる。

第 4 条　委員長は、会務を総括する。

2　副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。

3　委員は、本規程第 7 条に掲げる事項を審議し、第 8 条に掲げる業務を担当する。

（委員長、委員の任期）

第 5 条　委員長、副委員長、委員及び幹事の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

（会議）

第 6 条　本委員会は、必要に応じて、委員長が招集する。

2　本委員会には、構成員のほか委員長が必要と認めた者を出席させることができる。

第 7 条　本委員会は、次の事項を審議する。

1）専門医認定試験及び指導医認定試験の試験問題に関する事項

2）理事会から諮問された事項

第 8 条　本委員会は、次の業務を行う。

1）専門医認定試験及び指導医認定試験の試験問題の作成

2）その他、認定試験に関する事項

（細則）

第 9 条　この規程の施行についての細則は、常任理事会の承認を経て、理事会に報告し、別に定める。

（改廃）

第 10 条　この規程を改廃する場合は、本委員会の発議により、規程委員会での協議のうえ、常任理事会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附則

1　この規程は、2012 年 12 月 19 日から施行する。

2　この規程は、2014 年 10 月 2 日から施行する。

3　この規程は、2012 年 12 月 19 日から施行する。

4　この規程は、2019 年 6 月 5 日から施行する。

18-1)

一般社団法人日本老年歯科医学会　認定医制度規則

（2019 年 6 月 5 日改正）

第 1 章　総則

（目的）

第 1 条　本制度は、高齢者に必要とされる歯科医療に関連する基本的な知識と診療技術を有する歯科医師を養成することにより、国民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

（事業）

第 2 条　前条の目的を達成するために一般社団法人日本老年歯科医学会(以下「本会」と いう）は、定款第 3 条第 3 号に基づき、本会認定医（以下「認定医」という）制度の実施に必要な事業を行う。

第 2 章 新規認定

（認定資格）

第 3 条　認定医の新規認定を受ける者は、次の各号のすべてを満たさなければならない。

1）本会認定制度委員会（(以下「委員会」という）が実施する審査に合格した者

2）本会理事会で資格認定が承認された者

（申請資格）

第 4 条　認定医の新規認定の申請をする者は、次の各号のすべてを満たさなければならない。

1）日本国歯科医師の免許を有する者

2）認定医申請時において、継続して 3 年以上本会正会員である者

3）高齢者に必要とされる歯科医療に関わる認定研修を履修した者

2 前項 2）3）の規定にかかわらず委員会が適正と認めた者

（認定研修）

第 5 条　前条第 1 項 3）に定める認定研修は、本会認定医として、高齢者に必要とされる歯科医療における的確な診断と治療のために必要な基本的な知識と診療技術を修得することを目的とする。

第 6 条　認定研修は、次の各号のすべてを満たさなければならない。なお各号の細目は別に定める。

1）本会研修機関において指導医のもとで、高齢者に必要とされる歯科医療への 3 年以上の従事、又はこれと同等以上と認められる経歴

2）学術大会等及び研修への出席

3）所定の診療実績及び診療報告

第 7 条　前条第 1 項 1）における”これと同等以上と認められる経歴”とは、一つに認定医申請時において、本会正会員歴が継続して 5 年以上あり、第 5 条による認定研修相当の経歴を委員会が認めた者とする。

（申請・審査・認定及び登録）
第 8 条　認定医の新規認定を受けようとする者は、申請審査料を添えて、別に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

第 9 条　認定医の審査は、申請書類及び認定試験によって行う。認定試験は口頭試問及び記述試験を行うものとする。
2　申請書類を委員会が審査し、評価する。
3　別に定める口頭試問及び記述試験の結果を委員会が審査し、評価する。
4　認定医としての適格性の評価は委員会が行い、判定は出席委員の 3 分の 2 以上の賛成によるものを合格とする。
5　委員会は理事会に前項の結果を答申し、新規認定の承認を得るものとする。

第 10 条　認定医の新規認定を受けた者は、登録料を添えて、認定医登録申請書（様式 6）を委員会に提出しなければならない。本会は、申請に基づき登録を行い、認定証を交付するとともに、認定医名簿に掲載する。
2　本会は認定医名簿を公表する。

第 3 章　更新認定

（申請）
第 11 条　認定後 5 年毎に資格の更新を行わなければならない。

第 12 条　認定証交付日より更新申請時までに別に定める研修単位のすべてを満たさなければならない。

第 13 条　資格の更新認定を受けようとする者は、更新審査料を添えて、別に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

（審査・認定）
第 14 条　認定医の更新審査は申請書類により行う。
2　認定医としての適格性の評価は委員会が行い、判定は出席委員の 3 分の 2 以上の賛成によるものを合格とする。
3　委員会は理事会に前項の結果を答申し、更新認定の承認を得るものとする。

（登録）
第 15 条　更新認定を受けた者について、本会は申請に基づき継続して登録を行い、認定証を交付する。

（更新認定の保留）
第 16 条　認定資格の更新申請予定者が、特定事由により更新が困難な場合は、認定期限の半年前までに更新延長申請を行うものとする。

2　更新延長申請を希望する者は理由書（様式 10）と特定事由を証明する資料を委員会へ提出しなければならない。
3　更新延長は委員会の審査を経て、理事会承認を必要とする。
4　延長は原則1年とし､前項の手順により1年単位での延長期間を延ばすことができる。
5　延長期間中は認定証の発行及び認定医資格の公表はしない。
6　更新基準を満たした際は速やかに更新申請を行うものとする。
7　特定事由は下記とする。
1）海外への留学
2）海外での勤務
3）妊娠・出産・育児
4）病気療養
5）介護
6）災害被災
7）委員会が特定事由と認めたもの
8　前項の特定事由以外の申し出については、別に定める。

第 4 章　資格の喪失

第 17 条　認定医は、次の各号の一に該当するとき、委員会において審議し、理事会の議を経て、その資格を喪失する。
1）本人が資格の辞退を申し出たとき
2）日本国歯科医師の免許を喪失したとき
3）本会正会員または名誉会員の資格を喪失したとき
4）第 3 章に定める更新の手続きを行わなかったとき
5）委員会が認定医として不適当と認めたとき
2　委員会は、本条第 1 項第 5）に基づく資格喪失については、当該認定医に対し、判定する前に弁明の機会を与えるものとする。

第 18 条　前条により認定を取り消された者は､速やかに本学会に認定証を返還しなければならない。
2　本学会は前条の理事会承認後、速やかに登録を抹消する。
3　前条により､資格を喪失した者であっても､喪失の事由が消滅したときは再び認定を申請することができる。

第 5 章　補　則

第 19 条　委員会の決定に関し異議ある者は、理事会に申し立てることができる。

第 20 条　第 2 章及び第 3 章に定める審査料ならびに登録料については、別に定める。

第 21 条　認定医の資格の適否の審査は、年 1 回以上とする。

第 22 条　認定医の登録内容に変更が生じた者は､速やかにその内容を委員会に届け出なければならない。

第 23 条　提出された申請書類の内容は認定審査のためにのみ使用するものとする。

第 24 条　この規則を改廃する場合は、委員会の発議により、規程委員会での協議のうえ、常任理事会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附則

1 この規則は、2007 年 1 月 1 日から施行する。
2 この規則は、2007 年 6 月 21 日から施行する。
3 この規則は、2009 年 6 月 20 日から施行する。
4 この規則は、2010 年 6 月 26 日から施行する。
5 この規則は、2012 年 1 月 1 日から施行する。
6 この規則は、2012 年 12 月 19 日から施行する。
7 この規則は、2013 年 6 月 3 日から施行する。
8 この規則は、2014年12月11日から施行する。
9 この規則は、2016年6月17日から施行する。
10 この規則は、2016年12月8日から施行する。
11 この規則は、2018 年 6 月 21 日から施行する。
12 この規則は、2019 年 6 月 5 日から施行する。

18-2)

一般社団法人日本老年歯科医学会　認定医制度規則施行細則

（2022 年 3 月 30 日改正）

第 1 章　総則

（趣旨）

第 1 条　一般社団法人日本老年歯科医学会（以下「本会」という）認定医制度規則（以下「規則」という）に定めた事項以外については、この細則に基づき運営する。

第 2 条　この細則に定めるものの他、認定医認定等に関し必要な事項は別に定める。

第 2 章　認定研修

第 3 条　規則第 6 条第 1 項 2）の細目は、次に定める各号をすべて満たすものとする。

1）本会学術大会に 1 回以上出席しなければならない。

2)本会学術大会時指定研修または本会主催研修会を 3 回以上受講しなければならない。

第 4 条 規則第 6 条第 1 項 3）の細目は、次の項目のいずれか 2 つ以上に係る臨床経験等の担当症例 3 症例以上（すべて高齢者の特性に配慮した症例及び事例、調査）を報告する。

1）自立支援に繋がる歯科治療経験

2）摂食機能療法、言語聴覚療法等の口腔機能リハビリテーション

3）歯科保健指導及び予防処置（高齢者施設等で行った指導を含む）

4）全身管理経験（全身疾患に対する把握と対応）

5）通院困難者への歯科的対応（訪問診療・入院患者への口腔機能の維持向上など）

2　前項に定める臨床経験等の報告書については本会指導医（以下「指導医」という）の証明を必要とする。なお、規則第 4 条第 2 項または第 7 条による申請者で認定制度委員会（以下「委員会」という）が指定する指導医の証明を希望する者は、認定申請 3 ヶ月前までに報告書を委員会に提出しなければならない。

第 3 章 新規認定

（申請書類）

第 5 条　認定医資格の新規認定を申請する者は、次の各号に定める書類を委員会に提出しなければならない。

1）認定医申請書（様式 1）

2）履歴書（様式 2）

3）日本国歯科医師免許証（写）

4）研修証明書（様式 3）

5）学術大会、研修会等出席記録（必要な場合は様式 4-1、4-2 及び出席学会の参加証、受講記録あるいは修了証の写しを添付のこと）

6）高齢者に必要とされる歯科医療に関連する臨床経験等（症例及び事例、調査）の報告書（様式 5-1、5-2）

7）その他、委員会が審査に必要とする書類

（審査）
第 6 条　申請書類の内容が認められた者は、規則第 9 条に定める認定試験を受験することができる。

第 7 条　認定試験は、認定医審査ポスターにおけるプレゼンテーションの内容を含む口頭試問及び記述試験を実施する。
2　認定医審査ポスターのプレゼンテーション症例は､本細則第 4 条による担当症例のうち 1 症例とする。
3　認定医審査ポスタープレゼンテーションは、原則、本会学術大会時に実施する。
4　委員会は、認定試験の審査員を若干名置くことができる。
5　審査員は、指導医の中から委員会委員長が指名する。

第 4 章　更新認定

（更新認定 研修単位）
第 8 条　規則第 12 条に基づく認定医の資格更新に必要な研修単位（別表 1）は 44 単位とする。
2 前項単位の必須要件として、本会主催及び共催研修に該当する研修（別表 1 の 1）を 30 単位以上とし、本会学術大会への参加を 1 回以上含むこと。
3 認定期限の 1 年前より更新申請を受付ける。

（終身認定）
第 9 条　認定医であって更新申請時に満 60 歳を超えた者は､終身資格を申請することができる。(様式 12)
2　終身資格を認められた者は、承認後の資格更新を要しない。
3　終身資格を認められた者に、終身資格証を交付する。
4　終身資格者の認定情報は、公表しない。

（更新申請書類）
第 10 条　認定医の資格を更新する者は､次の各号に定める書類を委員会に提出しなければならない。
1）認定医更新申請書（様式 7）
2）学術大会、研修会出席記録（必要な場合は様式 8-1、8-2 及び出席学会の参加証、受講記録あるいは修了証の写しを添付のこと）
3) 必要な場合は業績目録 (様式 9 および業績となる論文あるいは抄録等の写しを添付のこと)

第 5 章　申請料

第 11 条　審査料ならびに登録料は次の通りとする。
1）申請審査料　　10,000 円
2）登録料　　30,000 円
3）更新審査料　　30,000 円

第 6 条　補則

第 12 条　この細則を改廃する場合は、委員会の発議により、規程委員会で協議のうえ、常任理事会の承認を得て、理事会に報告しなければならない。

附則

1 この規則は、2007 年 1 月 1 日から施行する。
2 この規則は、2007 年 1 月 27 日から施行する。
3 この規則は、2009 年 6 月 17 日から施行する。
4 この規則は、2010 年 1 月 30 日から施行する。
5 この規則は、2010 年 12 月 20 日から施行する。
6 この規則は、2012 年 1 月 1 日から施行する。
7 この規則は、2012 年 12 月 19 日から施行する。
8 この規則は、2013 年 6 月 3 日から施行する。
9 この規則は、2014年6月12日から施行する。
10 この規則は、2014年10月2日から施行する。
11 この規則は、2014年12月11日から施行する。
12 この規則は、2016年6月17日から施行する。
13 この規則は、2017年8月8日から施行する。
14 この規則は、2018 年 9 月 12 日から施行する。
15 この規則は、2019 年 6 月 5 日から施行する。
16 この規則は、2021 年 7 月 16 日から施行する。
17 この規則は、2022 年 3 月 30 日から施行する。

18-3)

一般社団法人日本老年歯科医学会　老年歯科専門医制度規則

（2019 年 6 月 5 日改正）

第 1 章　総則

（目的）

第 1 条　本制度は、高齢者に必要とされる歯科医療に関連する専門的な知識と診療技術及び高齢社会に対応できる総合的な診療能力を有する歯科医師を養成することにより、国民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

（事業）

第 2 条　前条の目的を達成するために一般社団法人日本老年歯科医学会(以下「本会」と いう）は、定款第 3 条第 3 号に基づき、本会老年歯科専門医（以下「専門医」という）制度の実施に必要な事業を行う。

第 2 章 新規認定

（認定資格）

第 3 条　専門医の新規認定を受ける者は、次の各号のすべてを満たさなければならない。

1）本会認定制度委員会（以下「委員会」という）が実施する審査に合格した者

2）本会理事会で資格認定が承認された者

（申請資格）

第 4 条　専門医の新規認定の申請をする者は、次の各号のすべてを満たさなければならない。

1）日本国歯科医師の免許を有する者

2）本会認定医（以下「認定医」という）資格を有する者

3）専門医申請時において、継続して 5 年以上本会正会員である者

4）認定医として、通算 2 年以上にわたり高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療に従事している者

5）高齢者に必要とされる歯科医療に関わる認定研修を履修した者

2 前項 3）4）5）の規定にかかわらず委員会が適正と認めた者

（認定研修）

第 5 条　前条第 1 項 5）に定める認定研修は、専門医として次の各号の内容を修得することを目的とする。

1）高齢者に必要とされる歯科医療に関連する専門的な知識と診療技術

2）高齢社会に対応できる総合的な診療能力

3）地域の歯科医師及び他の専門職種からの要請に応えることができる能力

4）先端的な医療を理解し情報提供できる能力

第 6 条　認定研修は、次の各号のすべてを満たさなければならない。なお次の 2）3）4）5）の細目は別に定める。

1）歯科医師の臨床研修修了登録証取得後、本会研修機関（以下「研修機関」という）において、通算 5 年以上の研修歴あるいは、それに準ずる経歴。なお、認定医資格取得前における研修は 3 年を上限として、専門医申請のために必要な研修期間に含めることができるものとする。

2）申請前の 5 年間における研修カリキュラムの履修

3）申請前の 5 年間における学術大会等及び研修への出席

4）学術業績

5）申請前の 5 年間における診療実績及び診療報告

第 7 条　前条第 1 項 1）に定める研修の修了とは、以下の項のいずれかを満たす者とする。

2　研修機関における申請前5年以上の研修歴かつ認定医取得後2年以上の高齢者歯科医療における臨床経験者

1）常勤及び非常勤のいずれも認めるが、雇用の場合は「職歴」とし、非常勤は 1 週間あたりの勤務日数を明らかにする。研修生等の場合は「学歴」とし、1 週間あたりの履修時間を明らかにする。

3　次の各号をすべて満たす臨床経験

1）臨床研修修了 登録証取得後通算 5 年以上（歯科医師臨床研修制度適用以前に歯科医師となったものは除く）かつ認定医取得後 2 年以上の高齢者歯科医療における臨床経験者

2）本会指導医（以下「指導医」という）による高齢者歯科医療に関わる研修を申請前 5 年以上継続的に受けている者

（申請・審査・認定及び登録）

第 8 条　専門医の新規認定を受けようとする者は、申請審査料を添えて、別に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

第 9 条　専門医の審査は、申請書類及び認定試験によって行う。認定試験は記述試験を行うものとする。

2　申請書類を委員会が審査し、評価する。

3　記述試験の結果を委員会が審査し、評価する。

4　専門医としての適格性の評価は委員会が行い、判定は出席委員の 3 分の 2 以上の賛成によるものを合格とする。

5　委員会は理事会に前項の結果を答申し、新規認定の承認を得るものとする。

第 10 条　専門医の新規認定を受けた者は、登録料を添えて、専門医登録申請書を委員会に提出しなければならない。本会は、申請に基づき登録を行い、認定証を交付するとともに、専門医名簿に掲載する。

2　本会は専門医名簿を公表する。

3　認定医認定証については発行しない。

第 3 章　更新認定

（申請）

第 11 条　認定後 5 年毎に資格の更新を行わなければならない。

第 12 条　認定証交付日より更新申請時までに別に定める研修単位のすべてを満たさなければならない。

第 13 条　資格の更新認定を受けようとする者は、更新審査料を添えて、別に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

（審査・認定）

第 14 条　専門医の更新審査は申請書類により行う。

2　専門医の適格性の評価は委員会が行い、判定は出席委員の 3 分の 2 以上の賛成によるものとする。

3　委員会は理事会に前項の結果を答申し、更新認定の承認を得るものとする。

（登録）

第 15 条　更新認定を受けた者について、本会は申請に基づき継続して登録を行い、認定証を交付する。

（更新認定の保留）

第 16 条　認定資格の更新申請予定者が、特定事由により更新が困難な場合は、認定期限の半年前までに更新延長申請を行うものとする。

2　更新延長申請を希望する者は理由書（様式 15）と特定事由を証明する資料を委員会へ提出しなければならない。

3　更新延長は委員会の審査を経て、理事会承認を必要とする。

4　延長は原則1年とし、前項の手順により1年単位での延長期間を延ばすことができる。

5　延長期間中は認定証の発行及び専門医資格の公表はしない。

6　更新基準を満たした際は速やかに更新申請を行うものとする。

7　特定事由は下記とする。

1）海外への留学
2）海外での勤務
3）妊娠・出産・育児
4）病気療養
5）介護
6）災害被災
7）委員会が特定事由と認めたもの

8　前項の特定事由以外の申し出については、別に定める。

第 4 章　資格の喪失

第 17 条　専門医は、次の各号の一に該当するとき、委員会において審議し、理事会の議を経て、その資格を喪失する。

1）本人が資格の辞退を申し出たとき
2）日本国歯科医師の免許を喪失したとき
3）本会正会員または名誉会員の資格を喪失したとき

4）第 3 章に定める更新の手続きを行わなかったとき
5）委員会が専門医として不適当と認めたとき

2　本会認定医制度規則第 4 章に基づく認定医資格の喪失に該当しない場合は、認定医制度規則に従い認定資格を保持できる。

3　委員会は、本条第 1 項 5）に基づく資格喪失については、当該専門医に対し、判定する前に弁明の機会を与えるものとする。

第 18 条　前条により認定を取り消された者は、速やかに本学会に認定証を返還しなければならない。

2　本学会は前条の理事会承認後、速やかに登録を抹消する。

3　前条より、資格を喪失した者であっても、喪失の事由が消滅したときは再び認定を申請することが出来る。

第 19 条　本規則第 12 条を満たさない者で、次の各号のすべてを満たす者は、認定医制度規則第 3 章に従い、認定医資格を付与することができる。
1）認定医制度規則施行細則第 8 条を満たす者
2）認定医制度規則第 17 条に抵触しない者

2　前項に該当した者は、認定医制度規則に従い認定資格を保持できる。

第 5 章　補則

第 20 条　委員会の決定に関し異議ある者は、理事会に申し立てることができる。

第 21 条　第 2 章及び第 3 章に定める審査料ならびに登録料等については、別に定める。

第 22 条　専門医の資格の適否の審査は、年 1 回以上とする。

第 23 条　専門医の登録内容に変更が生じた場合は、速やかにその内容を委員会に届け出なければならない。

第 23 条　提出された申請書類の内容は認定審査のためにのみ使用するものとする。

第 24 条　この規則を改廃する場合は、委員会の発議により、規程委員会での協議のうえ、常任理事会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附則

1 この規則は、2011 年 6 月 16 日から施行する。
2 この規則は、2012 年 12 月 19 日から施行する。
3 この規則は、2014年12月11日から施行する。
4 この規則は、2016年6月17日から施行する。
5 この規則は、2016年12月8日から施行する。
6 この規則は、2018 年 6 月 21 日から施行する。
7 この規則は、2019 年 6 月 5 日から施行する。

18-4)

一般社団法人日本老年歯科医学会　老年歯科専門医制度施行細則

（2023 年 12 月 22 日改正）

第 1 章　総　則

（趣旨）

第 1 条　一般社団法人日本老年歯科医学会（以下「本会」という）専門医制度規則（以下「規則」という）に定めた事項以外については、この細則に基づき運営する。

第 2 条　本細則に定めるものの他、専門医認定等に関し必要な事項は別に定める。

第 2 章　認定研修

第 3 条　規則第 6 条第 1 項 2）の研修カリキュラムは、次の項目のすべてとする。本会指導医（以下「指導医」という）は、研修状況を証明する。

1）高齢化と社会
2）老化と身体
3）歯科訪問診療
4）摂食嚥下リハビリテーション

2　やむを得ず、研修機関での研修が困難な項目については、認定制度委員会（以下「委員会」という）が指定する「専門医申請者研修」に代替することができる。

3　規則第 7 条 2 項及び 3 項に該当する申請者は､研修カリキュラムのすべての項目において「専門医申請者研修」を受講しなければならない。

第 4 条　規則第 6 条第 1 項 3）の細目は、次に定める各号をすべて満たすものとする。

1）本会主催学術大会への 2 回以上の参加
2）本会主催・共催 研修（別表 1 の 1・2)）への 5 回以上の参加
3）「医療倫理」と「医療安全」と「救急救命」に係る研修会へのそれぞれ 1 回以上の参加
① 1 つあるいは 2 つの研修会で複数項目同時に修了しても構わない。
② 2)の参加歴との重複は認められない。

第 5 条　規則第 6 条第 1 項 4）の細目は、高齢者に必要とされる歯科医療に関する業績項目 2 件を満たすものとする。

2　前項の業績項目とは、下記 3 項目より 2 件とする。

1）申請前 10 年間において「老年歯科医学」または「Gerodontology」掲載論文 1 編（筆頭著者､共著者は問わない）
2）申請前 5 年間において「老年歯科医学」または「Gerodontology」以外の学術誌への掲載論文 1 編（筆頭著者､共著者は問わない）
3)申請前 5 年間において日本老年歯科医学会 学術大会での発表歴 2 回(演者，共同演者は問わない)ただし，少なくとも1回は本学術大会での発表歴がある場合，本会が認める関連国際学会(別表2)，または，国際的な学術団体が主催する学術大会での老年歯科医学に係る発表歴も含むことができる。

第 6 条　規則第 6 条第 1 項 5）に基づく診療実績は、高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療実績 100 症例以上を一覧表として報告する。

2　前項に規定する診療実績一覧表については、指導医の証明を必要とする。

第 7 条　規則第 6 条第 1 項 5）に基づく診療報告は、高齢者に必要とされる歯科医療に関連する申請前 5 年間の臨床経験のうち、次の項目のいずれか 2 つ以上に係る臨床経験等の担当例 10 症例以上（すべて高齢者の特性に配慮した症例及び事例）を報告する。

1）自立支援に繋がる歯科治療経験
2）摂食機能療法、言語聴覚療法等の口腔機能リハビリテーション
3）歯科保健指導及び予防処置（高齢者施設等で行った指導を含む）
4）全身管理経験（全身疾患に対する把握と対応）
5）通院困難者への歯科的対応（訪問診療・入院患者への口腔機能の維持向上など）

2　前項に規定する担当症例報告書については、指導医の証明を必要とする。

第 3 章 新規認定

（申請書類）

第 8 条　専門医資格の新規認定を申請する者は、次の各号に定める書類を委員会に提出しなければならない。

1）専門医認定申請書（様式 1）
2）履歴書（様式 2）
3）研修証明書及び研修機関在籍（職）証明書（様式 3/研修機関に所属する申請者のみ）
4）専門医研修カリキュラム 研修実施チェック表（様式 4）
指導医の署名または専門医申請者研修の「研修受講証明」を添付のこと
5）学術大会出席記録（必要な場合は様式 5 及び出席学会の参加証、受講記録あるいは修了証の写しを添付のこと）
6）研修出席記録（必要な場合は様式 6 及び出席学会の参加証、受講記録あるいは修了証の写しを添付のこと）
7）業績目録（別刷りまたは論文の写しを添付のこと）（様式 ~~8~~7）
8）診療実績一覧表（様式 8）
9）担当例報告書（様式 9）
10）その他、委員会が審査に必要とする書類

2　委員会は、必要に応じてその他の資料等の提出を求めることができる。

（審査）

第 9 条　申請書類の内容が認められた者は、規則第 9 条に定める認定試験を受験することができる。

第 4 章　更新認定

（更新認定 研修単位）

第 10 条　規則第 12 条に基づく専門医の資格更新に必要な研修単位（別表 1）は 70 単位とする。

2　前項単位の必須要件として、本会主催及び共催 研修に該当する研修（別表 1 の 1）を 30 単位以上とし、本会学術大会への参加を 2 回以上含むこと。

3　認定期限の 1 年前より更新認定を受付ける。

（更新申請書類）

第 13 条　専門医の資格を更新しようとする者は、次の各号に定める該当する申請書類を提出しなければならない。

1）専門医更新申請書（様式 11）

2）学術大会、研修会出席記録（必要な場合は様式 12、13 及び出席学会の参加証、受講記録あるいは修了証の写しを添付のこと）

3）必要な場合は業績目録（様式 14 および業績となる論文あるいは抄録等の写しを添付のこと）

第 5 章　申請料

第 14 条　審査料ならびに登録料は次の通りとする。

1）申請審査料　　10,000 円

2）登録料　　10,000 円

3）更新審査料　　30,000 円

第 6 章　補則

第 15 条　この細則を改廃する場合は、委員会の発議により、規程委員会で協議のうえ、常任理事会の承認を得て、理事会に報告しなければならない。

附則

1 この細則は、2011 年 6 月 16 日から施行する。

2 この細則は、2011 年 12 月 19 日から施行する。

3 この細則は、2012 年 12 月 19 日から施行する。

4 この細則は、2014 年 6 月 12 日から施行する。

5 この細則は、2014 年 12 月 11 日から施行する。

6 この細則は、2015 年 12 月 10 日から施行する。

7 この細則は、2016 年 6 月 17 日から施行する。

8 この細則は、2017 年 8 月 8 日から施行する。

9 この細則は、2018 年 6 月 21 日から施行する。

10 この細則は、2019 年 6 月 5 日から施行する。

11 この細則は、2021 年 7 月 15 日から施行する。

12 この細則は、2023 年 12 月 22 日から施行する。

18-5)

一般社団法人日本老年歯科医学会　指導医制度規則

（2020 年 12 月 18 日改正）

第 1 章　総則

（目的）

第 1 条　本制度は、専門的な知識と診療技術に加えて、指導的な立場で高齢者に必要とされる歯科医療の推進を行い、一般社団法人日本老年歯科医学会（以下、「本会」という）認定の本会認定医（以下「認定医」という）及び老年歯科専門医（以下「専門医」という）を積極的に養成することにより、国民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

（事業）

第 2 条　前条の目的を達成するために、本会は定款第 3 条 3）に基づき、認定医及び専門医を育成するために、本会指導医（以下「指導医」という）を認定する。

2　本会は本会指導医制度の実施に必要な事業を行う。

第 2 章 新規認定

（認定資格）

第 3 条　指導医の新規認定を受ける者は、次の各号のすべてを満たさなければならない。

1）本会認定制度委員会（(以下「委員会」という）が実施する審査に合格した者

2）本会理事会で資格認定が承認された者

（申請資格）

第 4 条　指導医の新規認定の申請をする者は、次の各号のすべてを満たさなければならない。

1）専門医資格取得後、継続して 5 年以上本会正会員である者

2）下記のいずれかに該当する者

①大学病院等で高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療を担当する診療科又は診療部門の長である者

②専門医として通算 5 年以上にわたり、研修機関で高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療に従事している者

③専門医として通算 7 年以上にわたり、研修機関以外の病院または診療所において、高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療に従事している者

3）高齢者に必要とされる歯科医療に関わる認定研修を履修した者

2 前項 2）3）の規定にかかわらず委員会が適正を認めた者

（認定研修）

第 5 条　前条第 1 項 3）に定める認定研修は、指導的な立場で高齢者に必要とされる歯科医療の推進を行い、認定医及び専門医を積極的に養成するために必要な知識及び医療技術を修得することを目的とする。

第 6 条　認定研修は、次の各号のすべてを満たさなければならない。なお各号の細目は別に定める。

1）申請前の 5 年間における学術大会等及び研修への出席
2）所定の業績
3）申請前の 5 年間における診療実績

（申請・審査・認定及び登録）

第 7 条　指導医の新規認定を受けようとする者は、申請審査料を添えて、別に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

第 8 条　指導医の審査は、申請書類及び認定試験によって行う。認定試験は記述試験と口頭試問を行うものとする。

2　申請書類を委員会が審査し、評価する。
3　記述試験と口頭試問の結果を委員会が審査し、評価する。
4　指導医としての適格性の評価は委員会が行い、判定は出席委員の 3 分の 2 以上の賛成によるものを合格とする。
5　委員会は理事会に前項の結果を答申し、新規認定の承認を得るものとする。

第 9 条　指導医の新規認定を受けた者は、登録料を添えて、指導医登録申請書を委員会に提出しなければならない。本会は、申請に基づき登録を行い、認定証を交付するとともに、指導医名簿に掲載する。

2　本会は指導医名簿を公表する。

第 3 章　更新認定

（申請）

第 11 条　認定後 5 年毎に資格の更新を行わなければならない。

2　専門医資格の更新申請時に申請するものとする。

第 13 条　資格の更新認定を受けようとする者は、別に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

（審査・認定）

第 14 条　更新審査は申請書類により行う。

2　指導医としての適格性の評価は委員会が行い、判定は出席委員の 3 分の 2 以上の賛成によるものとする。
3　委員会は理事会に前項の答申し、更新認定の承認を得るものとする。

（登録）

第 15 条　更新認定を受けた者について、本会は申請に基づき継続して登録を行い、認定証を交付する。

（更新認定の保留）

第 12 条　専門医制度規則第 16 条により専門医資格を更新延長した者は、指導医資格についても同じ扱いとなる。

第 4 章　資格の喪失

第 13 条　指導医は、次の各号の一に該当するとき、委員会において審議し、理事会の議を経て、その資格を喪失する。

1）本人が資格の辞退を申し出たとき

2）専門医資格を喪失したとき

3）委員会が指導医として不適当と認めたとき

2　前項 2）について、別に定める終身指導医の認定を受けた者はこの限りではない。

3　委員会は、本条第 1 項 3）に基づく資格喪失については、当該指導医に対し、判定する前に弁明の機会を与えるものとする。

第 14 条　前条により認定を取り消された者は、速やかに本学会に認定証を返還しなければならない。

2　本学会は前条の理事会承認後、速やかに登録を抹消する。

3　前条より、資格を喪失した者であっても、喪失の事由が消滅したときは再び認定を申請することが出来る。

第 5 章　補則

第 15 条　委員会の決定に関し異議ある者は、理事会に申し立てることができる。

第 16 条　第 2 章に定める審査料ならびに登録料等については、別に定める。

第 17 条　指導医の資格の適否の審査は、年 1 回以上とする。

第 18 条　指導医の登録内容に変更が生じた場合は、速やかにその内容を委員会に届け出なければならない。

第 19 条　提出された申請書類の内容は認定審査のためのみに使用するものとする。

第 20 条　この規則を改廃する場合は、委員会の発議により、規程委員会での協議のうえ、常任理事会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附則

1　この規則は、2019 年 6 月 5 日から施行する。

2　この規則は、2020 年 12 月 18 日に一部改正施行する。

18-6)

一般社団法人日本老年歯科医学会　指導医制度規則施行細則

（2021 年 7 月 16 日改正）

第 1 章　総則

（趣旨）

第 1 条　一般社団法人日本老年歯科医学会指導医制度規則（以下「規則」という）に定めた事項以外については、この細則に基づき運営する。

第 2 条　この細則に定めるものの他、指導医認定等に関し必要な事項は別に定める。

第 2 章　認定研修

（認定研修）

第 3 条　規則第 6 条第 1 項 1）の細目は、次に定める各号をすべて満たすものとする。

1）本会主催学術大会への 2 回以上の参加

2）本会主催・共催 研修（別表 1 の 1・2））への 6 回以上の参加

3）「医療倫理」と「医療安全」と「救急救命」に係る研修会へのそれぞれ 1 回以上の参加

① 1 つあるいは 2 つの研修会で複数項目同時に修了しても構わない。

② 2)の参加歴との重複は認められない。

第 4 条　規則第 6 条第 1 項 2）の細目は、高齢者に必要とされる歯科医療に関する業績に関する業績 5 件を満たすものとする。

2　前項の業績とは、下記 3 項目のいずれかとする。

1）申請前 10 年間において「老年歯科医学」または「Gerodontology」掲載論文 1 編（筆頭著者、共著者は問わない）

2）申請前 5 年間において「老年歯科医学」または「Gerodontology」以外の学術誌への掲載論文 1 編（筆頭著者、共著者は問わない）

3)申請前 5 年間において日本老年歯科医学会 学術大会での発表歴 2 回あること(演者，共同演者は問わない)

3　業績は、別刷り，論文コピー等の提出を必要とする。

第 5 条　規則第 6 条第 1 項 3）に基づく診療実績は、高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療実績 100 症例以上を一覧表として報告する。

第 3 章 新規認定

（指導医申請書類）

第 6 条　規則第 4 条を満たし指導医の資格の申請をする者は、次の各号に定める書類を委員会に提出しなければならない。

1）指導医認定申請書（様式 1）

2）履歴書（様式 2）

3）研修機関在籍（職）証明書（様式 3/本会研修機関所属の申請者）

4）勤務証明書（様式 4/本会研修機関に所属しない申請者）

5）学術大会出席記録（必要な場合は様式 5 及び出席学会の参加証、受講記録あるいは修了証の写しを添付のこと）

6）研修出席記録（必要な場合は様式 6 及び出席学会の参加証、受講記録あるいは修了

証の写しを添付のこと）
7）業績目録（別刷りまたは論文の写しを添付のこと）　（様式 7）
8）診療実績一覧（申請前 5 年間 100 症例以上）（様式 8）
9）その他、委員会が審査に必要とする書類

（審査）
第 7 条　申請書類の内容が認められた者は、規則第 8 条に定める認定試験を受験することができる。

第 4 章　更新認定

（更新認定）
第 8 条　専門医を更新し、規則第 13 条に抵触しない者は指導医の更新対象とする。

（終身認定）
第 9 条　指導医であって資格更新の申請時に満 60 歳を超えた者は、終身資格を申請（様式 12）することができる。
2　終身資格を認められた者は、承認後の資格更新を要しない。
3　終身資格を認められた者に、終身資格証を交付する。
4　終身資格者の認定情報は、公表しない。

（更新申請書類）
第 10 条　指導医の資格を更新しようとする者は､次の各号に定める該当する申請書類を提出しなければならない。
1）指導医更新申請書（様式 10）
2）教育・研修指導実績報告書（様式 11）

第 5 章　申請料

第 11 条　審査料ならびに登録料は次の通りとする。
1）申請審査料　　10,000 円
2）登録料　　30,000 円

第 6 章　補則

第 12 条　この細則を改廃する場合は、委員会の発議により、規程委員会で協議のうえ、常任理事会の承認を得て、理事会に報告しなければならない。

附則
1　この規則は、2019 年 6 月 5 日から施行する。
2　この規則は、2021 年 7 月 16 日から施行する。

18-7)

一般社団法人日本老年歯科医学会　研修機関制度規則

（2019 年 6 月 5 日改正）

第 1 章　総則

（目的）

第 1 条　本制度は、一般社団法人日本老年歯科医学会（以下、「本会」という）認定医（以下「認定医」という）及び老年歯科専門医（以下「専門医」という）の養成に必要な、本会指導医（以下「指導医」という）の在籍、専門的な施設設備及び豊富な診療実績を有する研修機関を認定することにより、国民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

（事業）

第 2 条　前条の目的を達成するために、本会は定款第 3 条第 3 号に基づき、本会研修機関（以下、「研修機関」という）を認定する。

第 2 章 新規認定

（認定資格）

第 3 条　研修機関の新規認定を受ける施設は、次の各号のすべてを満たさなければならない。

1）本会認定制度委員会（(以下「委員会」という）が実施する審査に合格した施設
2）本会理事会で資格認定が承認された施設

（申請資格）

第 4 条　研修機関の認定を受ける施設は、次の各号のすべてを満たさなければならない。

1）認定医、専門医の研修指導及び育成を行う施設
2）高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療が、所定の件数以上行われている施設
3）指導医が 1 名以上勤務（常勤もしくは非常勤）し、以下の研修カリキュラムに則した研修指導体制がとられている施設
（1）高齢者に必要とされる歯科医療に関連する基本的知識と診療技術の研修
（2）学会及び研修会等に参加
（3）高齢者に必要とされる歯科医療に関連する発表
（4）医療倫理、医療安全管理、感染予防対策及び個人情報保護等に関する研修
4）研修の実施に必要な設備、図書などを有している施設
5）教育行事の開催が恒常的に行われている施設

2　前項の規定にかかわらず、委員会が適正を認めた施設

（申請・審査・認定及び登録）

第 5 条　研修機関の新規認定を受けようとする施設は、申請審査料を添えて、別に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

第 6 条　研修機関の審査は、申請書類によって行う。

2　申請書類を委員会が審査し、評価する。
3　研修機関としての適格性の評価は委員会が行い、判定は出席委員の 3 分の 2 以上の賛成によるものとする。
4　委員会は理事会に前項の結果を答申し、新規認定の承認を得るものとする。

第 7 条　研修機関の新規認定を受けた施設について、本会は申請に基づき登録を行い、認定証を交付するとともに、研修機関名簿に掲載する。
2　本会は研修機関名簿を公表する。

第 3 章　更新認定

（申請）
第 8 条　認定後 5 年毎に資格の更新を行わなければならない。
2　第 4 条に定める施設要件を満たさなければならない。
3　認定証交付日より更新申請時までの教育・研修指導実績及び診療実績を報告する。

第 9 条　資格の更新認定を受けようとする施設は、更新審査料を添えて、別に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

（審査・認定）
第 10 条　更新審査は申請書類により行う。
2　研修機関としての適格性の評価は委員会が行い、判定は出席委員の 3 分の 2 以上の賛成によるものとする。
3　委員会は理事会に前項の結果を答申し、更新認定の承認を得るものとする。

（登録）
第 11 条　更新認定を受けた施設について、本会は申請に基づき継続して登録を行い、認定証を交付する。

（更新認定の保留）
第 12 条　認定資格の更新申請予定施設が事由により更新が困難な場合については、別に定める。

第 4 章　資格の喪失

第 13 条　研修機関は、次の各号の一に該当するとき、委員会において審議し、理事会の議を経て、その資格を喪失する。
1）施設が資格の辞退を申し出たとき
2）第 4 条に定める施設資格を喪失したとき
3）第 3 章に定める更新手続きを行わなかったとき
4）委員会が研修機関として不適当と認めたとき
2　委員会は、本条第 1 項 4)に基づく資格喪失については、当該研修機関に対し、判定する前に弁明の機会を与えるものとする。

第 14 条　前条により認定を取り消された施設は、速やかに本学会に認定証を返還しなければならない。
2　本学会は前条の理事会承認後、速やかに登録を抹消する。

3　前条より、資格を喪失した施設であっても、喪失の事由が消滅したときは再び認定を申請することが出来る。

第 5 章　補則

第 15 条　委員会の決定に関し異議ある施設は、理事会に申し立てることができる。

第 16 条　第 5 条及び第 9 条に定める審査料等については、別に定める。

第 17 条　研修機関の資格の適否の審査は、年 1 回以上とする。

第 18 条　研修機関の登録内容に変更が生じた場合は､速やかにその内容を委員会に届け出なければならない。

第 19 条　提出された申請書類の内容は認定審査のためのみに使用するものとする。

第 20 条　この規則を改廃する場合は、委員会の発議により、規程委員会での協議のうえ、常任理事会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附則

1　この規則は、2019 年 6 月 5 日から施行する。

18-8)

一般社団法人日本老年歯科医学会　研修機関制度規則施行細則

（2019 年 6 月 5 日改正）

第 1 章　総則

（趣旨）

第 1 条　一般社団法人日本老年歯科医学会研修機関制度規則（以下「規則」という）に定めた事項以外については、この細則に基づき運営する。

2　本細則に定めるものの他、研修機関認定に関し必要な事項は別に定める。

第 2 章　研修機関の要件

第2条　研修機関の認定を申請する施設の資格については､規則第4条に定めるものの他、次の各項について審査する。

2　研修の実施に必要な設備を有していなければならない。

3　セミナーや症例検討会など教育行事が定期的に開催されていなければならない。

4　研修カリキュラムに従い、次の項目のすべての研修を実施する。

1）高齢化と社会

2）老化と身体

3）歯科訪問診療

4）摂食嚥下リハビリテーション

5　前項において、やむを得ず、研修機関での研修が困難な項目については、委員会が指定する「専門医申請者研修」に代替することが出来る。

6　高齢者に必要とされる歯科医療に関連する症例は年間 60 症例以上であること

7　代表指導医 1 名を登録しなければならない。

1）代表指導医は、1 名につき 3 施設まで本会研修機関での兼務を認める。常勤または非常勤は問わないが指導医は職歴として明記しなければばらない。

第 3 章 新規認定

（申請書類）

第 4 条　規則第 4 条を満たし研修機関の資格の申請をする施設は、次の各号に定める書類を委員会に提出しなければならない。

1）研修機関認定申請書（様式 1）

2）研修機関内容証明書（機関の設備・所蔵図書記載用紙）（様式 2）

3）指導医在籍（職）証明書（様式 3）及び本会指導医認定証（写）

4）在職指導医の履歴書（様式 4）

5）直近 2 年間の教育・研修指導実績報告書（様式 5）

6）直近 1 年間の診療実績報告書（様式 6）

2　委員会は、必要に応じてその他の資料等の提出を求めることができる。

第 4 章 更新認定

（更新申請書類）

第 6 条　研修機関の資格を更新する施設は、次の各号に定める書類を委員会に提出しなければならない。

1）研修機関資格更新申請書（様式 8）
2）指導医在籍（職）証明書（様式 9）
3）研修機関施設内容説明書（機関の設備・所蔵図書記載用紙）（様式 10）
4）教育・研修指導実績報告書（様式 11）
5）診療実績報告書（様式 12）
6）認定証（本書）（更新認定後、新たな認定証を発行します）

2　委員会は、必要に応じてその他の資料等の提出を求めることができる。

第 4 章　申請料

第 7 条　審査料は次の通りとする。

1）申請審査料　　10,000 円
2）更新審査料　　10,000 円

第 5 章　補則

第 8 条　この細則を改廃する場合は、委員会の発議により、規程委員会で協議のうえ、常任理事会の承認を得て、理事会に報告しなければならない。

附則

1　この規則は、2019 年 6 月 5 日から施行する。

日本老年歯科医学会 認定制度研修単位基準

専門医更新70単位
認定医更新44単位

別表１：研修単位表（2018年6月24日以降の研修が対象）

研修内容（日本老年歯科医学会）			研修単位
１　日本老年歯科医学会　主催・共催 研修			
１）学術大会への出席			
	本会学術大会（単独開催）		10
	本会学術大会（日本老年学会総会時）		20
２）研修会への出席			
	学術大会時　指定研修会		2
	本会主催研修会	３時間以上	8
		３時間未満	6
	本会共催および支部主催の研修会	３時間以上	6
		３時間未満	4
	支部共催の研修会	３時間以上	4
		３時間未満	2
	医療倫理・医療安全及び救急救命に係る研修会	３時間以上	6
		３時間未満	4
３）APRIN CITI Japan 医学研究者コースの受講（所属施設での受講も可）		1コース	6
４）認定制度委員会 指定事業への参加		認定制度委員会で指定	
注）本会研修単位管理システム登録していない参加記録は、参加証や受講証等の参加確認資料の添付があるものを単位として認めます。			
２　日本老年歯科医学会における業績			
１）学術誌			
	「老年歯科医学」またはGerodonlogy	筆頭	15
		共著者	8
２）日本老年歯科医学会　主催・共催 研修での発表および講演			
	上記 １該当する研修での発表（ポスター発表含む）	筆頭	8
		共同演者	4
	上記 １ に該当する研修における座長・講師・シンポジスト等		8
注）論文別刷り、発表抄録、講演レジュメ等を添付すること			

研修内容（関連学会）			研修単位
３　日本老年歯科医学会　関連学会主催研修＊関連学会は別表２のとおり			
１）学術大会への出席			
	関連学会学術大会		4
	関連国際学会学術大会		6
	医療倫理・医療安全及び救急救命に係る研修会	３時間以上	5
		３時間未満	3
注）関連学会研修会および関連学会支部等の学術大会・研修会は含まない			
注）参加証や受講証等の参加確認資料の添付があるものを単位として認めます。			
４　日本老年歯科医学会 関連学会等における業績＊関連学会は別表２のとおり			
１）学術誌（高齢者に必要とされる歯科医療に関連する内容）			
	関連国際学会学術雑誌	筆頭	15
		共著者	8
	関連学会の学術雑誌	筆頭	6
		共著者	3
２）学術大会等での発表および講演等（高齢者に必要とされる歯科医療に関連する内容）			
	関連国際学会学術大会	筆頭	8
		共同演者	4
	関連学会学術大会(総会)	筆頭	4
		共同演者	2
	各歯科医師会が主催する研修会での発表または講演		5
	大学またはその同門会が主催する研修会での発表または講演		5
注）論文別刷り、発表抄録、講演レジュメ等を添付すること			

別表２：本会が認める関連学会及び学術雑誌（＊学会名については法人格を省略）

1　本会が認める関連学会
　1）日本歯科医学会及び専門分科会・認定分科会
　2）その他日本歯学系学会協議会加盟学会
　3）日本老年学会関連学会
　4）関連国際学会
　　①国際老年学会　World Congress of Gerontology and Geriatrics
　　②アジア・オセアニア国際老年学会議
　　Asia/Oceania Regional Congress of Gerontology and Geriatrics
　　③国際歯科研究学会 International Association for Dental Research
　　④日本老年歯科医学会関連国際学会学術雑誌に関わる学会

2　関連学会学術雑誌
　1）日本老年歯科医学会関連学会学術雑誌
　2）日本老年歯科医学会関連国際学会学術雑誌
　　①　Community Dental Health
　　②　Gerodontology
　　③　Gerontology
　　④　Geriatrics & Gerontology International
　　⑤　Journal of Dental Research
　　⑥　Journal of Gerontology
　　⑦　Journal of Oral Rehabilitation
　　⑧　Journal of the American Geriatrics Society
　　⑨　dysphagia

註：学術論文は上記に限定されるものではなく、広く老年歯科医学に係る雑誌掲載論文を認める。

20

一般社団法人日本老年歯科医学会　地域包括ケア委員会規程

（2022 年 3 月 30 日制定）

（設置）

第 1 条　本会に、定款第 3 条の規定に基づき、一般社団法人日本老年歯科医学会地域包括ケア委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

（目的）

第 2 条　本委員会は定款第 3 条の各号に規定する事業の地域包括ケアの推進にかかわる業務を行う。

（組織）

第 3 条　本委員会は、委員長 1 名、委員 10 名以内及び幹事 1 名をもって組織する。

2　委員長は、必要に応じて委員の中から副委員長を置くことができる。

第 4 条　委員長は会務を総括する。

2　副委員長は委員長を補佐し、会務を遂行する。

3　委員は、本規程 7 条に掲げる事項を審議し、第 8 条に掲げる業務を担当する。

（任期）

第 5 条　委員長、委員及び幹事の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

（会議）

第 6 条　本委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

2　本委員会には、構成員のほか委員長が必要と認めた者が出席することができる。

第 7 条　本委員会は、次の事項を審議する。

1）地域包括ケアに関する事項

2）地域における高齢者の歯科医療・歯科保健・口腔健康管理に関する事項

3）保健医療福祉分野の多職種連携に関する事項

4）理事会から諮問された事項

第 8 条　本委員会は、次の業務を行う。

1）地域包括ケアに関する事例等の情報収集および会員への情報提供

2）地域における高齢者の歯科医療・歯科保健・口腔健康管理に関する課題の提示・検討

3）地域における歯科医療者を含む多職種連携に関する課題の提示・検討

4）地域包括ケアの推進に関して各種委員会および外部諸機関との連絡調整

（細則）

第 9 条　この規程の施行についての細則は、常任理事会の承認を経て、理事会に報告し、別に定める。

（改廃）

第 10 条　この規程を改廃する場合は、本委員会の発議により、規程委員会での協議のうえ、常任理事会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附　則

1　この規程は、2022 年 3 月 30 日に制定し、2022 年度定時社員総会時から施行する。

21

一般社団法人日本老年歯科医学会
支部運営委員会規程

（2022 年 5 月 12 日改正）

（設置）

第 1 条　本会に、定款第 3 条の規定に基づき、一般社団法人日本老年歯科医学会支部運営委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

（目的）

第 2 条　本委員会は、定款第 3 条に規定する事業を日本全国において効果的に推進するため、一般社団法人　日本老年歯科医学会支部を都道府県毎に設立し、その運営を支援することを目的とする。

（組織）

第 3 条　本委員会は、委員長 1 名、委員 12 名以内、及び幹事 1 名をもって組織する。

2　委員長は、必要に応じて委員の中から副委員長を置くことができる。

3　委員の選任においては、地域に偏りがないよう考慮する。

4　委員の選任においては、支部長である者を含むものとする。

第 4 条　委員長は、会務を総括する。

2　副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。

3　委員は本規定 7 条に掲げる事項を審議し、第 8 条に掲げる業務を担当する。

（委員長、委員の任期）

第 5 条　委員長、委員及び幹事の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

（会議）

第 6 条　本委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

2　本委員会には構成員のほか委員長が必要と認めた者が出席することができる。

第 7 条　本委員会は次の事項を審議する

1）支部活動に関する事項

2）支部長会の企画運営に関する事項

3）理事会から諮問された事項

第 8 条　本委員会は、次の業務を行う。

1）支部活動の支援

2）支部長会会務の遂行

3）理事会への報告

4）関連各種委員会との連絡調整

5）その他支部に関わる事項の検討

（細則）

第 9 条　この規程の施行についての細則は、常任理事会の承認を経て、理事会に報告し、別に定める。

（改廃）

第 10 条　この規程を改廃する場合は、本委員会の発議により、規程委員会での協議のうえ、常任理事会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附　則

1　この規程は、2010 年 12 月 20 日から施行する。

2　この規程は、2012 年 12 月 17 日から施行する。
3　この規程は、2014 年 10 月 2 日から施行する。
4　この規程は、2016 年 6 月 17 日から施行する。
5 この規程は、2018 年 12 月 7 日から施行する。
6 この規程は、2022 年 5 月 12 日に改正し、同 6 月 11 日から施行する。

21-1)

一般社団法人日本老年歯科医学会　支部規程

（2022 年 5 月 12 日改正）

第 1 条　本会に、定款第 3 条及び定款細則第 4 条の規定に基づき支部を置く。各支部の名称は、一般社団法人日本老年歯科医学会（各都道府県名）支部（以下「支部」という）とする。

2　会員数が少なく単独で支部組織を形成できない都道府県は、本規程第 6 条に定めに従い事業を実施する。

第 2 条　支部は、高齢者歯科医療サービスをすべての国民が等しく享受できる環境を作り上げ、高齢者歯科医療サービスの重要性を発信する地域拠点となることを目的とする。

第 3 条　支部組織の改編は、ブロック長または支部長の発議により、理事長との協議のうえ、理事会の承認を得なければならない。

第 4 条　各支部規則は、一般社団法人　日本老年歯科医学会定款に抵触しない範囲内で、支部毎に定める。

第 5 条　各支部は、それぞれの都道府県内に勤務または居住するこの法人の会員をもって組織する。

2　勤務地と居住地の都道府県が異なる場合は、原則として、勤務地の都道府県とし、勤務地または居住地が複数ある場合は、主たる勤務地または居住地の都道府県とする。

第 6 条　支部組織を形成出来ない都道府県は、近隣都道府県の支部長をブロック長とし、ブロックとして事業を実施する。

2 ブロック長は、ブロックを構成する近隣都道府県の支部長とする。

3 ブロック長は、各支部および各関連委員会と連携して、各事業を実施する。

4　支部長が決定した都道府県は、単独で支部組織を形成する。

第 7 条　各支部に、支部長および副支部長を置く。

2 支部長は理事長が指名し、理事会に報告する。

3 支部長は副支部長を指名し、補佐させることが出来る。

4　支部長の任期は原則指名した理事長の任期満了時までとし、再任を妨げない。

5　支部長は、ブロック長および各関連委員会と連携して、各事業を実施する。

第 8 条　本学会の活動を広く浸透させるための研修会、講習会、市民公開講座などの各種事業を企画、実施する。

第 9 条　支部においては、次の事項を審議する。

1）支部活動の法人本部への報告

2）支部役員の選任

3）研修会・市民公開講座等の企画と運営

4）その他支部で必要と認めた事項

第 9 条　この規程の施行についての細則は、常任理事会の承認を経て、理事会に報告し、別に定める。

第 10 条　この規程を改廃する場合は、支部運営委員会の発議により、規程委員会での協議のうえ、常任理事会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附　則

1　この規程は、2011 年 6 月 14 日から施行する。

2 この規程は、2014 年 12 月 11 日から施行する。

3　この規程は、2016 年 6 月 17 日から施行する。

4　この規程は、2022 年 5 月 12 日に改正し、同 6 月 11 日から施行する。

21-2)

一般社団法人日本老年歯科医学会　支部長会規則

（2022 年 5 月 12 日改正）

（設置）

第 1 条　本会に定款第 3 条、定款細則第 4 条及び支部規程第 2 条の規程に基づき、一般社団法人日本老年歯科医学会支部長会（以下「支部長会」という。）を置く。

（目的）

第 2 条　支部長会は、本会と各支部、および各支部間の学術活動に関する円滑な連絡、協議、調整を図ることを目的とする。

（組織）

第 3 条　支部長会は、理事長、副理事長、各支部長、支部運営委員会委員長をもって組織する。

2　必要に応じて幹事を置くことができる。

第 4 条　理事長は支部長会を総括する。

2　支部運営委員会委員長は理事長を補佐し、支部長会会務を遂行する。

（会議）

第 5 条　支部長会は、必要の都度、理事長が招集する。

2　支部長会には、構成員のほか、理事長が必要と認め出席を要請した者が出席することができる。

3　支部長会の決定事項は、理事会に報告し、承認を得なければならない。

第 6 条　支部長会は、次の業務を行う。

1）本部と各支部との円滑な連絡、協議、調整

2）各支部間の事業施行に関する企画立案の連絡、協議

3）その他必要な事項の協議

（細則）

第 8 条　この規則の施行についての細則は、常任理事会の承認を経て、理事会に報告し、別に定める。

（改廃）

第 10 条　この規則を改廃する場合は、支部長会の発議により、規程委員会での協議のうえ、常任理事会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附　則

1　この規則は、2012 年 6 月 21 日から施行する。

2　この規則は、2012 年 12 月 19 日から施行する。

3　この規則は、2016 年 6 月 17 日から施行する。

4　この規則は、2018 年 12 月 7 日から施行する。

5　この規程は、2022 年 5 月 12 日に改正し、同 6 月 11 日から施行する。

22

一般社団法人日本老年歯科医学会　病院歯科委員会規程

（2022年3年8日制定）

（設置）

第1条　本会に、定款第3条の規定に基づき、一般社団法人日本老年歯科医学会病院歯科委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

（目的）

第2条　本委員会は、定款第3条第6号に規定する病院歯科を通じた高齢者の保健・医療の向上を推進するため、病院歯科に関連する業務を行う。

（組織）

第3条　本委員会は、委員長1名、委員10名以内及び幹事1名をもって組織する。

2　委員長は、必要に応じて委員の中から副委員長を置くことができる。

第4条　委員長は、会務を総括する。

2　副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。

3　委員は、本規程第7条に掲げる事項を審議し、第8条に掲げる業務を担当する。

（委員長、委員の任期）

第5条　委員長、委員及び幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。

（会議）

第6条　本委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

2　本委員会には、構成員のほか委員長が必要と認めた者が出席することができる。

第7条　本委員会は、次の事項を審議する。

1）老年歯科医学における病院歯科のあり方に関する事項

2）老年歯科医学における病院歯科の課題に関する事項

3）理事会から諮問された事項

4）その他の病院歯科に関する事項

第8条　本委員会は、次の業務を行う。

1）老年歯科医学における病院歯科のあり方に関する課題の提示・検討

2）老年歯科医学における病院歯科に関する課題についての学会としての意見集約

3）老年歯科医学における病院歯科に関する課題についての関係諸機関との連絡調整

4）その他の病院歯科の課題に関する事項の検討

（細則）

第9条　この規程の施行についての細則は、常任理事会の承認を経て、理事会に報告し、別に定める。

（改廃）

第10条　この規程を改廃する場合は、本委員会の発議により、規程委員会での協議のうえ、常任理事会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附　則

1　この規程は、2022年3月8日に制定し、2022年度定時社員総会時から施行する。

23

一般社団法人日本老年歯科医学会　表彰委員会規程

（2020年6月16日改正）

（設置）

第 1 条　本会に、定款第 3 条の規定に基づき、一般社団法人日本老年歯科医学会表彰委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

（目的）

第 2 条　本委員会は、定款第 3 条 4 号に規定する研究業績の表彰に関わる業務を行う。

（組織）

第 3 条　本委員会は、委員長 1 名、委員 8 名以内及び幹事 1 名をもって組織する。

2　委員長は、必要に応じて委員の中から副委員長を置くことができる。

第 4 条　委員長は、会務を総括する。

2　副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。

3　委員は、本規程第 7 条に掲げる事項を審議し、第 8 条に掲げる業務を担当する。

（委員長、委員の任期）

第 5 条　委員長、委員及び幹事の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

（会議）

第 6 条　本委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

2　本委員会には、構成員のほか委員長が必要と認め出席を要請した者が出席することができる。

第 7 条　本委員会は、次の事項を審議する。

1）学会功労賞及び各優秀賞の審査指針の検討

2）表彰制度の検討

第 8 条　本委員会は、次の業務を行う。

1）学会功労賞及び各優秀賞の選考ならびに推薦

2）優秀学会論文賞及び優秀奨励論文賞の選考ならびに推薦

（細則）

第 9 条　この規程の施行についての細則は、常任理事会の承認を経て、理事会に報告し、別に定める。

（改廃）

第 10 条　この規程を改廃する場合は、本委員会の発議により、規程委員会での協議のうえ、常任理事会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附　則

1　この規程は、2009 年 6 月 20 日から施行する。

2　この規程は、2010 年 12 月 20 日から施行する。

3　この規程は、2012 年 12 月 19 日から施行する。

4　この規程は、2014 年 10 月 2 日から施行する。

5　この規程は、2016 年 6 月 17 日から施行する。

5　この規程は、2020 年 6 月 16 日から施行する。

23-1)

一般社団法人日本老年歯科医学会　表彰制度規則

（2023年9月5日改正）

（趣旨）

第 1 条　一般社団法人日本老年歯科医学会（以下「本会」という。）定款第 3 条（4）表彰事業は、この規程の定めるところによる。

（種類）

第 2 条　賞の種類は次の通りとする。

1）学会功労賞
2）老年歯科医学賞（渡邊郁馬賞）
3）優秀奨励論文賞（ライオンアワード）
4）「老年歯科医学」優秀論文賞
5）優秀課題口演賞
6）優秀ポスター賞

（目的ならびに対象）

第 3 条　各賞は、次の各号に該当する功績を対象とする。

1）学会功労賞は、本学会の発展に著しい功績を収めた者を顕彰するために設けるものであり、本学会の会務ならびに学会活動に関して功労が顕著であったと認められた者に授与するものとする。
2）老年歯科医学賞（渡邊郁馬賞）は、老年歯科医学の研究や教育及び歯科医療に顕著な貢献をしている学術論文または著作物を表彰するために設けるものであり、優れた学術論文または著作物に授与するものとする。
3）優秀奨励論文賞（ライオンアワード）は、老年歯科医学の進歩・発展を図り、優れた若手研究者を助成、育成するために設けるものであり、本会機関誌に掲載された優れた学術論文を発表した者に授与するものとする。
4）「老年歯科医学」優秀論文賞は、本会会員の学術活動および臨床活動における論文発表の推奨、および本会機関誌「老年歯科医学」の活性化を目的とし、本誌に投稿かつ掲載された優れた学術論文を発表した者に授与するものとする。
5）優秀課題口演賞ならびに優秀ポスター賞は、本会学術大会における口演ならびにポスター発表を介して、老年歯科医学の知識の普及に貢献した者を表彰するために設けるものであり、優れた学術研究を発表した者に授与するものとする。

（資格）

第 4 条　各賞の対象者は、次の各号に該当する者とする。

1）学会功労賞は、永年にわたり本会の会務ならびに学会活動に関して、功労が顕著であったと認められた本会会員とする。
2）老年歯科医学賞（渡邊郁馬賞）は、発表された学術論文または著作物で、著者に前年度末において本会会員歴 15 年以上の会員が含まれている学術論文または著作物であること。
3）優秀奨励論文賞（ライオンアワード）は、表彰時期前年度に本会機関誌に掲載された学術論文の筆頭著者で、当該論文掲載時において満 50 歳未満で、且つ表彰前年度末において 3 年以上継続して本会会員である者とする。
4）「老年歯科医学」優秀論文賞は、表彰時期前年度に本会機関誌「老年歯科医学」掲載された学術論文の筆頭著者で、本会会員である者とする。なお、優秀奨励論文賞（ライオン

アワード)の受賞が内定している論文は該当しない。

5)優秀課題口演賞ならびに優秀ポスター賞は、表彰年度の本会学術大会における口頭ならびにポスターによる発表者とする。

(募集等)

第5条　老年歯科医学賞(渡邊郁馬賞)については本会理事および代議員からの推薦とし、本規程第6条に定める選考委員会において選考を行う。

2　優秀奨励論文賞(ライオンアワード)については公募とし、本規程第6条に定める選考委員会において選考を行う。

3　「老年歯科医学」優秀論文賞については、編集委員会において選考を行う。

4　優秀課題口演賞ならびに優秀ポスター賞については、本会学術大会開催の広報活動において行う。

(選考)

第6条　各賞は、選考委員会において、老年歯科医学賞(渡邊郁馬賞)については1件、優秀ポスター賞は6名以内、「老年歯科医学」優秀論文賞は1名以内、他の各賞については2名以内を選考する。

2　選考委員会は各賞毎に設置する。なお、「老年歯科医学」優秀論文賞は編集委員会を選考委員会とし、下記項の限りではない。

3　各賞の選考委員会委員は、表彰委員会委員長が指名し、理事長が委嘱する。

4　各賞の選考委員会委員長は、表彰委員会委員長が兼務する。

5　各賞の選考結果は、表彰委員会委員長がこれを理事長に報告する。

(決定)

第7条　学会功労賞、老年歯科医学賞(渡邊郁馬賞)、優秀奨励論文賞(ライオンアワード)及び「老年歯科医学」優秀論文賞については、理事会の議を経て決定する。優秀課題口演賞ならびに優秀ポスター賞については、理事長の承認を経て決定する。

第8条　各賞受賞者には、総会その他適当な機会において、次の通り表彰を行うものとする。

1)学会功労賞:表彰楯の授与

2)老年歯科医学賞(渡邊郁馬賞):表彰楯(「渡邊郁馬賞」を銘記)及び副賞の授与

3)優秀奨励論文賞(ライオンアワード):表彰楯(「LION Award」を銘記)及び副賞の授与

4)「老年歯科医学」優秀論文賞:表彰楯及び副賞の授与

5)優秀課題口演賞:表彰状及び副賞の授与

6)優秀ポスター賞:表彰状及び副賞の授与

2　副賞は、老年歯科医学賞(渡邊郁馬賞)については30万円、優秀奨励論文賞(ライオンアワード)ついては20万円、「老年歯科医学」優秀論文賞については10万円、その他の賞については5万円とする。

第9条　各賞受賞者の氏名、受賞内容を本会機関誌に公表する。

(補足)

第10条　老年歯科医学賞(渡邊郁馬賞)は、本会初代理事長　渡邊郁馬氏の出資による「渡邊郁馬　記念基金」より副賞をあてる。

(改廃)

第11条　この規程を改廃する場合は、表彰委員会の発議により、規程委員会での協議のうえ、常任理事会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附　則

1　この規程は、2009年6月20日から施行する。

2 この規程は、2010年1月30日から施行する。
3 この規程は、2011年6月17日から施行する。
4 この規程は、2015年6月11日から施行する。
5 この規程は、2015年12月10日から施行する。
6 この規程は、2015年12月10日から施行する。
7 この規程は、2016年6月17日から施行する。
8 この規程は、2017年8月8日から施行する。
9 この規程は、2018年9月12日から施行する。
10 この規程は、2023年9月5日から施行する。

23-2)

一般社団法人日本老年歯科医学会　優秀課題口演賞選考細則

（2019年4月23日改正）

（目的）

第 1 条　この細則は、一般社団法人日本老年歯科医学会（以下「本会」という。）表彰制度規程第 6 条に基づき、「優秀課題口演賞」の選考に関し、必要な事項を定めるものである。

（推薦委員会の設置）

第 2 条　「優秀課題口演賞」コンペティション参加候補者を選考するために、優秀課題口演賞推薦委員会（以下「推薦委員会」という。）を設置する。

（推薦委員会の組織）

第 3 条　推薦委員会は、表彰委員会委員若干名と学術委員会委員若干名及び当該学術大会大会長で構成する。

2　表彰委員会委員長及び学術委員会委員長は、推薦委員会委員を選任し、理事長がこれを委嘱する。

3　推薦委員会委員長は、表彰制度規程第 11 条に基づき、表彰委員会委員長が務める。

4　推薦委員会副委員長は、学術委員会委員長が務める。

（推薦委員会委員の任期）

第 4 条　委員長、副委員長及び委員の任期は、「優秀課題口演賞」募集の時から当該学術大会終了時までとする。

（募集要領）

第 5 条　表彰制度規程第 5 条 2 による募集の際に、コンペティション領域を公示して、演題（課題口演）を募集するものとする。

2　応募演題の事前抄録は 800 字程度とし、別途 200 字程度の応募理由を添付するものとする。

（選考方法）

第 6 条　推薦委員会は、事前抄録の各項目（①目的、②方法、③結果、④考察）を対象として審査を行い、コンペティション参加候補者として、表彰委員会に推薦する。

2　審査は、次の各号をその基準として行うものとする。

1）前項の各項目の内容が、それぞれ明確であり、妥当性があること

2）研究又は臨床報告が本学会の発展に寄与すること

（コンペティション参加者の決定）

第 7 条　表彰委員会では、推薦委員会における審査結果を審議した後、コンペティション参加者を決定し、その結果を理事長に報告する。

第 8 条　理事長は、課題口演応募者に表彰委員会での審議の結果を通知する。

第 9 条　コンペティション選出者には、表彰状を授与する。

（審査員の委嘱と審査）

第 10 条　「優秀課題口演賞」表彰候補者を選考するために、審査員を置く。

2　審査員は、推薦委員会委員と、学術委員会により推薦されたコンペティション領域に相応した者とし、理事長がこれを委嘱する。

3　表彰委員会委員長は、審査員を招集し、推薦委員会での審査経緯を報告するとともに、審査方法を説明する。

4　審査員は、審査方法に基づき、「課題口演」の審査を行う。

（審査員の任期）
第 11 条　審査員の任期は、「課題口演」コンペティション参加者決定時から表彰候補者決定時までとする。
（口演形式）
第 12 条　課題口演は、1 演題につき、発表時間 7 分、質疑応答時間 8 分とする。
（審査結果）
第 13 条　審査員は、審査結果を表彰委員会委員長に報告する。
（改廃）
第 14 条　この細則を改廃する場合は、表彰委員会の発議により、規程委員会で協議のうえ、常任理事会の承認を得て、理事会に報告しなければならない。

附　則

1　この細則は、2010 年 1 月 30 日から施行する。
2　この細則は、2010 年 12 月 20 日から施行する。
3　この細則は、2012 年 12 月 19 日から施行する。
4　この細則は、2016 年 6 月 17 日から施行する。
5　この細則は、2017 年 8 月 8 日から施行する。
6　この細則は、2017 年 12 月 8 日から施行する。
7　この細則は、2019 年 4 月 23 日から施行する。

23-3)

一般社団法人日本老年歯科医学会　優秀ポスター賞選考細則

（2020年12月18日制定）

（目的）

第1条　この細則は、一般社団法人日本老年歯科医学会（以下「本会」という）表彰制度規程第6 条に基づき、「優秀ポスター賞」の選考に関し、必要な事項を定めるものである。

（募集要領）

第 2 条　表彰制度規程第 5 条 2 による募集の際に、エントリー部門を公示して、演題を募集するものとする。

2　応募演題の事前抄録は通常のポスター発表に準ずる。

（エントリー分野）

第 3 条　エントリー部門は次の 3 分野とする。

1)「歯科衛生士部門」

高齢者歯科医療に従事する歯科衛生士が高齢者またはその関係者（家族、多職種等）と主体的に関わる症例報告を奨励し、研鑽を重ねる筆頭発表者（歯科衛生士）を顕彰する。高齢者歯科医療における歯科衛生士業務の重要性についての啓発と技術の普及を推進させることを目的とする。

2)「地域歯科医療部門」

歯科医院を開業している歯科医師または、病院（大学病院を除く）に勤務する歯科医師の高齢者歯科医療に関する研究や症例報告を奨励し、研鑽を重ねる筆頭発表者を顕彰する。高齢者の保健・医療の向上を地域歯科医療からも推進させることを目的とする。

3)「一般部門」

職種や研究領域によらず、高齢者歯科医療において研鑽を重ねる者を顕彰することを目的とする。

（審査）

第 4 条　本賞の審査は、1 次審査および学術大会時に実施されるコンペティション（ポスター発表）により行う。表彰委員会は、各審査結果を集計する。

2　1 次審査の審査は、エントリー部門毎に下記の委員会委員を審査員として指名する。

1)「歯科衛生士部門」　歯科衛生士関連委員会委員

2)「地域歯科医療部門」 在宅歯科診療検討委員会委員

3)「一般部門」　社会保険委員会委員

3　コンペティションの審査員は、理事および代議員より各部門に相応する者を表彰委員会が選出し、理事長が委嘱する。

（1 次審査）

第 5 条　エントリー演題について、当該学術大会前に本細則 3 条による部門毎に 1 次審査を実施し、学術大会時のコンペティション参加演題を選出する。

2　1 次審査の審査員は所定の審査用紙に基づき審査し、表彰委員会がこれを集計する。

3　表彰委員会は、コンペティション参加演題を決定し、その結果を理事長に報告する。

4 コンペティション参加演題は、部門毎に 5 演題以内とする。なお、不採択になったエントリー演題は通常のポスター発表として、学術大会時に発表することが出来る。

5 審査用紙は表彰制度委員会が作成する。

(コンペティション)

第6条 コンペティション参加演題について、本細則3条による部門毎に学術大会時にコンペティションによる審査を実施し、受賞者を選出する。

2 コンペティションの審査員は所定の審査用紙に基づき審査し、表彰委員会がこれを集計する。

3 学術大会期間内に表彰委員会を招集し、審査結果を集計してその結果をすみやかに理事長に報告する。

4 受賞者は、部門毎に 2 名以内とする。

5 1 次審査選出者には、表彰状を授与する。

6 審査用紙は表彰制度委員会が作成する。

(コンペティションの形式)

第 7 条 コンペティションは、学術大会時にポスター発表(「優秀ポスター賞審査ポスター」)として実施する。

(審査結果の公表)

第 8 条 結果の公表は学術大会期間内に公示し、表彰は学術大会期間内に行うかあるいは本学会誌において公表する。

(改廃)

第 9 条 この細則を改廃する場合は、表彰委員会の発議により、規程委員会で協議のうえ、常任理事会の承認を得て、理事会に報告しなければならない。

附 則

1 この細則は、2012 年 12 月 19 日から施行する。

2 この細則は、2015 年 11 月 30 日から一部改正施行する。

3 この細則は、2016 年 6 月 17 日から一部改正施行する。

4 この細則は、2016 年 12 月 8 日から一部改正施行する。

5 この細則は、2019 年 12 月 7 日から一部改正施行する。

6 この細則は、2020 年 12 月 18 日から一部改正施行する。

24

一般社団法人日本老年歯科医学会　規程委員会規程

（2016 年 6 月 17 日改正）

（設置）

第1条　本会に、定款第3条の規定に基づき、一般社団法人日本老年歯科医学会規程委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

（目的）

第 2 条　本委員会は、一般社団法人日本老年歯科医学会の定款及び規程・規則・細則・細則・要項・申し合わせ等の制定・改廃に係わる業務を行う。

（組織）

第 3 条　本委員会は、委員長 1 名、委員 5 名以内及び幹事 1 名をもって組織する。

2　委員長は、必要に応じて委員の中から副委員長を置くことができる。

第 4 条　委員長は、会務を総括する。

2　副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。

3　委員は、本規程第 7 条に掲げる事項を審議し、第 8 条に掲げる業務を担当する。

（委員長、委員の任期）

第 5 条　委員長、委員及び幹事の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

（会議）

第 6 条　本委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

2　本委員会には、構成員のほか委員長が必要と認め出席を要請した者が出席することができる。

第 7 条　本委員会は、次の事項を審議する。

1）定款の変更に関する事項

2）諸規程等の制定ならびに改廃に関する事項

第 8 条　本委員会は、次の業務を行う。

1）諸規程等の定款との整合性に関する検討

2）その他諸規定に関する事項の検討

（細則）

第 9 条　この規程の施行についての細則は、常任理事会の承認を経て、理事会に報告し、別に定める。

（改廃）

第 10 条　この規程を改廃する場合は、本委員会の発議により、規程委員会での協議のうえ、常任理事会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附　則

1　この規程は、2009 年 6 月 20 日から施行する。

2　この規程は、2014 年 10 月 2 日から施行する。

3　この規程は、2016 年 6 月 17 日から施行する。

25

一般社団法人日本老年歯科医学会　倫理委員会規程

（2021 年 12 月 10 日制定）

（設置）

第1条　本会に、定款第3条の規定に基づき、一般社団法人日本老年歯科医学会倫理委員会（以下「本委員会」という）を置く。

（目的）

第2条　本委員会は、一般社団法人日本老年歯科医学会ならびにその会員の倫理指針等に係わる業務を行う。

（組織）

第 3 条　本委員会は、委員長 1 名、委員 5 名以内（倫理審査委員会委員長ならびに利益相反委員会委員長を含む）及び幹事 1 名をもって組織する。

2　委員長は、必要に応じて委員の中から副委員長を置くことができる。

第 4 条　委員長は、会務を総括する。

2　副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。

3　委員は、本規程第 7 条に掲げる事項を審議し、第 8 条に掲げる業務を担当する。

（委員長、委員の任期）

第 5 条　委員長、委員及び幹事の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

（会議）

第 6 条　本委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

2　本委員会には、構成員のほか委員長が必要と認め出席を要請した者が出席することができる。

第 7 条　本委員会は、次の事項を審議する。

1）本会倫理綱領および会員行動規範に関する事項

2）本会で発表される調査および研究等に関する倫理審査基準に関する事項

3）本会活動における医療倫理に関する事項

4）倫理審査委員会規程ならびに倫理審査に関わる規則に関する倫理的事項

5）利益相反委員会規程ならびに利益相反に関わる規則に関する倫理的事項

6）本条 1）～5）に関わる違反の疑義に関する事項

7）理事会から諮問された事項

第 8 条　本委員会は、次の業務を行う。

1）　本会倫理綱領および会員行動規範の整備と啓発および監督

2）　本会で発表される調査および研究等に関する倫理審査基準の整備と啓発および監督

3）　本会活動における医療倫理の啓発

4）　倫理審査委員会規程ならびに倫理審査に関わる規則の確認

5）　利益相反委員会規程ならびに利益相反に関わる規則の確認

6）　理事会から諮問された事項

2　第 7 条 1）～5）に関わる違反の疑義を認めた場合、これを審議し、その結果を理事会に報告する。

3　理事会から第 7 条 1）～5）に関わる違反の疑義の審議について諮問があった場合、調査準備委員

会、調査委員会、懲罰委員会の設置についての審議を行い、その結果を理事会に報告する。

（細則）

第 9 条　この規程の施行についての細則は、常任理事会の承認を経て、理事会に報告し、別に定める。

（改廃）

第 10 条　この規程を改廃する場合は、本委員会の発議により、規程委員会での協議のうえ、常任理事会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附　則

1　この規程は、2009 年 6 月 20 日から施行する。

2　この規程は、2014 年 10 月 2 日から施行する。

3　この規程は、2015 年 12 月 10 日から施行する。

4　この規程は、2016 年 6 月 17 日から施行する。

4　この規程は、2016 年 6 月 17 日から施行する。

26

一般社団法人日本老年歯科医学会　倫理審査委員会規程

（2021年12月10日改正）

（設置）

第１条　本会に、定款第３条の規定に基づき、一般社団法人日本老年歯科医学会倫理審査委員会（以下「本委員会」という）を置く。

（目的）

第２条　本委員会は、倫理委員会をもたない医療施設及び研究機関で、本学会に所属する会員が行う、ヒトを対象とした医学・歯学研究等に対して、ヘルシンキ宣言を規範とし、文部科学省および厚生労働省の人を対象とする医学系研究に関する倫理指針を参考とし、倫理的配慮を図ることを目的とする。

（組織）

第３条　本委員会は、研究について倫理的、科学的及び医学的観点から審議及び評価するのに必要な資格及び経験を、委員会全体として保持できる適切な数の委員により構成するものとし、次の各号に掲げる委員及び幹事１名をもって組織する。

1）委員長１名

2）本学会代議員　５名

3）医学・歯学分野以外の学識経験者２名

4）倫理審査申請内容に応じた必要な時限委員　若干名

2　理事長は本委員会の組織に加わることはできない。

3　委員長は、委員の中から副委員長を置くことができる。

4　委員は、男女両性で構成するものとする。

5　本条第１項第２号と第３号に定める委員は、同一の者でも良いものとする。

6　倫理審査申請された研究に関係する委員は、当該倫理審査には関われない。これにより審査に欠員が生じる場合は、本条第１項第４号より時限的な委員を委嘱し補充する。

7　本委員会が倫理審査上必要と認めた非会員の専門職若干の出席を求め、当該審議に関して、討議に加えることができる。なお、専門職は理事長が委嘱する。

第４条　委員長は会務を総括する。

2　副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。但し、第3条第1項第4号の委員は副委員長に指名できないものとする。

3　委員は、本委員会規程第７条に掲げる業務を担当する。

（委員ならびに幹事の任期）

第５条　委員ならびに幹事の任期は２年とし、再任を妨げない。

（会議）

第 6 条　理事長からの諮問および委員長からの招集に応じて委員会を適宜開催する。

2　本委員会幹事は理事長宛に提出された研究倫理審査申請書を事前に各委員に配布し、各委員は研究倫理審査申請書を確認した上で、本委員会で審議を行う。

3 本委員会は委員長が議長となり、委員長が不在の場合は委員の互選により副委員長または適切な委員を選出し、これを代行する。

4 本委員会は、第 3 条第 6 項に抵触しない委員および第 3 条第 1 項第 4 号の委員を加えた 3 分の 2 以上の出席により成立し、採決は出席した委員全員の合意を原則とし、研究倫理審査に関わる意思を決定できるものとする。

5 採決に当たっては、審議に参加した委員のみが採決への参加を許されるものとする。

6 第 3 条第 6 項に本委員会委員長が抵触する場合は、オブザーバーとして出席し、審議及び採決への参加はできないものとする。

7 第 3 条第 6 項に抵触する委員は、その関与する研究について情報を提供することは許されるが、当該研究に関する事項の審議及び採決への参加はできないものとする。

8 本委員会が必要と認めたときは、申請者は委員会に出席し、申請内容等を説明するとともに、意見を述べることができる。

9　第 6 条 2)の目的で本委員会を招集する場合、委員長が委員への通知をもって第 3 条 1)および 2)の委員により開催することができる。

（業務）

第 7 条　本委員会は、次の業務を行う。

1）本規程第 2 条による倫理審査申請について審査を行う。

2）本委員会の目的を達成するために必要な業務を行う。

（委員会の公開）

第 8 条　本委員会が必要と認めたときは、委員会を公開できる。

（秘密の保持）

第 9 条　委員及び委員会に関与する者は、職務上知り得た情報を漏洩してはならない。但し、公知あるいは理事会にて公開を承認した事項は除く。

2　上記秘密の保持義務は、措置等の手続き終了後も存続する。

（細則）

第 10 条　この規程の施行についての細則は、常任理事会の承認を経て、理事会に報告し、別に定める。

（改廃）

第 11 条　この規程を改廃する場合は、本委員会の発議により、規程委員会での協議のうえ、常任理事会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附　則

1 この規程は、2009 年 6 月 20 日から施行する。

2 この規程は、2010 年 12 月 20 日から施行する。

3 この規程は、2014 年 10 月 2 日から施行する。

4 この規程は、2015 年 12 月 10 日から施行する。

5 この規程は、2016 年 6 月 17 日から施行する。

6 この規程は、2017 年 6 月 13 日から施行する。

7 この規程は、2017 年 12 月 14 日から施行する。

8 この規程は、2021 年 12 月 10 日から施行する。

26-1)

一般社団法人日本老年歯科医学会　倫理綱領

（2009 年 6 月 20 日制定）

一般社団法人日本老年歯科医学会（以下、本学会という。）及び本会員は、老年歯科医学の研究、教育、臨床活動ならびに社会活動を通じて人々の健康と福祉の維持増進に貢献することを使命とする。この「倫理綱領」は、本学会及び本会員が老年歯科医学の専門家としての責務を遂行するにあたり、社会人として守るべき生活・行動規範を踏まえて、専門職として基本的に遵守すべき倫理的配慮を掲げるものである。本学会及び本会員は、社会的責任を自覚し、以下に提示された綱領を遵守する義務を負うものである。

1　本学会及び本会員は、老年歯科医学に関する科学的研究ならびにその社会的展開を通し、保健・医療の進歩・発展を図り、人類の健康と福祉の維持増進に貢献することを目指す。

2　本学会及び本会員は、科学的根拠に基づく老年歯科医学とその応用に関する正しい情報の普及とその利用のあり方を追求する。

3　本学会及び本会員は、老年歯科医学の教育を行うとともに調査・研究を推進し、老年歯科医学に関連する専門職の社会的な地位の確立に努める。

4　本学会及び本会員は、関係諸団体との学際的な連携を図り、海外の専門組織との国際協力を推進する。

5　本学会及び本会員は、社会から信頼と尊敬を得るために、別に定める「行動規範」を遵守し、科学的知識の質の確保ならびに向上に努める。

6　本学会及び本会員は、調査・研究の実施とその成果の発表（学会誌論文投稿、学術集会や各種講演会の発表）に際して、本学会定款、本学会倫理綱領及び論文投稿規定を遵守し、職務上知り得た機密事項ならびにプライバシーを厳重に保護する義務を負うものである。

26-2)

一般社団法人 日本老年歯科医学会
臨床・疫学研究に係る業務に関する細則

（2017年5月11日改正）

第1章 研究の原則

（臨床・疫学研究の原則）

第1条 臨床・疫学研究は、次に掲げる原則等を準拠して実施するものとする。

1）臨床・疫学研究は、ヘルシンキ宣言（1975 年東京総会で修正、2000 年エディンバラ修正）を規範とし、文部科学省および厚生労働省の人を対象とする医学系研究に関する倫理指針を参考とし、倫理審査を行うものとする。

2）臨床・疫学研究を開始する前に、個々の被験者及び社会にとって期待される利益と予想される危険及び不便とを比較勘案するものとする。期待される利益によって危険を冒すことが正当化される場合に限り、臨床・疫学研究を開始、あるいは継続すべきものとする。

3）被験者の人権、安全及び福祉に対する配慮が最も重要であり、科学と社会のための利益よりも優先されるべきである。

4）研究薬に関して、その臨床・疫学研究の実施を支持するのに十分な非臨床・疫学試験及び臨床・ 疫学試験に関する情報が得られるものとする。

5）臨床・疫学研究は科学的に妥当でなければならず、臨床・疫学研究計画書にその内容を明確かつ詳細に記載するものとする。

6）臨床・疫学研究は、日本老年歯科医学会倫理審査委員会（以下「倫理審査委員会」という）が事前に承認した臨床・疫学研究計画書を遵守して実施するものとする。

7）被験者に対する医療及び被験者のためになされる医療上の決定に関する責任は、歯科医師又はその共同研究者が常に負うべきである。

8）臨床・疫学研究の実施に関与する者は、教育、訓練及び経験により、その業務を十分に遂行しうる要件を満たすものとする。

9)臨床・疫学研究に参加する前に、全ての被験者から自由意思によるインフォームド・コンセントを得るものとする。

10）被験者の身元を明らかにする可能性のある記録は、被験者のプライバシーと秘密の保全に配慮して保護するものとする。

2 本手順書の改訂及び廃止は、前項に示される指針等に基づき、日本老年歯科医学会理事長（以下「理事長」という）の指示により倫理審査委員会において審議し、理事長がこれを行う。

第2章 理事長の業務

（臨床・疫学研究の申請等）

第2条 理事長は、臨床・疫学研究に関する研究責任者に臨床・疫学研究倫理審査申請書（様式１）、臨床・疫学研究倫理審査用実施計画書（様式２）等の審査に必要な資料を提出させるものとする。

（臨床・疫学研究実施の承認等）

第3条 理事長は、研究責任者に対して臨床・疫学研究の実施を了承する前に、研究計画書等の審査の対象となるすべての文書を倫理審査委員会に提出し、臨床・疫学研究の実施について倫理審査委員会の意見を求めるものとする。

2 理事長は、倫理審査委員会が臨床・疫学研究の実施を承認する決定を下し、研究計画書、同意文書及びその他の説明文書ならびにその他の手順について何らかの修正を条件に臨床・疫学研究の実施を承認する決定を下し、その旨を通知してきた場合は、これに基づく指示、決定を、臨床・疫学研究倫理審査結果通知書（様式３）にて研究責任者に通知するものとする。

3 理事長は、倫理審査委員会が、修正を条件に臨床・疫学研究の実施を承認し、その点につき研究責任者が研究計画書等を修正した場合には、該当する資料を提出させるものとする。

4 理事長は、倫理審査委員会が研究の実施を却下する決定を下し、その旨を通知してきた場合は、臨床・疫学研究の実施を了承することはできない。理事長は、臨床・疫学研究の実施を了承できない旨の決定を、臨床・疫学研究倫理審査結果通知書（様式３）にて研究責任者に通知するものとする。

（臨床・疫学研究の継続）

第4条 理事長は、実施中の研究において少なくとも年１回、研究責任者に臨床・疫学研究経過報告書（様式４）を提出させ、その写しを倫理審査委員会に提出し、臨床・疫学研究の継続について倫理審査委員会の意見を求めるものとする。

2 理事長は、倫理審査委員会の審査結果に基づく指示、決定を、臨床・疫学研究倫理審査結果通知書/継続・変更（様式１３）にて研究責任者に通知するものとする。修正を条件に承認する場合には、第３条第３項に準じるものとする。

3 理事長は、倫理審査委員会が実施中の臨床・疫学研究の継続審査等において、倫理審査委員会が既に承認した事項の取消し（臨床・疫学研究の中止又は中断を含む）の決定を下し、その旨を通知してきた場合は、これに基づく指示、決定を臨床・疫学研究倫理審査結果通知書/継続・変更（様式１３）にて研究責任者に通知するものとする。

（研究計画書等の変更）

第5条 理事長は、研究期間中、倫理審査委員会の審査対象となる文書が追加、更新又は改訂された場合は、研究責任者から、それらの当該文書のすべてを速やかに提出させるものとする。

2 理事長は、研究責任者より研究内容変更申請書（様式６）が提出された場合には、その写しを倫理審査委員会に提出し、計画変更の内容について倫理審査委員会の意見を求めるものとする。

3 理事長は、倫理審査委員会の審査結果に基づく指示、決定を臨床・疫学研究倫理審査結果通知書/継続・変更（様式１３）にて研究責任者に通知するものとする。修正を条件に承認する場合には、第３条第３項に準じるものとする。

4 理事長は、倫理審査委員会が研究に関する変更の審査等において、倫理審査委員会が既に承認した事項の取消し（研究の中止又は中断を含む）の決定を下し、その旨を通知してきた場合は、これに基づく指示、決定を臨床・疫学研究倫理審査結果通知書（様式３）にて研究責任者に通知するものとする。

（重篤な有害事象の発生）

第6条 理事長は、研究責任者より臨床・疫学研究における重篤な有害事象に関する報告書（様式１２）が提出された場合には、その写しを倫理審査委員会に提出し、研究の継続について倫理審査委員会の意見を求めるものとする。また、当該臨床・疫学研究を共同して行っている場合には、当該研究を行っている他の医療機関などへ周知等を行うものとする。

2 理事長は、倫理審査委員会の審査結果に基づく指示、決定を臨床・疫学研究倫理審査結果通知書/継続・変更（様式１３）にて研究責任者に通知するものとする。修正を条件に承認する場合には、第３条第３項に準じるものとする。

3 理事長は、倫理審査委員会が実施中の臨床・疫学研究の継続審査等において、倫理審査委員会が既に承認した事項の取消し（研究の中止又は中断を含む）の決定を下し、その旨を通知してきた場合は、これに基づく指示、決定を予期しない重篤な有害事象に関する報告（様式１４）にて研究責任者に通知するものとする。

4 理事長は、① 介入研究であって、医薬品又は医療機器を用いた予防、診断又は治療方法に関するもの、② 介入研究（① に該当するものを除く）に該当する研究であって、侵襲性を有するものにおいて、研究に関連する予期しない重篤な有害事象及び不具合等が発生した場合には、有害事象の対応の状況・結果を公表し、厚生労働大臣又はその委託を受けた者（以下「厚生労働大臣等」という）に逐次報告するものとする（様式１５）。

5 理事長は、当該研究機関において現在実施している又は過去に実施された研究について、この指針に適合していないこと（適合していない程度が重大である場合に限る）を知った場合には、速やかに倫理審査委員会の意見を聴き、必要な対応をした上で、その対応の状況・結果を厚生労働大臣等に報告し、公表するものとする。

6 理事長は、必要に応じ、当該臨床・疫学研究機関における臨床・疫学研究が「臨床・疫学研究に関する倫理指針」に適合しているか否かについて、自ら点検及び評価を行うものとする。

7 理事長は、当該研究機関が「臨床・疫学研究に関する倫理指針」に適合しているか否かについて、厚生労働大臣等が実施する実地又は書面による調査に協力するものとする。

8 理事長は、研究の実施に先立ち、研究者等が研究の倫理に関する講習その他必要な教育を受けることを確保するために必要な措置を講じるものとする。

（研究の中止、中断及び終了）

第7条 理事長は、研究責任者が研究を終了若しくは中止又は中断し、その旨を研究結果報告書（様式５）で通知してきた場合は、倫理審査委員会に対し、速やかに通知するものとする。

第3章 倫理審査委員会

（倫理審査委員会の設置及び構成）

第8条 理事長は、日本老年歯科医学会に倫理審査委員会を設置する。

2 理事長は、申請者の所属する病院若しくは医院などにおいて研究を行うことの適否について、あらかじめ、倫理審査委員会の意見を聴くものとする。理事長は、これらの意見を聴く際に、研究責任者から入手した次の最新の資料を倫理審査委員会に提出するものとする。

＜研究責任者＞

1）研究計画書

2）被験者に対する説明文書ならびに同意文書用紙

3）研究薬・装置・治療法等の概要書又は添付文書

4）被験者の募集手順（広告等）に関する資料（募集する場合ポスター、パンフレット等）

5）被験者の健康被害に対する補償に関する資料（補償保険の証書の写し等）

6）その他、倫理審査委員会が必要と認める資料

3 理事長は、次に掲げる場合、申請者の所属する病院若しくは医院において研究を継続して行うこと、又は変更を行うことの適否について、倫理審査委員会の意見を聴くものとする。

1）研究計画の一部を変更する場合

2）研究の期間が１年を越える場合（年に１回以上）

3）重篤な有害事象について研究責任者から通知を受けた場合

4）臨床・疫学研究に継続して参加するかどうかについて被験者の意思に影響を与えるものと認められる情報を入手し、説明文書を改訂したい旨の報告を研究責任者から受けた場合

5）その他、理事長が必要あると認めた場合

4 倫理審査委員会は、倫理審査委員会規程により構成される。

（倫理審査委員会の運営）

第9条 倫理審査委員会は、倫理審査委員会規程により運営される。

（審査）

第 10 条 申請者から別に定める申請方法で提出された研究計画あるいは出版、公表予定等の内容を審査の対象とする。

2 本委員会は、申請された前項の研究内容に対して、倫理的・社会的観点から審査する。

3 審査を行うに当たっては、特に次の観点に留意しなければならない。

1)研究の対象となる個人の人権及び情報の擁護

2)被験者に理解を求め同意を得る方法

3)研究によって生じる個人への不利益と危険性ならびに医学・歯学上の貢献の予測

（判定）

第 11 条 審査の判定は、出席委員全員の合意によるものとし、次の各号に掲げる表示により行う。

1)非該当

2)承認

3)条件付承認

4)変更の勧告

5)不承認

（議事録等）

第 12 条 審査経過及び判定結果は、議事録として保存し、倫理審査委員会報告システムにおいて審査の概要を公表するものとする。但し、本委員会が特に必要と認めた場合は、申請者ならびに研究等の関係者の同意のもとに公表することができる。

2 倫理審査委員会は、次の事項について理事長に速やかに審査結果報告書（様式７）をもって通知するものとする。

1）審査対象の臨床・疫学研究

2）審査した資料

3）審査日

4）当該臨床・疫学研究に対する倫理審査委員会の決定

5）「承認」以外の場合の理由等

6）その他必要事項

3 倫理審査委員会は、以下のいずれかに該当する場合は迅速審査を行うことができるものとする。

1)他の研究機関と共同して実施される研究であって、既に当該研究の全体について共同研究機関において倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査

2)研究計画書の軽微な変更に関する審査

3)侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する審査

4)軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する審査

5） 1）から4）に該当すると、申請者が判断し、迅速審査を申請した場合（様式1-2）迅速審査は、倫理審査委員会委員長、委員のうち２名以上で行うこととする。審査結果は、委員会に報告し、報告を受けた委員は、委員長に対し、理由を付した上で、当該事項について、改めて倫理審査委員会における審査を求めることができる。この場合において、委員長は、相当の理由があると認めるときは、倫理審査委員会を速やかに開催し、当該事項について審査する。審査結果は第12項に従って理事長に報告する。

（申請方法）

第13条 研究の申請手続きを以下の通り定める。

2 研究責任者は、所定の提出書類（第8条第2項）を理事長に提出する。

第４章 研究責任者の業務

（研究責任者の責務）

第14条 研究責任者は次の事項を行う。

1）研究計画書の被験者の選択・除外基準の設定及び研究を実施する際の個々の被験者の選定にあたっては、人権保護の観点から及び研究の目的に応じ、健康状態、症状、年齢、性別、同意能力、研究に参加を求めることの適否を慎重に検討すること。

2）研究責任者は、研究に関連して被験者に生じた健康被害に対する補償措置として、保険への加入の措置、副作用等の治療に関する医療体制の提供その他必要な措置を講じること。

3）研究実施の申請をする前に、被験者から研究の参加に関する同意を得るために用いる説明文書及びその他の文書（同意文書用紙を含む）を作成すること。

4）研究実施前及び研究期間を通じて、倫理審査委員会の審査の対象となる文書のうち、研究責任者が提出すべき文書を最新のものにすること。当該文書が追加、更新又は改訂された場合は、その全てを速やかに理事長に提出すること。

5）倫理審査委員会が研究の実施又は継続を承認し、又は何らかの修正を条件に研究の実施又は継続を承認し、これに基づく理事長の指示、決定が臨床・疫学研究倫理審査結果通知書/継続・変更（様式１３）にて通知された後に、その指示、決定に従って研究を開始又は継続すること。又は、倫理審査委員会が実施中の研究に関して承認した事項を取消し（研究の中止又は中断を含む)、これに基づく理事長の指示、決定が通知された場合には、その指示、決定に従うこと。

6）倫理審査委員会が当該研究の実施を承認し、これに基づく理事長の指示、決定が臨床・疫学研究倫理審査結果通知書（様式３）にて通知される前に、被験者を研究に参加させないこと。

7）実施中の研究において少なくとも年１回、理事長に臨床・疫学研究経過報告書（様式４）を提出すること。

8）実施中の研究において変更･追加がある場合は､理事長に速やかに研究内容変更申請書(様式６）を提出するとともに、変更の可否について理事長の指示を受けること。なお、大幅な変更・追加がある場合は新たな研究の申請を行うこと。

9）研究実施中に重篤な有害事象が発生した場合は、速やかに理事長に、研究における重篤な有害事象に関する報告書（様式１２）で報告するとともに、研究の継続の可否について理事長の指示を受けること。

10）理事長の通知により研究が中断され、又は中止されたことを知りえたときは、被験者に速やかにその旨を通知するとともに、適切な医療の提供その他必要な措置を講じること。

11)研究が終了、若しくは中止、又は中断した場合は、速やかに理事長に研究結果報告書（様式５）を提出すること。

（被験者の同意の取得）

第15条 研究責任者又は研究分担者は、被験者が研究に参加する前に、被験者に対して説明文書及びその他の文書を用いて十分に説明し、研究への参加について自由意思による同意を文書により得るものとする。

2 同意書には、説明を行った研究責任者又は研究分担者、被験者が署名し、各自日付を記入するものとする。

3 研究責任者又は研究分担者は、被験者が研究に参加する前に、前項の規定に従って署名と日付が記入された説明・同意書の写し及び説明文書を被験者に渡すものとする。

4 口頭及び文書による説明ならびに説明文書には、被験者が理解可能で、可能な限り非専門的な言葉を用いるものとする。

5 被験者の同意に関連し得る新たな重要な情報が得られた場合には、研究責任者は、速やかに当該情報に基づき説明文書等を改訂し、予め倫理審査委員会の承認を得るものとする。また、研究責任者又は研究分担者は、すでに研究に参加している被験者に対しても、当該情報を速やかに被験者に伝え、研究に継続して参加するか否かについて、被験者の意思を確認するとともに、改訂された説明文書等を用いて改めて説明し、研究への参加の継続について被験者から自由意思による同意を文書で得るものとする。

6 臨床・疫学研究に継続して参加するか否かについての被験者の意思に影響を与える可能性のある情報が得られた場合には、研究責任者又は研究分担者は、当該情報を速やかに被験者に伝え、研究に継続して参加するか否かについて被験者の意思を確認するものとする。

（被験者に対する医療）

第16条 研究責任者は、研究に関連する医療上の全ての判断に責任を負うものとする。

2 理事長及び研究責任者は、被験者の研究参加期間中及びその後を通じ、研究に関連した臨床・疫学上問題となる全ての有害事象に対して、十分な医療が被験者に提供されることを保証するものとする。また、研究責任者又は研究分担者は、有害事象に対する医療が必要となったことを知った場合には、被験者にその旨を伝えるものとする。

第17条本委員会の審査結果に対して異議のある場合に、申請者は、異議申立書（様式8）に必要事項を記入して、委員長に再度の審査を１回に限り、申請することができる。この場合、異議申立書に異議の根拠となる資料を添付するものとする。

2 異議申立書を受理した委員長は、提出された異議申立書および資料をもとに、本委員会で再度審査の上、本委員会としての意見をまとめ、再審査結果報告書（様式9）を理事長に答申する。理事長は再審査結果報告書の答申に基づき、判定結果を臨床・疫学研究倫理再審査結果通知書（様式10）により申請者に通知するものとする。

（改廃）

第18条 この細則を改廃する場合は、倫理審査委員会の発議により、規程委員会で協議のうえ、常任理事会の承認を得て、理事会に報告しなければならない。

附 則

1 この細則は、2015 年 12 月 10 日から施行する。

2 この細則は、2016 年 6 月 17 日から施行する。

3 この細則は、2017 年 5 月 11 日から施行する。

4 この細則は、2017 年 12 月 14 日から施行する。

26-3)

被験者の個人情報の取り扱いについて（プライバシーポリシー）

2015年12月10日

日本老年歯科医学会倫理審査委員会

日本老年歯科医学会では研究にご協力いただく方々（被験者）の個人情報の取り扱いについて個人情報保護法に基づき、以下のように致します。

1 個人情報の正確性を保ち、適切な安全管理対策を講じます。

2 個人情報の取り扱いを委託する場合には、個人情報の安全管理が図られるよう、委託先を厳正に調査・選定し、必要かつ適切な監督を行います。

3 法令に定める場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供しません。

4 研究の結果や検査結果が医学関連の学会や学会誌等で公表される場合もありますが、その場合も研究にご協力いただく方々の名前などの個人情報が一切公表されることはありません。また、研究で得られたデータが、本研究の目的以外に使用されることはありません。

5 研究にご協力いただく方々の人権が守られ、かつ適正に研究が行われているか否かを確認するために、日本老年歯科医学会の個人情報管理者、研究審査委員会や公的機関（厚生労働省等）の担当者等が研究資料（含む医療記録）を直接閲覧することがあります。しかし、このような場合も，研究にご協力いただく方々のお名前などの個人情報は守られます。

6 本人又はその代理人から個人情報の開示、訂正、追加、利用停止等の求めがあった場合は、法令に従い、かつ合理的と判断される範囲で適切に対応します。

「臨床研究」の定義

医療における疾病の予防方法、診断方法及び治療方法の改善、疾病原因及び病態の理解ならびに患者の生活の質の向上を目的として実施される次に揚げる歯科医学系研究であって、人を対象とするものをいう。

1 介入を伴う研究であって、医薬品又は医療機器を用いた予防、診断又は治療方法に関するもの

2 介入を伴う研究（①に該当するものを除く。）

3 介入を伴わず、試料等を用いた研究であって、疫学研究（明確に特定された人間集団の中で出現する健康に関する様々な事象の頻度及び分布ならびにそれらに影響を与える要因を明らかにする科学研究をいう。）を含まないもの（以下「観察研究」という。）

＜臨床研究に関する細則＞

1 「歯科医学系研究」には、歯科医学に関する研究とともに、医学、薬学、看護学、リハビリテーション学、予防学、健康科学に関する研究が含まれる。

2 「観察研究」には以下のものも含む。
通常の診療の範囲内であって、いわゆるランダム化、割付等を行わない医療行為における記録、結果及び当該医療行為に用いた検体等を利用する研究

「疫学研究」の定義

明確に特定された人間集団の中で出現する健康に関する様々な事象の頻度及び分布ならびにそれらに影響を与える要因を明らかにする科学研究をいう。

＜疫学研究の定義に関する細則＞

疫学研究指針の対象となる研究の最低限の要件を、以下のとおりとする。

・有効性や予後等の知見が未知であるか、又は既知の知見の検証
・対象者本人のみが受益を受けるよりも、広く社会に貢献することに比重を置く

「介入とは」

予防、診断、治療、看護ケア及びリハビリテーション等について、次の行為を行うことをいう。

1　通常の診療を超えた医療行為であって、研究目的で実施するもの
2　通常の診療と同等の医療行為であっても、被験者の集団を原則として2群以上のグループに分け、それぞれに異なる治療方法、診断方法、予防方法その他の健康に影響を与えると考えられる要因に関する作為又は無作為の割付けを行ってその効果等をグループ間で比較するもの

26-4)

一般社団法人日本老年歯科医学会　会員行動規範

（2009 年 6 月 20 日制定）

一般社団法人日本老年歯科医学会（以下、本学会という。）は、本会員相互及び国内外の関連学会との連携協力を行うことにより、本会員の老年歯科医学に関わる研究ならびに会員の知識の普及に貢献するとともに、高齢者の保健・医療の進歩・発展を図り、もってわが国の学術の発展と国民の健康と福祉に寄与することを本会員共通の目的とする。この目的を実現するための諸活動を行うにあたっては、本学会の倫理綱領に基づき、本会員は以下の行動規範を遵守しなければならない。

（法令・規則等の遵守）

1 本会員は、わが国のすべての法令を遵守するとともに、本学会の定める定款、規程、綱領等を尊重し、遵守する責任を有する。

（社会的責任）

2 本会員は、日頃より培った専門知識や技術、経験を活かし、人類の健康の増進ならびに社会福祉の向上に貢献する責任を有する。

（社会的規範・法律の遵守）

3 本会員は、本学会の公共性を重んじ、医療を通じて社会に奉仕するとともに、社会に不利益となる事態の発生を未然に防ぐよう努める。

（品位の保持と人格の向上）

4 本会員は、社会からの信頼を維持、向上するために、それを毀損する行為は厳に慎み、品位の保持と育成に努める。

（生涯学習）

5 本会員は、生涯にわたって自らの専門的知識、技術の維持向上に努め、常に最新の知識と技術のもとで、最善の判断と態度を示すよう、弛まず努力する。

（患者ならびに被験者等の利益の尊重）

6 本会員は、研究、臨床、教育の活動において、患者ならびに被験者からの参加の承諾を得る際には、意志決定をする上で必要な情報を十分に説明するとともに、患者等の自己決定権を尊重し、そのいかなる決定においても、患者等の不利益とならないよう、最善を尽くさなければならない。

（情報公開）

7 本会員は、自らが携わる研究、臨床、教育ならびに学会活動に関する情報を国民に積極的に公開して国民の理解を深め、本学会に対する国民の信頼と尊敬の念が得られるよう努める。

（国際貢献）

8 本会員は、世界の医療の現況を鑑み、海外の専門組織と協調し、医療・福祉が十分に提供されていない国々や人々を援助し、その向上に貢献する。

（環境整備）

9 本会員は、治療のための周辺の医療環境を整備し、医療機器の厳格な管理と適正な利用に努める。また、責任ある研究の実施と不正行為の防止のために、自らの研究を健全に行うに足る環境を整える。

（研究活動）

10　本会員は、調査・研究の実施、研究費の使用及び研究成果の発表等にあたっては、調査・研究データや論文のねつ造、改ざん、盗用、二重投稿等の不正行為を行ってはならない。

（守秘義務）

11　本会員は、研究あるいは臨床等を通して、職業上患者や被験者等から知り得た個人情報ならびに機密事項については、これを厳重に管理し、患者や被験者のプライバシーや人格、人権を侵害することのないよう、最大限配慮しなければならない。

（差別の排除）

12　本会員は、研究、臨床、教育ならびに学会活動において、性別、年齢、社会的地位、経済的状況、身体的・精神的状況、思想、宗教、人種等によって個人を差別せず、公平に対応しなければならない。

（利益相反）

13　本会員は、自らの研究、臨床、教育ならびに学会活動の遂行に際して、直接間接を問わず、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分な注意を払い、公共性を配慮しつつ、適切に対応しなければならない。

（倫理委員会の設置）

14　本行動規範に則して、本会員に不正行為等の問題行動があった場合には、倫理委員会によって当該会員の処分等を含め、対処に関して検討する。また本委員会は、会員の適正なる倫理観を涵養し、本規範に反する行為の発生を未然に防止するための倫理研修等のプログラムを実施することができる。

（附則）

15　この会員行動規範は、2009 年 6 月 20 日から施行する。

27

一般社団法人　日本老年歯科医学会　利益相反委員会規程

（2016 年 6 月 17 日制定）

（設置）

第1条　一般社団法人日本老年歯科医学会（以下、「本法人」という）定款第 3 条各号に規定する利益相反（Conflict of Interest：COI）に関わる業務を行う目的で、利益相反委員会（以下「委員会」という）を設置する。

（目的）

第 2 条　委員会は、本法人「倫理綱領」および「会員行動規範」にもとづき、本法人における利益相反に関する業務を行う。

（組織）

第 3 条　本委員会は、委員長 1 名、委員 4 名以内及び幹事 1 名をもって組織する。

2　委員長は、必要に応じて委員の中から副委員長を置くことができる。

3　委員会が必要と認めた場合、法曹関係者等の専門家を委員に一時委嘱できる。

第 4 条　委員長は、会務を総括する。

2　副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。

3　委員は、本規程第 7 条に掲げる事項を審議し、第 8 条に掲げる業務を担当する。

（委員長、委員の任期）

第 5 条　委員長、委員及び幹事の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

（会議）

第 6 条　本委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

2　委員長は、理事会から諮問を受けたとき、すみやかに委員会を招集しなければならない。

3　委員長は、過半数の委員から請求があった場合、委員会を招集しなければならない。

4　委員は、利益相反の当該対象者である時、調査、聴聞、答申等に関与してはならない。

5　本委員会には、構成員のほか委員長が必要と認め出席を要請した者が出席することができる。

6　委員会は、委員の3/4以上の出席をもって成立し、議案は議決権を有する出席委員の過半数によって決する。

7　議案に対する賛否が同数の場合は、委員長がこれを決する。

8　委任状は、これを認めない。

第 7 条　本委員会は、次の事項を審議する。

1）利益相反に関する事項

2）理事会から諮問された事項

第 8 条　委員会は、利益相反に関して、次の業務を行う。

1）重大な利益相反状態が会員に生じた場合、会員へ説明、助言、指導等の対応を行う。

2）利益相反の管理ならびに啓発活動を行う。

3）理事会の諮問を受け、利益相反に関する調査及び聴聞等を行うこと

4）上記の結果を理事会に答申すること

5)その他、利益相反に係る必要事項

(秘密の保持)

第9条　委員及び委員会に関与する者は、職務上知り得た情報を漏洩してはならない。但し、公知あるいは理事会にて公開を承認した事項は除く。

2　上記秘密の保持義務は、措置等の手続き終了後も存続する。

(その他)

第10条　本規程に定める他の事項が生じた場合は、理事会にて審議する。

(細則)

第11条　この規程の施行についての細則は、常任理事会の承認を経て、理事会に報告し、別に定める。

(改廃)

第13条　この規程を改廃する場合は、本委員会の発議により、規程委員会での協議のうえ、常任理事会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附則

1　この規程は、2014年10月2日から施行する。

2　この規程は、2016年6月17から施行する。

27-1)

一般社団法人日本老年歯科医学会
老年歯科医学研究の利益相反(COI)に関する指針

序文

一般社団法人日本老年歯科医学会(以下「本学会」という。) の事業活動として実施される学術集会や刊行物などで発表される研究には、新規の医薬品、医療機器、医療技術を評価・検証する臨床研究あるいは産学連携による研究・開発が含まれる場合も少なくない。産学連携による老年歯科医学に関する基礎研究・臨床研究(以下「老年歯科医学研究」という。) において、公的利益(学術的・倫理的責任を伴う研究成果の社会への還元)と私的利益(産学連携活動に伴い生じる金銭、地位、利権などの個人の利益)が発生する場合があり、これらの二種類の利益が研究者個人に生じることを「利益相反(Conflict of Interest : COI)」と呼ぶ。

本学会は、倫理性・専門性が担保された老年歯科医学研究を推奨するものであるが、本学会会員の様々な研究活動において利益相反状態(以下「COI 状態」という。) が生じることは避けられないものである。COI 状態が深刻な場合は、研究方法、データ解析、結果の解釈などにおいて当該研究活動の正当性が歪められることが危惧される。一方、適切な研究成果であるにもかかわらず COI 状態が開示されていない場合、公正な評価がなされないことも起こり得る。

本学会は、老年歯科医学研究を「高齢者の口腔疾患の予防・診断及び治療法の改善、疾病の原因及び病態の理解の向上ならびに患者の生活の質の向上などを図り、それらにより高齢者の保健・医療の進歩を目的として行われる産学連携の研究であって、生命科学研究や基礎医学研究から人間を対象とする臨床医学研究や臨床試験までの研究」と定義し、利益相反(COI)マネージメントの対象と位置づける。

本学会は、各種事業における老年歯科医学研究の成果発表などにおいて、一定の要件のもとに COI 状態を開示させることにより、会員などの COI 状態を適正に管理し、社会に対する説明責任を果たすため、本指針を策定するものである。

Ⅰ　目的

本指針は、本学会会員などの COI 状態を適正に管理することによって、老年歯科医学研究の成果発表や老年歯科医学の普及・啓発などの事業活動における中立性と公正性の担保を目的とし、本学会会員などに対し利益相反についての基本的な考えを示し、本学会の各種事業において研究の成果を発表する場合、本指針を遵守し、個人としての COI 状態を自己申告によって適正に 開示することを求めるものである。

Ⅱ　COI マネージメントの対象者

本指針は、COI 状態が生じる可能性がある以下の者(以下「対象者」という。) に適用する。

(1)本学会の正会員及び準会員

(2)本学会の学術集会や学会誌などで発表する会員及び非会員

(3)本学会の役員、学術大会大会長、支部長、各種常置委員会の委員長、特定の委員会の委員
(1)～(3)の対象者の配偶者、一親等の親族、または収入・財産を共有する者

Ⅲ　企業・法人組織、営利を目的とする団体との産学連携活動

本学会会員個人あるいは会員が所属する大学・研究機関・医療施設などが、企業・法人組織や営利を目的とする団体(以下「企業・組織や団体」という。)　と行う産学連携には、次のような活動・行為が含まれ、申告の対象となる。

(1)共同研究:
企業・組織や団体と研究費、研究者を分担して実施する研究(有償・無償を問わない)

(2)受託研究 :
企業・組織や団体から治療法・薬剤、機器などに関連して契約を元に行う研究

(3)技術移転 :
大学・研究機関の研究成果を特許権などの権利を利用し、企業において実用化する場合

(4)技術指導 :
大学・研究機関の研究者などが企業の研究開発・技術指導を実施する場合

(5)大学発ベンチャーなどの創業 :
大学・研究機関などの研究結果を基に創業する場合

(6)寄附行為 :
企業・組織や団体から大学・研究機関への制限を設けない研究助成のための寄附金

(7)寄附講座 :
企業・組織や団体から大学への寄附金による研究推進のための講座を設置する場合

Ⅳ　対象となる事業活動

(1)学術大会、その他学術集会の開催
(2)学会機関誌及びその他の出版物の刊行
(3)高齢者の歯科医療及び健康に関する認定医等の養成並びに認定
(4)研究の奨励及び研究業績の表彰
(5)国内外における関連団体との交流
(6)高齢者の保健・医療の向上の推進
(7)その他、本法人の目的達成のために必要と認められる事業

特に、下記の活動を行う場合には、特段の本指針遵守が求められる。
本学会が主催する学術集会などでの発表や講演会など
本学会誌などの刊行物での発表
診療ガイドライン、マニュアルなどの策定

Ⅴ　申告すべき事項

対象者は、老年歯科医学研究に関わる企業・組織や団体との経済的な関係について、以下の(1)～(8)の事項において本指針の細則に定める基準を超える場合には、所定の書式に従い、利益相反の状況を本学会理事長に自己申告するものとする。

(1)企業・組織や団体の役員、顧問職、代議員などへの就任に対する報酬
(2)企業の株式の保有による利益

(3)企業・組織や団体からの特許権などの使用料
(4)企業・組織や団体から、会議の出席(発表)に対し、研究者を拘束した時間・労力に 対して支払われた日当(講演料など)
(5)企業・組織や団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料
(6)企業・組織や団体が提供する研究費(共同研究、受託研究、寄付金など)
(7)企業・組織や団体がスポンサーとなる寄付講座
(8)その他、上記以外の企業・組織や団体からの旅費や贈答品などの受領

Ⅵ COI 状態との関係で回避すべき事項

１．対象者のすべてが回避すべきこと

老年歯科医学研究の成果の公表などは、純粋に科学的な根拠と判断、あるいは公共の利益に基づいて行うものとする。対象者は、老年歯科医学研究の成果を学術集会や論文などで発表するか否かの決定、老年歯科医学研究の成果とその解釈といった公表内容などの作成について、当該研究の資金提供者・企業の恣意的な意図に影響されてはならない。また、当該研究の資金提供者・企業等の影響を避けられないような契約書を締結してはならない。

2.老年歯科医学研究の臨床試験責任者が回避すべきこと

老年歯科医学研究、特に臨床試験、治験などの計画・実施に決定権を持つ責任者には、次の事項に関して重大な COI 状態にない(依頼者との関係が少ない)と社会的に評価される者が選出されるべきであり、また選出後もその状態を維持すべきである。

(1)老年歯科医学研究を依頼する企業の株の保有
(2)老年歯科医学研究の結果から得られる製品・技術の特許料・特許権などの獲得
(3)老年歯科医学研究を依頼する企業・組織や団体の役員、理事、顧問など(無償の科学的な顧問は除く)

但し、上記(1)～(3)に該当する研究者であっても、当該研究を計画・実行する上で必要不可欠の人材であり、かつ、当該研究が国際的にも極めて重要な意義をもつような場合には、 その判断と措置の公平性、公正性及び透明性が明確に担保される限り、当該研究の臨床試験責任者に就任することができる。

Ⅶ　実施方法

会員の責務

本学会会員は、老年歯科医学研究の成果を学術集会あるいは学会誌などで発表する場合、当該発表に関わる COI 状態を、本指針の細則に基づき所定の書式に従って適切に自己申告し、開示するものとする。

2.役員などの責務

本学会の役員、各種常置委員会の委員長及び特定の委員会の委員、学術大会大会長及び支部長は、本学会の事業活動に対して重要な役割と責務を担うことから、就任する時点で所定の書式に従い、当該事業に関わる利益相反の状況について COI 自己申告書を提出するものとする。また、就任後、新たに COI 状態が発生した場合には、同様に COI 自己申告書を提出するものとする。

3.利益相反(COI)委員会の設置と役割

本学会は、会員などの COI 状態を審査し、適正に管理するため利益相反(COI)委員会（以下「COI 委員会」という。）を設置する。COI 委員会は、本学会が実施するすべての事業において、会員などに重大な COI 状態が生じた場合、あるいは COI に関わる自己申告が不適切であるとの疑いが生じた場合、該当者の COI 状態を把握するために調査などを実施し、その結果を理事長に答申するものとする。その他、COI 委員会の組織・業務・運用などに関わる事項は別に定める。

4.理事会の役割

理事会は、本学会の事業を遂行する上で、役員などに重大な COI 状態が生じた場合、あるいは COI 状態の自己申告が不適切であるとの疑いが生じた場合、COI 委員会に諮問し、その答申に基づいて改善措置などを指示することができる。

5.学術大会大会長ならびにその他学術集会の責任者の役割

本学会学術大会の大会長及びその他学術集会の責任者は、当該事業において老年歯科医学研究の成果が発表される場合、その発表が本指針に沿ったものであることを検証し、本指針に違反する場合には、発表の差し止めなどの措置を講ずることができる。なお、この措置に際して、大会長及び会長は COI 委員会に諮問し、その答申に基づいて当該発表者に対し改善措置などを指示するものとする。

6.編集委員会の役割

本学会編集委員会は、老年歯科医学研究の成果が本学会誌に投稿された場合、その内容が本指針に沿ったものであることを検証し、本指針に違反する場合には、掲載を差し止めるなどの措置を講ずることができる。なお、この措置に際して、委員長は COI 委員会 に諮問し、その答申に基づいて、当該論文投稿者に対しその旨を通知するものとする。

また、本指針に違反していたことが当該論文掲載後に判明した場合は、本学会誌に委員長名でその旨を公知することができる。なお、この措置に際して、委員長は COI 委員会に諮問し、 その答申に基づいて理事会の承認を得た後に当該措置を実施するものとする。

7.その他

各種常置委員会及び特定の委員会の委員長は、各々が関与する事業活動の実施が本指針に沿ったものであることを検証し、本指針に違反する事態が生じた場合、当該委員会委員長は COI 委員会に諮問し、その答申に基づいて改善措置などを指示するものとする。

Ⅷ　指針違反者に対する措置と説明責任

指針違反者に対する措置

本学会理事会は、別に定める規則により、本指針に違反する行為に関して審議する権限を有し、COI 委員会に諮問し、その答申に基づく審議の結果、重大な指針違反があると判断した場合には、その違反の程度に応じて一定期間、次の措置の全てまたは一部を講ずることができる。

(1)本学会が開催するすべての学術集会などでの発表禁止

(2)本学会の刊行物への論文掲載禁止

(3)本学会の学術大会大会長及び支部長就任の禁止

(4)本学会の理事会、委員会への参加禁止

(5)本学会の代議員の解任、あるいは代議員への就任禁止

(6)本学会の会員資格の停止、除名、あるいは入会の禁止

(7)本学会の役員の解任

(8)本学会の常置委員会委員長及び特定の委員会の委員に対する委嘱の撤回

なお、(5)～(7)については本学会定款第 11 条、第 20 条ならびに第 25 条に基づき、総会の決議を要する。

2.不服申し立てと審査

前項の措置を受けた者は、本学会に対し不服の申し立てをすることができる。本学会理事長は、これを受理した場合、速やかに不服申し立て審査委員会を設置して、当該事案の審査を委任し、その答申を理事会で審議のうえ、審査結果を不服申し立て者に通知する。不服申し立ての審査手続き、不服申し立て審査委員会の組織・業務・運用などに関わる事項については、別に定める。

3.説明責任

本学会は、自ら関与する事業において発表された老年歯科医学研究の成果について、重大な本指針の違反があると判断した場合は、理事会の協議を経て社会に対する説明責任を果たすものとする。

Ⅸ 細則等の制定

本学会は、本指針を運用するために必要な規則・細則などを制定することができる。

Ⅹ 指針の改正

本指針は、社会的要因や産学連携に関する法令の改正ならびに医療及び臨床研究に関わる諸条件の変化などに適合させる必要がある場合、COI 委員会の答申に基づく理事会の議を経て改正することができる。

Ⅺ 施行日

1.本指針は、2014 年 12 月 11 日から施行する。

2.本指針は、2021 年 3 月 11 日一部改正した。

27-2)

一般社団法人日本老年歯科医学会
「老年歯科医学研究の利益相反(COI)に関する指針」の細則

(2018 年 12 月 7 日改正)

一般社団法人日本老年歯科医学会(以下「本学会」という。)は、本学会会員などの利益相反状態(以下「COI 状態」という。) を適正にマネージメントするため、「老年歯科医学研究の利益相 反(COI)に関する指針(以下「COI 指針」という。)」の細則を次のとおり定める。

第1条 学術集会などにおける発表者のCOI自己申告と開示

第1項 本学会の会員、非会員の別を問わず、本学会が主催する学術大会、その他の学術集会、教育研修会などで老年歯科医学研究に関する発表を行う場合、発表者は全員(配偶者、一親等の 家族、収入・財産を共有する者も含める)、COI 指針ならびに本細則第 4 条の基準に従い、当該研究及び発表に関連する企業・法人組織や営利を目的とした団体(以下「企業・組織や団体」 という。)との経済的な関係について、発表内容に関係する企業・組織や団体と COI 状態が発生していた期間を含めて、抄録登録時に様式 1 により自己申告しなければならない。

第2項 筆頭発表者は、発表者全員のCOI状態を取りまとめて自己申告書に記載し、記載内容について責任を負うことが求められる。また、筆頭発表者は、該当する COI 状態について、 発表内容に関係する企業・組織や団体と COI 状態が成立している間は、口演発表の場合は最初か 2 番目のスライドに、ポスター発表の場合はポスター最下段に、様式 2 により開示するものとする。

第3項 COI 自己申告に関わる老年歯科医学研究とは、COI 指針序文に定義される産学連携による研究であって、人間を対象とする老年歯科医学研究には、個人を特定できる人間由来の試料及びデータの研究も含むものとし、研究の実施においては厚生労働省の「臨床研究に関する倫理指針」に定めるところによるものとする。

第2条 学会誌への論文投稿者のCOI自己申告と開示

第1項 本学会の会員、非会員を問わず、「老年歯科医学」において老年歯科医学研究の成果を発表する場合、著者は全員(配偶者、一親等の家族、収入・財産を共有する者も含める)、 COI 指針ならびに本細則第 4 条の基準に従い、論文内容に関係する企業・組織や団体と COI 状態が発生していた期間を含めて、論文投稿時に様式 3 により自己申告しなければならない。

第2項 筆頭著者は、著者全員の当該研究に関わる COI 状態を取りまとめて自己申告書に記載し、その内容について責任を負うことが求められる。また、該当する COI 状態については、 論文末尾の引用文献の前に記載し、開示するものとする。なお、投稿論文に関わる COI 状態がない場合も、「本論文に関して、開示すべき利益相反状態は無い。」などと記載する。

第3条 役員、委員長、委員のCOI自己申告

第1項　本学会の役員（理事長、理事、監事）、学術大会大会長、その他各種学術集会会長、支部長、各種常置委員会の委員長、特定の委員会（学術委員会、編集委員会、社会保険委員会、ガイドライン委員会、研修委員会、歯科衛生士関連委員会、認定制度委員会、認定資格委員、研修機関認定委員会、倫理委員会、利益相反委員会（以下「COI 委員会」という。）の委員は、就任時、COI 自己申告書を COI 委員会へ提出しなければならない。なお、申告すべき COI 状態は、本学会が行う事業に関連する企業・組織や団体に関わるものに限定する。

第2項　役員などは、COI指針ならびに本細則第4条の基準に従い、就任時から遡って過去1年間における COI 状態を様式4により自己申告しなければならない。なお、自己申告書にはその申告対象期間を明記し、在任中に新たな COI 状態が発生した場合には、発生後 2か月以内に COI 自己申告書を COI 委員会へ提出するものとする。

第4条 COI 自己申告の基準

第1項　COI 自己申告が必要となる金額などの基準は、以下のとおりとする。

1. 企業・組織や団体の役員、顧問職などについては、1つの企業・組織や団体からの報酬額が年間100万円以上とする。

2. 株式の保有については、1つの企業についての 1年間の株式による利益（配当、売却益 の総和）が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の5%以上を保有する場合とする。

3. 企業・組織や団体からの特許権使用料については、1つの権利使用料が年間100万円以上とする。

4. 企業・組織や団体から、会議の出席（発表など）に対し、申告者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については、1つの企業・組織や団体からの総額が年間50万円以上とする。

5. 企業・組織や団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、1つの企業・組織や団体からの総額が年間50万円以上とする。

6. 企業・組織や団体が提供する老年歯科医学研究（受託研究費、共同研究費、臨床試験など）に対する研究費については、1つの企業・組織や団体から支払われた総額が年間200万円以上とする。

7. 企業・組織や団体が提供する奨学（奨励）寄附金については、1つの企業・組織や団体から、申告者個人もしくは申告者が所属する部局（講座あるいは研究室）の代表者に支払われた総額が年間200万円以上の場合とする。

8. 企業・組織や団体が提供する寄附講座に申告者が所属している場合とする。

9. その他、老年歯科医学研究とは直接無関係な旅行、贈答品などの提供については、1つの企業・組織や団体から受けた総額が年間10万円以上とする。

第2項　前項第6号、第7号については、申告者個人もしくは申告者が所属する講座あるいは研究室に対し、該当する老年歯科医学研究とその成果発表などに関連して、企業・組織や団体などから研究費、奨学寄付金などの提供があった場合に申告するものとする。

第5条 COI 自己申告書の取り扱い

第1項　学会発表の抄録登録時あるいは本学会誌への論文投稿時に提出される COI 自己申告書は、提出日から 2年間、理事長の監督下に事務局で厳重に保管されなければならない。

第2項　本学会の役員、各種常置委員会の委員長及び特定の委員会の委員が就任時に提出する COI 自己申告書は、各々の任期満了時あるいは解任時から2年間、理事長の監督下に事務局で厳重に保管されなければならない。学術大会大会長あるいはその他の学術集会会長が提出した COI 自己申告書については、学術大会あるいは学術集会の終了日から 2年間、同様の扱いとする。

第3項　2 年間の保管期間を経過した COI 自己申告書については、理事長の監督下に速やかに削除・廃棄する。但し、削除・廃棄することが適当でないと理事会が認めた場合には、必要な期間を定めて当該申告者の COI 自己申告書の削除・廃棄を保留できるものとする。

第4項　本学会理事長もしくはCOI委員会は、申告者の COI 状態の有無・程度を判断し、COI マネージメントならびに措置などを講ずる場合、 当該申告者の COI 自己申告書を随時利用できるものとする。但し、利用目的に必要な限度を超えてはならず、開示が必要とされる者以外に対しては、開示してはならない。

第5項　COI 自己申告書は、前項の場合を除き、原則として非公開とする。但し、申告者に重大な COI 状態が認められ、本学会として社会的・道義的な説明責任を果たす必要があると判断される場合、理事長は、COI 委員会の助言のもとに理事会の協議を経て、必要な範囲で COI 自己申告書の記載内容を開示もしくは公表することができる。なお、この措置に際して、開示もしくは公表の対象となる COI 自己申告書の当事者は、理事長もしくは COI 委員会に対して意見を述べることができる。

第6項　特定の会員を指名してCOI自己申告書の開示請求があった場合、理事長は当該請求の妥当性について審査し、正当な理由があると判断されるならば COI 委員会にその対応を諮問する。COI 委員会は、諮問後 30日以内に委員会を開催し、本指針及び個人情報の保護に基づき開示請求への対応を答申するものとする。

第6条 COI 委員会

第1項　COI 委員会の委員長、副委員長、委員は、理事会において理事又は代議員の中から選任し、理事長が委嘱する。外部委員は本学会会員以外の有識者を理事長が選任し委嘱する。

第2項　COI 委員会は、理事会、倫理委員会と連携して、COI 指針及び本細則に定めるところにより、会員などの COI 状態が深刻な事態へと発展することを未然に防止するためのマネージメントと COI 指針の違反者に対する措置などを検討する。

第7条 COI マネージメントと COI 指針違反者に対する措置

第1項　COI 委員会は、本学会誌への論文投稿者ならびに本学会学術集会などの発表予定者から提出された COI 自己申告書について、疑義もしくは社会的・道義的問題があると判断した場合、十分な調査を行った上で、助言・指導などにより適切に対応する。また、既に発表された後に当該申告書について重大な問題が発生した場合、理事長は COI 委員会に事実関係の調査とその対応などを諮問する。

第2項　前項の自己申告提出者に深刻なCOI状態があり、その説明責任を果たせない場合、もしくは COI 指針違反の内容が本学会の社会的信頼性を著しく損なう場合、COI 指針VIIIに従い、理事会は COI 委員会の答申に基づく審議を経て、適切な措置を講ずるものとする。

第3項　COI 委員会は、本学会の役員、各種常置委員会委員長及び特定の委員会の委員から提出された COI 自己申告書について、疑義もしくは社会的・道義的問題があると判断した場合、事実関係を十分に調査した上で、助言・指導などにより適切に対応し、その結果を理事長に報 告するものとする。

第4項　理事会は、COI 委員会の報告に基づき当該申告者の COI 状態に関わる問題を審議し、当該申告者に深刻な COI 状態があり、その説明責任を果たせない場合、役員、委員長及び 委員に対する委嘱を撤回することができる。また、COI 指針違反の内容が本学会の社会的信頼性を著しく損なう場合、COI 指針Ⅷに従い、COI 委員会の答申に基づき理事会の審議を経て、 適切な措置を講ずるものとする。

なお、委嘱の撤回が確定した役員、委員長及び委員に関する COI 状態の書類などは、委嘱の撤回日から 2年間、理事長の監督下に事務局で厳重に保管されなければならない。

第8条 不服申し立て及び審査手続き

第1項　前条ならびにCOI指針に基づき、本学会事業での発表に対して違反措置の決定通知を受けた者、ならびに役員、委員長及び委員の委嘱の撤回措置を受けた者は、当該措置に不服 があるとき、理事会の審議結果の通知を受けた日から 14 日以内に、理事長宛てに「不服申し 立て審査請求書（以下「審査請求書」という。）」を提出し、再審査を請求することができる。

第2項　不服申し立て者は、審査請求書に当該措置の事由に対する反論・反対意見を具体的 かつ簡潔に記載するものとし、COI 委員会に提示した情報に加えて、不服申し立ての根拠となる関連情報文書などを添付することができる。

第3項　理事長は、不服申し立ての審査が必要と判断した場合は、不服申し立て審査委員会 （以下「審査委員会」という。）を設置しなければならない。審査委員会の組織・業務などは以下のとおりとする。

1. 審査委員会は、理事長が指名する委員長及び本学会会員若干名及び外部委員 1 名以上により組織する。なお、COI 委員会委員は、審査委員会委員を兼ねることはできない。

2. 審査委員会は、審査請求書の受領後 30 日以内に委員会を開催し、その審査を行う。

3. 審査委員会は、当該申し立てに関わる COI 委員会委員長あるいは不服申立者から必要に応じて意見を聴取することができる。

4. 審査委員会は、当該申し立てに関する最初の委員会開催日から 1 か月以内に答申書をまとめ、理事長に提出する。

第4項　理事会は、審査委員会の答申に基づき当該申し立てについて審議し、対応を決する。

第9条 細則の改正

本細則は、社会的要因や産学連携に関する法令の改正ならびに医療及び臨床研究に関わる諸条件の変化などに適合させる必要がある場合、COI 委員会の答申に基づく理事会の議を経て改正することができる。

附則

第1条 施行日

本細則は2014年12月11日から施行する。
本細則は2016年12月8日から施行する。
本細則は2018年12月7日から施行する。

第2条 役員などへの適用に関する特則

本細則施行のとき、既に本学会役員などに就任している者は、本細則を準用して速やかに所要の COI に関わる自己申告を行うものとする。

28

一般社団法人日本老年歯科医学会　選挙管理委員会規程

（2021 年 3 月 11 日制定）

（目的）

第 1 条　本委員会は、理事、理事長及び代議員選出に関する選挙の一切を管理統括する。

（委員会）

第 2 条　本委員会は、選挙実施時の理事長が指名する代議員若干名の委員によって構成される。

2　委員長は、委員の互選とし、委員会を統括する。

3　委員は、選挙人及び被選挙人となることを妨げない。

4　選挙管理委員会は、当該選挙の管理事項終了をもって解散するものとする。

（改廃）

第 3 条　この規程を改廃する場合は、総務担当理事の発議により、規程委員会での協議のうえ、常任理事会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附　則

1　この規程は、2009 年 6 月 20 日から施行する。

2　この規程は、2016 年 6 月 17 日から施行する。

2　この規程は、2021 年 3 月 11 日から施行する。

29

一般社団法人日本老年歯科医学会　名誉会員推薦規則

（2018 年 12 月 7 日制定）

（趣旨）

第 1 条　一般社団法人日本老年歯科医学会（以下「本会」という。）定款第 7 条(2)名誉会員は、この規則の定めるところによる。

（資格）

第 2 条　名誉会員の推薦を受ける者は、次の(1)から(3)に掲げる事項の 2 項目以上に該当すると認められた正会員あるいは(4)に該当する者とする。

1）永年に亘って、本会の発展に著しく貢献した者

2）正会員歴が 10 年以上継続しており、代議員として積極的に本会の活動に尽くした者

3）理事長、副理事長、学術大会長、常任理事、理事、監事あるいは各種委員会委員長を歴任し、本会の運営及び発展に多大の貢献をした者

4）前各号の規定にかかわらず、本学会の発展に著しい貢献があったと理事会が認定した者

（推薦）

第 3 条　推薦方法は、理事 2 名連記による推薦書ならびに経歴書を理事長あてに提出するものとする。

第 4 条　理事長は、理事会の議を経て、社員総会に名誉会員候補者を推薦する。

（称号記の授与）

第 5 条　名誉会員には名誉会員称号記を授与する。

（制限事項）

第 6 条　名誉会員は、理事会及び社員総会に出席することができるが、採決に加わることはできない。

（改廃）

第 7 条　の規程を改廃する場合は、総務担当理事の発議により、規程委員会での協議のうえ、常任理事会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附　則

1　この規則は、2009 年 6 月 20 日から施行する。

2　この規則は、2016 年 6 月 17 日から施行する。

3　この規則は、2018 年 12 月 7 日から施行する。

30

一般社団法人日本老年歯科医学会　学術大会実施に関する規則

（2023 年 9 月 5 日改正）

（名称）

第 1 条　一般社団法人日本老年歯科医学会（以下「本会」という。）は、本会定款第 3 条 1）の定める事業として、学術大会を行う。

2　学術大会は、「一般社団法人日本老年歯科医学会第〇回学術大会」と称する。

（大会長及び準備委員長）

第 2 条　学術大会に大会長をおく。

2　大会長は、理事長が推薦し、常任理事会の議を経て理事会で決定し、社員総会で報告する。

3　大会長は、学術大会の運営・準備のために実行委員長及び準備委員長を置くことができる。

4　大会長、実行委員長及び準備委員長は理事会の求めに応じて理事会に出席することができる。

5　日本老年学会合同学会の合同プログラム委員会委員の選定は、大会長が指名するものとする。

（開催期日、会期、会場）

第 3 条　学術大会は原則として、本会定時社員総会の開催時期に合わせて開催する。

2　単独開催における学術大会の開催期日、会期、会場の選定は大会長と学術担当理事が相談し、理事会に報告する。

3　日本老年学会合同学会の場合は、合同学会該当委員会の決定に従うものとする。

4　オンライン媒体の利用については、大会長の発案により常任理事会が決定する。

（参加費）

第 4 条　本会は、学術大会の運営のため、参加者から参加費を徴収するものとする。

2　参加費は、全額これを本会の収入とする。

3　単独開催の学術大会における参加費は以下の範囲内で大会長が予算案とともに発案し、常任理事会が決定する。

1）正会員（歯科医師、医師）

（1）前納会費：上限 15,000 円

（2）当日会費：上限 17,000 円

2）正会員（歯科医師、医師以外）

（1）前納会費：上限 12,000 円

（2）当日会費：上限 14,000 円

3）学部学生、専門学校生、研修歯科医（会員、非会員にかかわらず）：学術大会大会長一任

4）名誉会員：無料

5）非会員

（1）前納会費：上限 20,000 円

（2）当日会費：上限 25,000 円

6）日本国外の医療機関、教育機関、研究機関、その他の機関に所属する外国籍の者、日本に留学している外国籍の者、その他必要と認められる外国籍の者：学術大会大会長一任。なお、協定を結んでいる外国の学会からの参加者については、協定内容に従う。

4　日本老年学会合同学会の場合、合同学会該当委員会の決定に従うものとする。

（予算）
第 5 条　学術大会の運営費は、本会予算に計上した範囲内で執行するものとする。
（経理）
第 6 条　学術大会の運営に関する支払いは、財務担当理事の了解を得て、原則として本会事務局が行う。
2　大会長は、学術大会終了後、可及的速やかに学術大会収支決算書を財務担当理事に提出しなければならない。
（演者等の資格）
第 7 条　学術大会における演者等の資格は以下の通りとする。
1）　一般演題の演者（筆頭発表者）及び共同発表者は、本会正会員及び名誉会員に限る。
2）　特別企画の座長は、本会正会員に限らない。
3）　一般演題の座長は、本会正会員に限る。
4）　特別企画においては、会員以外の者でも大会長の依頼がある場合には演者となることができる。
2　前項　1）の規定に関わらず、次の各号に該当する者は、本会正会員または名誉会員以外の者であっても一般演題の共同発表者になることができる。
1）　日本国外の施設に所属する外国籍の者
2）　歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士以外の者
3）　学部学生・専門学校生（大学院生を除く）
3　第 2 項の規定により共同発表者となるためには、共同発表者登録料を支払わなければならない。共同発表者登録料は、1 演題 1 共同発表につき 7,000 円とする。

（運営上の疑義等）
第 8 条　学術大会の運営に際し疑義が生じた場合の対応は以下の通りとする。
1）事務的な問題については、大会長は総務担当理事、本学会事務局と相談して処理する。
2）財政的問題については、大会長は財務担当理事と相談して処理する。
3）学術大会全般の問題については、大会長は理事長、副理事長と相談して処理する。
（細則）
第 9 条　この規則の施行についての細則は、常任理事会の承認を経て、理事会に報告し、別に定める。
（改廃）
第 10 条　この規則を改廃する場合は、総務担当理事の発議により、規程委員会での協議のうえ、常任理事会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附　則
1　この規則は、2009 年 6 月 21 日から施行する。
2　この規則は、2012 年 12 月 19 日から施行する。
3　この規則は、2015 年 12 月 10 日から施行する。
4　この規則は、2016 年 6 月 17 日から施行する。
5　この規則は、2016 年 12 月 8 日から施行する。
6　この規則は、2017 年 11 月 29 日から施行する。
7　この規則は、2021 年 5 月 28 日から施行する。

8 この規則は、2023 年 6 月 15 日から施行する。

9 この規則は、2023 年 9 月 5 日から施行する。

31

一般社団法人日本老年歯科医学会　慶弔に関する規則

（2016年6月17日改正）

（目的）

第1条　この規則は、一般社団法人日本老年歯科医学会（以下「本会」という。）定款に基づき、本会の業務のため、慶弔等に関する支出の基準を定め、業務の円滑な運営に資するとともに適正な支出を図ることを目的とする。

（葬儀等）

第2条　葬儀等に対し、本会として以下のとおり対応する。ただし、規定の対応が困難な場合は理事長が判断する。

1　名誉会員

1）本会名による弔電

2）花輪または生花等

3）葬儀等の要項は、事務局より理事会メンバーに連絡される。

2　理事、監事、元理事長

1）本会名による弔電

2）花輪または生花等

3）葬儀等の要項は、事務局より理事会メンバーに連絡される。

4）香典10,000円を理事長または代理が持参する。この際の交通費・宿泊費は会議費に準じる。

3　その他、理事長が必要と認めた場合、総務担当理事と検討し対応する。

4　第2条1項、2項、3項の対応を行った場合については、理事会・総会において黙祷を捧げる。

（祝儀等）

第3条　記念行事等の招待に対し、本会として以下のとおり対応する。

1）祝い金を準備する場合20,000円。

2）式典等出席のための交通費・宿泊費は会議費に準じる。

第4条　本会会員が叙勲その他の褒章を受けた場合、理事長名による祝電を打つものとする。

（承認）

第5条　第2条、第3条、第4条の対応を行った場合、理事会において報告する。

（改廃）

第10条　この規則を改廃する場合は、総務担当理事の発議により、規程委員会での協議のうえ、常任理事会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附　則

1　この規則は、2012年6月21日から施行する。

2　この規則は、2016年6月17日から施行する。

32

2014.12.11 理事会承認

一般社団法人 日本老年歯科医学会
個人情報保護指針

はじめに

一般社団法人日本老年歯科医学会（以下、本学会といいます）では、かねてから、あらゆる事業を通してお預かりする個人の身元を明らかにするような情報（以下、個人情報といいます）が個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものであることを強く認識し、その保護に努めてまいりました。

本学会では、個人情報の保護のため以下に掲げる基本的な方針を定め、個人情報の取得、利用、管理等における安全性に関して更に配慮し、適切な有効活用及び保護を行うことで、個人の利益を保護することを目標に今後とも努力をしてまいります。

一般社団法人日本老年歯科医学会

1 個人情報の定義

個人情報とは、会員ならびに本学会の活動に関係する非会員の、氏名・生年月日などの特定の個人を識別できる情報を指します。

2 取得について

個人情報の取得は、原則として、直接本人から利用目的に必要な範囲に限りこれを行います。

3 利用について

個人情報の利用は、利用目的に必要な範囲に限りこれを行います。

4 利用目的について

取得した個人情報は、会員の研究発表、学術集会等の開催ならびに教育に関する事業、機関誌等の刊行、一般社団法人日本老年歯科医学会認定医制度、専門医制度に関する事業、内外の関係学術団体との連絡及び提携、老年歯科医学に関する研究及び調査、国民に対する老年歯科診療に関する情報の提供及び啓発、会員名簿の作成、事務手続き等に利用いたします。

5 提供の制限について

取得した個人情報は、法令に基づくものを除き、本人の事前の承諾なしに第三者に提供いたしません。

6 安全確保の措置について

個人情報の適正な取扱いの確保に必要な措置を講じ、その措置について、変化する要求に合わせて継続的に見直し、改善を行います．個人情報を取り扱う従業者に対しては、必要かつ適切な監督を行います．また、業務の全部又は一部を外部に委託する場合は、委託先に対して、契約等によりその安全性を担保し、必要かつ適切な監督を行います。

7 情報の正確性について

個人情報を管理するに当たって、常に正確な情報を維持していきたいと考えます．本人又は代理人からの開示、訂正、利用停止等の求めがあった場合は、必要な確認を行ったうえで、可能なかぎり迅速に対応いたします。

8 本方針の更新について

本学会は、上記方針を改定することがあります．その場合、すべての改定はホームページ及び学会誌上で公表いたします。

9 個人情報の保護に関するお問い合わせ先

一般社団法人日本老年歯科医学会

〒170-0003 東京都豊島区駒込 1-43-9 駒込 TS ビル(一財)口腔保健協会内